

平成 28 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 28 年 12 月 7 日 開会

平成 28 年 12 月 15 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 7 日 (水)
(第 1 日)

平成 2 8 年 第 4 回 高 森 町 議 会 定 例 会 （ 第 1 号 ）

平成 2 8 年 1 2 月 7 日

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6 番 立 山 広 滋 君

7 番 森 田 勝 君

日程第 2 会期の決定

（1） 会 期 （9 日間）

自 平成 2 8 年 1 2 月 7 日

至 平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

（2） 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
1 2 月 7 日 (水)	本会議	議案審議
1 2 月 8 日 (木)	休 会	総務常任委員会
1 2 月 9 日 (金)	〃	文教厚生常任委員会
1 2 月 1 2 日 (月)	〃	建設経済委員会
1 2 月 1 3 日 (火)	〃	災害対策特別委員会
1 2 月 1 4 日 (水)	本会議	一般質問
1 2 月 1 5 日 (木)	〃	委員長報告・採決

程 第
3 諮 問
第 1 号
人 権
擁 護

- 委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 同意第 5 号 高森町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 同意第 6 号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 6 2 号 菅山辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 7 議案第 6 3 号 河原辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 8 議案第 6 4 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 5 号 高森町税条例等の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 6 号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 7 号 平成 28 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 6 8 号 平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 6 9 号 平成 28 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 7 0 号 平成 28 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 7 1 号 平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 3 番 | 後 藤 三 治 君 |
| 4 番 | 興 梶 壽 一 君 | 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 6 番 | 立 山 広 滋 君 | 7 番 | 森 田 勝 君 |
| 8 番 | 本 田 生 一 君 | 9 番 | 田 上 更 生 君 |
| 10 番 | 佐 伯 金 也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

- | | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 | 生活環境課長 | 松 本 満 夫 君 |

政策推進課長	馬 原 恵 介 君	住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	佐 伯 実 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	たかもりポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課課長補佐	岩 下 徹 君	総務課総務係長	岩 下 雅 広 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	山 田 耕 生 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成28年第4回高森町議会定例会の開会にあたり、ひと言御挨拶を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、公私御多忙のところ、本定例会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

本年最後の定例議会ということで、1年間を振り返ってみますと、やはり今年4月に発生いたしました熊本地震であります。同じ南阿蘇の西原村、南阿蘇村などは、御承知のように甚大な被害を受け、住民の皆さまは今もそうでございますが、大変不自由な生活環境の中で生活をなされているわけでございます。一方で西原村の行政・議会、南阿蘇村の行政・議会も、できることはやってきてるということでございます。

幸いですね、本町では直接的な被害は多くありませんでしたが、御承知のように主要道路がほとんどが寸断をされている状況でございます。回り道、迂回路等々はございますが、日常生活とはかなり違う生活環境に住民の方が立たれてるということに変わりはありません。よって、生活に大きな影響を受けることになっていることでございます。

一番御感心があられる俵山トンネル、俵山バイパスの復旧に関しましては、この12月中に開通をさせるというお約束をさせていただいておりますが、現状、今日の時点でも、非常に現場では24時間態勢で頑張られていらっしゃるということでございます。先般、議会のほうからも議員さんのほうからもですね、御指導いただきまして、できるだけ住民に分かりやすく説明も今もなされてるが、もっと分かりやすくできるならばやっていただきたいという御要望も受けまして、国土交通省のほうに掛け合いまして、12月2日に現場を視察させていただきました。12月2日は、南郷側から、すなわち、高森町南阿蘇側からトンネルに入って、トンネルを抜けて、そして、こういう道順を使って西原のほうに抜けるという動画を撮影させていただきました。動画の撮影の規制もあったわけでございますが、できるだけ分かりやすく伝えようということで、現時点では、たかもりポイントチャンネルを使って、皆様にお知らせできればというふうに考えているところでございます。

実際、私も道路を全部通らせていただきましたが、非常に現場の職員の皆様に感

謝を申し上げたいと、わずか6カ月弱でこれだけの工事をなされていた工事関係者の皆様、また、国土交通省、熊本県、西原村、南阿蘇村、高森町、特に地権者の皆様も御理解をいただいたことによって、12月の開通が現実になるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、地震後ですね、すぐに決めました電力の再構築確保ですね、そして、また道路の復旧、そして、今懸念されております南阿蘇鉄道の復旧と、養護老人ホーム湯の里荘の再建運営等々の問題の解決に向け、私なりにできる限りの努力をしてきたつもりでございます。まだまだ相当の時間と費用を要するというふうに考えております。具体的な形で復旧を見ることができるようまで、さらに努力してまいりたいと考えております。

特に南阿蘇鉄道の復旧・復興に向けた取り組みにつきましては、高森町の出身の方、もしくは南阿蘇出身の方の東京在住の方のお力、御協力をお借りして、全国的な支援の輪を広げるというところに力を注いでおります。国のほうも小さなローカル鉄道にやはり多くの企業がバックアップをする、もしくは、多くの方がバックアップをするということに少々驚いているところはあるようでございますが、今後も町といたしましては、さまざまなイベントを展開しながら、国の最終的な支援獲得に向けて頑張っていきたいというところでございます。議会議員の御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

また、もう1点、先ほど申し上げました養護老人ホーム湯の里荘の再建、運営につきましては、当町の広域議員さんも含め、それぞれの議会の皆様の御協力、御理解を得ながら、今後本格的な国との交渉に入る段階にきております。御承知のように、もう言うまでもなく被害自体が建物にはないという中での再建、支援となりますと、大変前例がないということで、私が申し上げることもなく、議会議員の皆様がこの大変なことは御理解をしていただけてるというふうに、私自身思っておりますし、その上で広域の議員さん、もしくは広域の管理者、副管理者と一緒にあって、この問題の解決に向けて、この12月も、また来年年明けて1月も2月も動いていかなければいけないかなというふうに考えているところでございますので、今後も御理解、御協力のほどをよろしくお願いしたいというふうに思っております。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、諮問1件、同意2件、条例制定及び一部改正、一般会計及び特別会計の補正予算案など議案の10件でございます。御審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君）　ありがとうございました。

ただいまから、平成２８年第４回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、６番 立山広滋君及び７番 森田勝君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成２８年第４回高森町議会定例会の会期につきましては、本日１２月７日から１２月１５日までの９日間と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１２月１５日までの９日間と決定しました。

-----○-----

日程第３ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第３、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員の白石吉勝氏は、２期６年間に至り同委員を務めていただいておりますが、平成２９年３月３１日の任期満了をもって退任されますので、その

後任として、阿蘇郡高森町大字尾下1505番地、鶴林かず子氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を求めるものです。

同氏は、人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方であり、人権擁護委員として適任者でございます。よろしく御審議の上、何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件については、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第4 同意第5号 高森町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第4、同意第5号、高森町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

該当者本人の退席を求めます。佐藤教育長。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第5号、高森町教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、教育長の佐藤増夫氏は、高森町教育委員会委員の任期が本年12月12日をもって満了されますので、改めて高森町教育長に任命したく議会の同意を求めるものです。

従来、教育委員長は教育委員の中から選挙をし、教育長は委員の中から教育委員

会が任命することとなっておりますが、平成２６年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員長と教育長を一本化した、新たな形の教育長を首長が議会の同意を得て直接任命するよう、同法第４条第１項に規定されているため、その任命について議会の同意をいただきたく御提案をしたものでございます。

皆様御承知のとおり、佐藤先生は長く熊本県の学校教育及び教育行政に携わってこられ、素晴らしい経歴と実績をお持ちであるとともに、本町教育長に就任後は、高森町新教育プランを策定し、これをもとにＩＣＴの導入など、本町の教育改革を精力的に進めていただいております、教育長として適任者でございます。よろしく御審議いただき、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。６番 立山広滋君。

○６番（立山広滋君） ６番 立山です。ただいま町長から任命の同意を求める議案の提案がありました。御存知のように、佐藤教育長は、平成２３年７月に就任、翌平成２４年１２月、２期目に入られ、教育行政のトップとして数々の実績を上げられております。まず、高森町新教育プランを策定し、高森の教育改革に取り組み、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育、ふるさと教育、このことが最たるものであります。

施策の中身は、１、コミュニティスクール学校運営協議会の取り組み、２、小中一貫教育の導入、３、ふるさと教育の推進、４、教育環境の整備であり、このような取り組みが評価され、平成２７年３月に総務大臣から地域情報化大賞奨励賞を授与され、同年１０月には日本教育工学協会（ＪＡＥＴ）から、学校情報化先進地域として認定されました。

また、平成２７年度から新教育プランの第２次ステージとして、１、首長部局等との協働による新たな学校モデル構築事業、２、英語教育強化地域拠点事業、３、人口減少社会におけるＩＣＴ活用による教育の質の維持向上に係る実証事業、これらの文部科学省の３つの事業を活用し、高森町新教育プランを強化推進しております。このような実績のある佐藤教育長には、引き続き高森町の教育行政のトップとして頑張っていただきたく、今回の任命同意に賛成するものであります。以上で

す。

○議長（田上更生君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号、高森町教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

本人の入場を認めます。

佐藤教育長に報告いたします。ただいま、同意第5号、高森町教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしましたので報告いたしておきます。

それでは、佐藤教育長、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。

新しい教育委員会制度の下での教育長として、草村町長より選任をいただきまして、また、ただいま議会の同意をいただいたということで、大変ありがとうございます。

本年は地震等で大変な年でございますが、実はひとつ記念する年でもございます。それは、夏目漱石先生が生誕、生まれられて150年、そして没後、亡くなられて100年、もう1つ、来熊、熊本に来られて120年という記念すべき年でございます。

夏目漱石先生は、明治30年、熊本大学の前身であります第五高等学校の10周年の記念式典で、教員総代として祝辞を述べられています。ここにありますがその祝辞の全文でございますけれども、その中の一節が、我が国の教育の不易として長く伝えられています。それは、「夫レ教育ハ建国ノ基礎ニシテ、師弟ノ和熟ハ育英ノ大本タリ」ということを述べられております。私どももこのことを心に置いて教育に携わってきたわけでございますが、このことは、草村町長が推進されております「まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくり」ということでございまして、高森の教育がそういった礎のもとに今進んでいるということでございます。

さらに加速という町長の方針もございますが、私、本日同意していただきまし

て、高森町で教育を受けてよかったと実感できる教育の推進にですね、さらに努めてまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

-----○-----

日程第5 同意第6号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第5、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員会委員の後藤福一氏は、平成24年から教育委員を務めていただいておりますが、その任期が本年12月12日をもって満了いたしますので、改めて委員に任命したく議会の同意を求めるものです。

同氏は、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を持たれ、教育委員として適任者でございます。教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。よろしく御審議の上、何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 8番 本田です。私は、色見地区の議員といたしまして、後藤福一氏の賛成意見を述べさせていただきたいと思います。

後藤福一氏におかれましては、1期4年間を務められました。後藤福一氏におかれましては、日頃から教育関係につきまして一生懸命にやっておられます。大変教育行政におきまして頑張っておられるところでございます。人格、識見ともに優れておられます。なお、教育委員として再度お願いしたいと思いますが、どうか議員各位の皆様方の御理解をいただき、御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

す。

○議長（田上更生君） そのほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第62号 菅山辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第62号、菅山辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） おはようございます。

議案第62号で提案いたしました、菅山辺地に係る公共的施設の整備計画につきまして、提案理由を説明申し上げます。

今回の整備計画は、町道の整備の変更に係るものであります。この整備計画は、事業実施に伴い必要な財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき御提案申し上げるところであります。

なお、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることになり、町財政にとりまして有利なものとなります。また、今回提案の条件となります熊本県との整備計画の協議につきましては、平成28年11月21日付けで終了しております。

最後になりますが、町道整備につきましては、10月19日、高森町一般会計補正予算（第6号）で提出しておりますことを申し添えます。

以上、今回提案しております内容について説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。１０番 佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君） １０番 佐伯でございます。主に草部・野尻地区におきましては辺地債が利用できるということで、財政の運用的には非常に助かるような状況になっております。そういうものを利用して、いろいろとやはり草部・野尻地区のライフラインの整備等をやっていかなければならないだろうと思っておりますけれども、以前もこういう問題がございました。

要するに菅山地区の水道工事等をした際においても、やっぱりそういうふうな事業を、補助事業、また単独費用を利用してということでありました。その際に私が申し上げておったのは、やはり費用対効果をその場合適用していいのかどうかという問題でございます。高森町は広いから、費用対効果だけではいけない部分もありますから、それを抜きにやはり住民の福祉の向上、住民サービスの向上というものを図っていかなければならないというのが、自治体の義務であると思うんですが、この中で言われてるその改良工事は４０年が経過し、老朽化と書いてありますけれども、まず建設課長さんのほうに、この件について、この目的の内容についてちょっとお聞かせいただきたいのですが、おおむね町道の延長、それと町道の本数ですね、町道は格付けがなされております。それについて、総延長がどのくらいの距離があり、本数的にはどのくらいの本数があるのかを、まずは参考のためお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） おはようございます。

１０番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御質問がありました道路の路線数が２１３路線あります。それと道路の総延長といたしましては、約２６２キロを有しております。それと道路につきましては３つの種別に分かれておりまして、１級道路、２級道路、その他の道路ということで位置づけがされております。

まず、１級道路につきましては、１２路線、総延長が約３８キロメートルということになっております。条件としましては、町内の主要部を縦横断し、または循環し、国県道と連結している重要な道路ということで位置づけされております。

次に、２級道路につきましては、１５路線、総延長が約５１キロメートルでございます。条件といたしましては、１級町道とあわせて町内の幹線道路網となっており、集落及び他の市町村に連絡する道路ということになっております。

3つ目がその他の道路ということで、186路線あります。総延長といたしまして約173キロメートルで、条件といたしましては、1級、2級以外の道路ということで位置づけされております。この取首・水湛線におきましては、2級道路ということで位置づけをしております。

以上、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。皆様方御存知のとおり、高森町はかなり広い土地を有しております。ですから当然各集落も数多く点在をしておる、その点在をしておる集落と集落をつなぐ、そして中を通っておる国道、県道とまた集落をつなぐということで、延長キロ数においてはかなり長いものであります。ですから、ただ、やはり高齢化が進んでおる、また集落の弱小化が進んでおる中において、今後その集落をどうやって捉えていくのかということでは、大変難しい問題があると思いますけれども、今回菅山のほうに通っております取首・水湛線においても、やはり一番端のほうに通っている道路でございますので、それがはたして今後の20年後、30年後、皆さん方が利用されているのかいないのかというのは分かりませんが、ただ現状においては、皆さん方の生活道路であることは間違いないわけであります。

ですから、辺地債を使われてこういう道路の改修をされることは、私としては仕方がないことだなとは思っておりますけれども、ただ、そのボリューム的なところを、予算的なところについては、今後御考慮をいただいて、住民の皆様方の要望に添う形であるならば、これだけ大きい道造ることが必要なのか、それとも、これを機会に若干縮小させるのかということも検討をしていただいて、総合整備計画の中で考えていただければ幸いかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 答弁はよろしゅうございますか。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 自席から失礼します。取首・水湛線におきましては、国道325号線と接続しておりまして、隣の高千穂とも連結しており、草部南部の幹線道路として重要な道路となっております。

議員がおっしゃいましたように、町道改良整備等につきましては、今後1・2級路線を中心に交通量等を勘案しまして、緊急性・必要性が高い路線から整備を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第63号 河原辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第63号、河原辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第63号で提案いたしました、河原辺地に係る公共的施設の整備計画につきまして、提案理由を説明申し上げます。

今回の整備計画は、堆肥貯蔵施設の整備の追加に係るものであります。この整備計画は、事業実施に伴い必要な財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき御提案申し上げるところであります。

なお、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることになり、町財政にとりまして有利なものとなります。また、今回提案の条件となります熊本県との整備計画の協議につきましては、平成28年10月25日付けで終了しております。

最後になりますが、堆肥貯蔵施設整備につきましては、9月8日、高森町一般会計補正予算（第5号）で提出しておりますことを申し添えます。

以上、今回提案しております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第64号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第64号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第64号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年の人事院勧告並びに熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職員の給与に関する条例を改正するものでございまして、主な内容といたしましては、第1条では、55歳を超えた職員は、通常の定期昇給を行わないこと。第2条は、扶養手当の見直しであり、配偶者については現行の1万3,000円を6,500円に引き下げ、子については、現行の6,500円を1万円に引き上げるという内容で、附則ではその経過措置を規定しております。

なお、月例級及び特別級については、人事院は引き上げの勧告を行いました、熊本県人事委員会は、熊本地震の影響により必要な調査ができなかったことや、県内の現状を総合的に勘案して、改定しないという勧告をしたため、本町もこれにならうことといたしました。

条例の改廃は、地方自治法第96条第1項に規定される議会の議決事件であるため御提案いたしました。よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第65号 高森町税条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第65号、高森町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） おはようございます。

議案第65号で御提案をいたしました、高森町税条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の税条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（地方税法施行令の一部を改正する政令）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年3月31日にそれぞれ公布をされまして、平成29年1月1日以降に施行されること、及び国税通則法、国税徴収法に準拠した条例の規定の整備が義務づけられたことに伴い、改正するものでございます。

主な改正概要につきましては、新旧対照表により御説明を行います。

新旧対照表の中で、第19条及び第48条並びに第50条の改正につきましては、法人町民税の修正申告の提出があった場合、その更正により増額、減額があった税額に対しまして、納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備、及び19条第3項では、町たばこ税に関する経過措置を明記したものでございます。

次に、第43条では、個人の町民税に係る改正でございます。先ほど御説明しました法人税法の内容と同様の措置をとることとされました。

また、附則第6条の改正では、特定医薬品等についての医療費控除の特例、これは平成30年から平成34年度まで、各年度分の個人の町民税に限りまして、医療費控除の特例を認めるための改正でございます。特定一般医療薬品等とは、医師の処方箋がなく買えるものの薬のことで、一般には市販薬と呼ばれているものを指しております。

第10条の2では、4項から8項を追記しまして、固定資産税等の課税標準額の特例の割合を示しております。

次に、附則第20条の2では、外国人居住者に対しまして、特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とするものであり、第20条の3及び第20条の2を新設することに伴います条ずれを補うためのものがございます。

また、附則におきましては、改正に伴います各条例の経過措置も設定されております。

以上、御提案を申し上げましたが、条例改正等の概要について御説明を申し上げます。御審議の上、御決定をいただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。今、税務課長が内容説明がございましたけれども、すぐ年が明けましたら皆さん方、申告の準備にかかられます。上位法が変わっております関係でこういうふうに変ってくるというのは分かっておるわけですが、なかなか申告をされる際に皆様方の意見を聞けば、非常に税金の申告は難しいと。去年はよくても今年がいけなくなったとか、そういうふうなお話を伺います。ですから、こういうふうな改正があった場合については、なるべく分かりやすく、例えを入れてですね、例を記して、以前はこのような申告でよかったんだけど、今年はこういうふうな申告の形になりますよとかいうようなやり方を、せっかくポイントチャンネルもございますから、その中で、要するに申告の方法とかいう番組を作って、そこで4コマ劇みたいにやっていただくというようなやり方をして、住民の皆様方に理解をしていただかなければやっぱりいけないんじゃないかなと思っておりますので、その点については、今後TPCと番組内容をどういうふうなドラマ化でいくか、それとも寸劇でいくかと、そして、それに解説を入れるかと、そういうことは大変難しいとは思いますが、やはり申告は申告ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 10番 佐伯議員の質問にお答え申し上げます。

税の申告というのは、非常に住民の方からすれば難しい部分も相当あります。今回は新しくマイナンバーを申告書の中に記入する必要がございます、高齢者の方のマイナンバーの紛失とか置き忘れというのは、非常に今から問題になろうかと思っております。これにつきましては、広報のほうとTPCを使ってしっかり広報したいと思っております。

そして、また、今おっしゃったように、申告のやり取りをひとつのドラマというか、番組にしてやるというのは、非常に良い御提案でございますので、我々職員で練りながら、一般的な部分の申告のやり取りというのを考えて、ＴＰＣあたりで流したいと思っております。

先ほど申しましたように、マイナンバーにつきましては、非常に何べんも周知しないと分からない部分がありますので、ＴＰＣの下でテロップで、毎回番組を下に流そうかなというふうにもしております。いずれにしても、やはりなかなか申告というのは、一歩足が向かないような部分もありますので、気楽に、気軽に申告に来ていただくような方策をですね、我々としてもとってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６５号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第１０ 議案第６６号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第１０、議案第６６号、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。

議案第６６号で御提案いたしました、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

本町の教育におきましては、高森町教育プランに基づき小中一貫教育に取り組んでおります。平成２７年６月に学校教育法の一部が改正され、これまでの小学校、中学校等に加えて義務教育学校が新たなコースとして位置づけられました。このこ

とは、本町が確かな学力や豊かな心の育成等を目指して取り組んできました小中一貫教育が制度化され、一層推進することができるようになりました。このことを受けて、高森東小学校、高森東中学校を、平成29年4月1日から義務教育学校として新たに設置を考えております。慎重審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第67号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第67号、平成28年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第67号で御提案いたしました、平成28年度高森町一般会計補正予算（第8号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,065万7,000円を追加し、予算の総額を58億135万7,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。地方債補正といたしまして、緊急経済対策道路整備事業債、避難所備蓄倉庫整備事業債、災害対策事業債を追加いたしております。また、変更分として、町道整備事業の過疎債を減額しておりますが、これは町道西原・前原線に係るものであり、一度削られた事業費を、国の補正第2号により緊急経済対策枠の増額での採択を受けた関係で、その増額分に係る起債額の3,500万円について、過疎債から緊急経済対策道路整備事業債に組み替えるものでございます。

なお、補正予算債となりますので、交付税措置は50%、残余分は普通交付税の単位費用で措置されることとなります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開きください。第 15 款県支出金の災害救助費繰替支弁金と災害弔慰金につきましては、いずれも熊本地震にかかわるものであり、災害弔慰金支給審査会において 3 名の方が災害関連死と認定されたため、国 2 分の 1、県 4 分の 1 の補助金をあわせて計上したものです。また、農林水産業費県補助金の経営体育成支援事業補助金につきましても、熊本地震により施設被害を受けた農家への補助金であります。

次に、第 17 款寄附金におきましては、ふるさと納税寄附金、消防団退職者寄附金、また、熊本地震災害寄附金を追加計上いたしました。

10 ページをお開きください。第 18 款繰入金では、財源調整として財政調整基金からの繰り入れを、また、ふるさと応援基金及び高森町災害基金からの繰り入れも計上しておりまして、こちらの活用につきましては、後ほど概要書にて御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書とは別にカラープリントしております。こちらの補正予算概要書に沿って御説明を申し上げますので、御準備のほどをお願い申し上げます。

概要書の右下に掲載しておりますスライド番号をお知らせしながら御説明いたしますので、御確認をお願いいたします。

スライド 2 の目次を御覧ください。補正 8 号では、1、熊本地震関連事業、2、ふるさと納税活用事業、3、高森町災害基金活用事業、4、単独事業に分けて掲載をいたしております。

スライド 3 を御覧ください。スライド 3 はこの部分です。熊本地震関連予算の一覧を計上いたしております。上から 2 段目の民生費熊本地震災害救助費では、熊本地震災害弔慰金を計上いたしました。先ほど歳入のところでも御説明いたしましたが、災害弔慰金支給審査会において、3 名の方が災害関連死と認定されましたので、補正 2 号で既に計上いたしております 250 万円と合わせて、予算額を 1,000 万円とするものでございます。

なお、弔慰金の額につきましては、法律で定められております。災害関連死と認定された方が生計を維持していた方につきましては 500 万円、それ以外の方は 250 万円となっております。

スライド 4 を御覧ください。震災ごみ収集運搬処分委託料と仮設トイレの汲み取り料につきましては、国の査定を受けました。補助金が確定いたしましたので、今

回減額調整をさせていただきました。なお、補助残の地方負担分につきましては、災害対策債で対応することとしており、右下の赤で囲んでおります部分に記載しておりますが、熊本地震の特例措置として交付税措置が95%に拡充されております。

スライド5を御覧ください。ふるさと納税活用事業のところでございます。今回、ふるさと納税活用事業といたしまして計上をさせていただきました。町民の健康増進を図るため、総合型スポーツでは、高齢者の方に、最近特に人気のパークゴルフ教室を4月から立ち上げることとしておりまして、その準備としてパークゴルフクラブセットを整備するものでございます。そのほかの事業につきましても、保育園、小学校、教育を基本にいたしております。あとは地域の福祉の部分の事業でございます。

スライド6におきましては、ふるさと納税の寄附金と基金の状況を掲載させていただいております。左下に記載したとおり、平成27年度末の基金残高9,262万3,000円から、平成28年度ふるさと応援基金を活用した事業の総額6,261万7,000円を差し引きしますと、残高は3,000万6,000円となります。これに今回計上しております積立額の3,247万8,000円をプラスして、補正後の基金残高は6,248万4,000円となります。

スライド7を御覧ください。こちらは高森町災害基金活用事業を掲載いたしております。10月8日に発生いたしました阿蘇山の爆発的な噴火により、現在も噴火警戒レベルは3に引き上げられたままとなっております。また、大変活発であるということが新聞等にも載っているわけでございます。これから冬を迎えるにあたり、風向きに関しましては、御承知のように高森方面に直撃になるというふうに思われますし、また経験もいたしました。今回の予算計上分を含め、降灰対策用の備品は、こちらに掲載したとおりとなり、有事の際は町民への貸出しも行うこととしております。

次に、スライド8を御覧ください。南阿蘇鉄道復旧支援対策チーム高森実行委員会への補助金を計上いたしました。11月27日に開催したイベントでは、悪天候の中約2,500名の方にお越しいただきました。今後も南阿蘇鉄道復旧気運の醸成と南阿蘇鉄道利用客減少対策として、イベントの実施や周知、啓発を行ってまいります。

スライド9を御覧ください。こちらは高森町災害基金の状況を掲載しております。今回補正後の基金見込額は2,183万円となっております。

スライド10を御覧ください。単独事業として、高森温泉館の修繕料を計上いたしました。高森温泉館につきましては、議員の皆様にも御参加いただいております公共施設あり方検討協議会において、検討中の施設の中の1つでございます。アンケート調査の結果は出ておりまして、アンケート調査の結果に対しての諮問という形でございますが、協議会の中でも出ている問題といたしまして、平成6年の開館から22年が経過をいたしまして、さまざまな部分で老朽化が進んでいるため、今回の修繕料はその一部であります。気温が低下する冬場において、温泉館運営に支障を来していることから、これは応急的な修繕になりますが、ボイラーの修繕として予算計上するものでございます。

以上、今回御提案いたしております補正予算について、その概要を概要書のもとに御説明を申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） お諮りします。開会後1時間経ちましたけれども、質疑については多岐にわたりますので、時間等も必要かと思いますが、ここで休憩を入れますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） それでは、しばらく休憩したいと思います。

11時15分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号、平成28年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。今回ふるさと納税活用事業ということで、いくつかの事業に予算が計上されておりますが、私、9月でも質問したことに関連がございますけれども、9月の補正予算で、私立保育園の防犯カメラ設置は、補助金に該当したからということで、そのときに高森幼稚園はどうかというお尋ねをした経緯がございます。そのときには、今申しましたようなことで、補助金該当ではなかったということで納得はしていたわけなんです、今回ですね、13ページに町

立保育園の防犯カメラ設置ということが、同ふるさと活用事業ということで計上してございますけれども、御存知のように保育園、幼稚園は本町には4園ございます。その中で私立保育園、高森保育園ですね、9月の補正で一応設置ができるようになった。今回、町立保育園でも2園が防犯カメラ設置予算が計上されております。となりますと残りは幼稚園だけということになります。子どもたちからすれば、どこの園に行こうが同じ条件だと私は思っております。

そういった意味で、今回、幼稚園の予算があがらなかった経緯と、そういったことを考えられたのか、あるいは、それを設置する必要がなかったのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 安藤吉孝君。

○住民福祉課長（安藤吉孝君） お疲れさまです。3番 後藤議員さんのただいまの御質問にお答えをいたします。

9月の議会ですね、高森保育園の見守りカメラとほかの事務的なパソコン関係が出ました。高森保育園は見守りカメラでございます。そのあと御指摘がございましたとおり、幼稚園にもお尋ねをいたしまして見積りも取りました。幼稚園、保育園ともに防犯カメラのほうは設置済みでございまして、今回は必要ございませんということでお答えいただきましたので、町立保育園2園だけになったということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。今回の補正で国・県の補助金の返還金が数件出ております。これは民生関係、それから農林水産関係でございますけれども、返還金が生じた理由等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 安藤吉孝君。

○住民福祉課長（安藤吉孝君） 5番 芹口議員さんの御質問にお答えいたします。

償還金といたしまして、福祉関係、児童関係でございますけれども、保育園、幼稚園へ措置費の支払をしておりますが、平成27年度の額が確定いたしまして、超過で受けていた分の国庫分が580万円ですか、それと県費分が168万円の償還が出まして、504万1,000円の返還が生じたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） こんにちは。5番 芹口議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の償還金の返還でございますけれども、シカ・イノシシの駆除に関する補助金でございます。当初、昨年の１２月ぐらいだったと記憶しておりますけれども、大変駆除の活動が活発になりまして、頭数が相当前年に比べて伸びているということで、最終的にどのぐらい捕れるかということで、県のほうから需要額調査等がありまして、今のままの状況でいけば、もう少し捕れるんじゃないかというところで、補助金が足りなくて困るということで補助金の請求をさせていただきました。ただ、実質的に２月、３月等になりまして、年度内の駆除の頭数が、恐らく駆除の関係だろうと思いますけれども、イノシシ・シカの生息域が移動があったというふうに担当から聞いております。その関係で当初予定したところよりも、実質的に捕獲頭数がそこまで達しなかったということでございます。

補助金総額でいきますと、９０８万９、０００円が補助金として、今現在うちが歳入として受け入れてる金額でございます。その中で６９２万円分は事業実施が終わっておりますので、差し引きの２１６万９、０００円を返還ということで返還をさせていただくこととなりました。以上でございます。

○議長（田上更生君）　５番　芹口誓彰君。

○５番（芹口誓彰君）　はい、芹口でございます。補助金の額の確定に伴って返還金が生じたということでございますけれども、額が決定した時期はいつぐらいかお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君）　住民福祉課長　安藤吉孝君。

○住民福祉課長（安藤吉孝君）　自席から失礼いたしますが、時期につきましては、ちょっと私も把握しておりませんので、後日委員会のときでよろしくお聞きいたします。

○農林政策課長（後藤健一君）　自席から失礼いたします。今回のこの額の確定でございますけれども、県のほうで集計が終わりしましたのが年度末、出納閉鎖の５月の頭ぐらいだったというふうに記憶しております。そういうことで現時点では減額等の措置が不可能だったということで返還ということになりました。以上でございます。

○議長（田上更生君）　すみません、失礼しました。

そのほかございませんか。１０番　佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君）　１０番　佐伯でございます。今回の補正の中で、町長の頑張りが表れたのが、町道整備事業の過疎債の減額であったと思います。事業費については９月の議会であったでしょうかね、出してありましたから、その財源等について

てこういうふうに新たな予算、新たじゃないんですけども、もともとの計画しておった予算が確保できたということは、ありがたいことであるというふうに思っております。

ただ、これが確定することで、今度は工事に入っていくわけですね。その工事に入っていく際において、今いろいろな大手の企業さんたちは、国の災害復旧工事のほうに取り掛かれていらっしゃいます。工事を発注する際に最初から工期延長ありきで発注をするわけにはいけないと思います。やはり適正工期というものを考えて工事を出していかなければならないと思うんですが、防災道路について今後どのような形で、進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

それとあと1つ、ふるさと納税は、この高森町の自治体において大変ためになるというか、一役を担っておる財源であるというふうに私は考えております。これ発信力が非常に強いから、これだけの金額が毎年ふるさと納税で入ってくるわけで、ふるさと納税が増えてくれば、その分経常収支比率においても改善されてくると。本来、高森町が一般会計なり起債なりを起こして、子どもたちの教育環境、または社会教育関係、いろいろな事業に対して予算を組まなければならないところが、ふるさと納税のおかげで、そちらのほうから代わって事業をしていただけるということでは、大変助かる事業なわけなんですけど、ただ、実入りがどの程度に、実入りをなるべく多くしていきたいというのが私どもの考えです。

要するに、入ってくるのは大きいんですけども、それに対して経費がかかりすぎたんじゃない、やはりちょっと考えるなというふうなわけで、お返しの品代金について、今のように各自治体がお返し、返礼品について競争をしていくと、今後においては実入りがかなり減ってくるような気がいたします。そうするとやっぱり振り分けをする際に、やはりその振り分けをしていく予算も減ってくるわけですが、今後この返礼品についてどのように考えていらっしゃるのか、新年度に対して、もう今から予算編成時期でありますので、お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それと、農林政策課のほうにお聞きをいたします。今、減額等があっっておったことに対して、芹口議員のほうから御質問がありましたけれども、事業をする以上はやっぱりその農家の皆さんたち、農林業の皆さんたちに、ある程度の効果が実感できるような事業でなくてはならないと思っております。ですから、今回出ておりますその農地中間管理事業に係る協力金の減額にしてもですね、これはどういうふうなわけでこの協力金が減ってきたのか。それと経営体育成支援事業の補助金、これ

は被災農家、主に畜舎であつたりすると思うんですが、要するに復旧工事はおおむね終わっておるのかどうかということもお聞かせをいただきたい。これは恐らく予算が出ておりますから、見積りですから今から恐らくされると思うんですが、どのように対応されていらっしゃるのか、当該農家の方たちが今ですね、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

防災道路の進捗状況ということで御質問がありましたが、ただいまの用地の分は全部契約を完了しておりますが、立木補償について数件ですね、今、交渉中でございますので、早急に交渉を成功させまして、工事のほうに取り掛かりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、西原・前原線に関しましてでございますが、やはり議員も県に行かれたときに県の土木部のほうが申し上げていましたとおり、市町村が要望する約38%と、数字的なものも県がしっかりあげてくるぐらい予算が減額をされているところでございます。来年度以降も続くということでございまして、私の作戦といたしましては、緊急経済対策で予算を取ってこなければ、ほかの事業にもこれがひびいてくることがございますので、予算を取りにいくわけでございます。

幸い熊本県内で一般の今回の復旧にかかわるもの以外での、この経済対策で採択をなされた土木事業に関しては、高森町が多分金額は、一般道に関しては一番多いのではないかなというふうに思っておるところでございます。それも地元の方の強い要望と数十年前から言われております、議員も御承知のように日ノ尾峠、要はこの高森から阿蘇市まで最短で行く道路をやはり造らないといけないと。いつかはこの西原・前原線が日ノ尾峠に代わるだろうというところで進めているところでございます。

当然、最初に通常通り町にいただいた、市町村にいただいた割合での発注は、当然地元頑張っていたいただきたいと思っておるところが、個人的な私の見解でございます。ただし、緊急経済対策分に関しましては、やはり国・県の指導が極めて強いわけでございまして、先ほど議員がおっしゃったように、やはり工期は絶対、まず繰り越しありきはできないということが1点と、そのレベルに応じた形でというところが、そういうことでの御指導になるというふうに考えているところでござい

す。

また、現在、国が俵山バイパス等も含めて、直轄事業でやっておりますが、正直申し上げまして、一番困ってるのはマンパワー不足とオペレータ不足、それともう1つが、ダンプの確保、もしくは合材の確保、それと私も勉強に先般視察にまいりましたが、女性の方の職員さんが増えております。しかしながら、女性の職員さんの場合には、仕事の環境もそうでございますが、やはり通常の仕事に向かうまでのですね、昔の今の現場の言葉で言いますと、飯場の環境等々も含めまして大変考慮しなければいけない、女性の職員さんにも頑張ってもらわなければ、俵山バイパスに関しては完成がなされないという状況もありまして、一般の工事もそのようになってくるのではないかというふうに考えております。

御承知のように熊本県内、被災地に関しましての入札状況は、不落であったり入札辞退であったりが多発しているところでございます。やはり大きい会社に御協力いただかないとできないところが多々あるというところは、やはり仕方ないところではないかなというふうに考えておりますが、地元育成も当然考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

当然これは建設課所管ですので、建設課がですね、まだ用地が終わって、今、立木の補償中での交渉という先ほど発言をいたしました、速やかに進めてまいりたいと。また、速やかに進めなければ来年度以降が厳しいようになるというのは一目瞭然でございますので、国に対しても強く、高森町は、この工事に関してはすぐできるという姿勢を見せたいというふうに考えているところでございます。

ふるさと納税に関しましては、この金額はすべての経費を引いて、純粋に町に入ってくる金額でございます。佐伯議員がおっしゃったように、返品の割合が高くなれば、入ってくる分が少なくなるということでございます。現在、高森町は約4割を考えておって、最初からそのスタンスは変わっておりません。しかしながら、あか牛に関しましては、御承知のように極端に値段が上がっているところでございます。これを今シーズンは量で若干調整をするか、もしくは、品物を変えるかしか方法がないわけございまして、ほかの自治体のように6割、8割の返礼品の割合に増やす予定は今のところございません。ただし、よくある10億円や20億円、30億円稼いでる自治体の大半が5割以上、私が知る限り7割ぐらいのお返しをしているところが、金額が増えているところでございます。

極端な例を言いますと、同じ九州で40億円、その自治体の一般会計を超えるぐらいの稼ぎがあるところもございまして、稼ぎという表現よりも事業をなされてる

ところがございますが、そこは返礼品と事務の手数料、職員のマンパワー、もしくは臨時の雇用のマンパワー含めまして、約85%充てている、すなわち40億円入りがあっても、6億円ぐらいが実際の実入りだという自治体もあるわけでございます。しかしながら、6億円あるということで、どちらを取るかというのが私は選択肢かなというふうに考えております。

現在の高森町は、専門の職員はおりません。よくほかの自治体から、何人でやられてるんですかということを多くの首長さんから聞かれますが、うちは1人で、それも担当がほかも持っておって1人でやっております。そのためにほかの職員を雇わない、人件費を使わない、そして、4割以内に抑える。そして、オペレーションが確定してる商品を選ばないと1人ではできません。オペレーションというのは、オーダーをして、オーダーから発送まで、商品管理までを全部一元化してる状態であれば、うちの職員の手数が増えますし、間にいろんな事務手数料が取られる、そして商品の発送が遅れる、悪循環になりますので、オペレーションが確定してる商品を選びたいというふうに考えております。あか牛の事業に関しては、事業でやっておりますので、当然得たふるさと納税の中から、畜産の推進事業を続けていかなければいけないというふうに考えております。

それともう1点が、送料が重量で重さが重くなりますと送料が大変嵩みます。また、送る品物に生ものが入ったり、もしくは、例えばその管理がしっかりできてなければ返品も増えるわけでございますし、ある自治体によりますと、返品が増えすぎてとんでもないような状態になったというお話も噂では聞いておるところでございます。

そういうことも含めまして、商品が完成されていて、なおかつ、南阿蘇高森を想像できるもの、そして、その次に熊本県を想像できるもの、そして、高森町といたしましては、友好のこの横軸連携を結んでおります天草市の産品であったり、もしくは長野県高森町の産品であったり、相手側が許していただけるとするならば、しっかりした形の上で商品を選んでまいりたいというふうに思っておりますが、こちらが行政視点で商品を選んだといたしましても、少なくともオーダーをなされる方は消費者でございますので、やはり消費者の感覚をいかに持つかということが大事であるかなというふうに考えているところでございます。

今年は、高森の場合はあまりありませんが、南阿蘇村、益城が、返礼品を要らないと言われるふるさと納税の寄附が大変多ございます。非常に熊本地震後、ふるさと納税は高森は多分落ちるだろうというふうに考えておりましたが、できる限り頑

張ってる、営業も努めているところでございます。

また、今後ですね、どういう商品がいいかというのは、議員の皆様方からのアドバイスもいただきながら、ベースとして職員が1人で、ほかの仕事もかかえながらやれる環境、プラス4割以内に抑える、プラスオペレーションが確定している商品、すなわち人手がかからない、もしここに人手をかけるとするなら、極端な話、ふるさと納税課もしくはセクションを作って、職員をほかの自治体のように3、4名専門であたらせて、プラスしてアルバイトのような人材を何名か入れて、カタログを発送するような形で送ってる自治体は、数億円いってるところでございます。どちらに方向性を持っていくかというのは、私の考え、一存では決めることはできないというふうに思っておりますので、議員の皆様のお協力とアドバイスをいただければと、こういうふうに思っております。

なぜ1人で始めさせたか、なぜそういう形でやってるかと申しますと、やはりふるさと納税の本質の部分に関しまして、やはりいろんな議論が出てくるだろうという予想もございました。しかしながら、やはりどうしてもですね、佐伯議員がおっしゃるように、税収が欲しいというところと、ふるさと納税に納税をしていただいた方のほぼ9割以上の方が、教育や次世代の子どものために使っていただきたいというふうに意見が多ございます。と同時に、高森町の災害支援金に関しまして、ほとんどの方が南阿蘇鉄道の復旧、もしくは、福祉等々に使っていただきたいというところがございますので、やはり納税をしていただいた方の意思にそぐうような形に持っていければというふうに考えておるところでございます。

また、先ほど後藤議員が御質問をなされましたが、高森幼稚園のほうにも議会からの提案、強い要望によって、いかがですかというお話もさせていただきました。防犯カメラはもう付いてるということでございましたので、では見守りカメラは付いてないんじゃないのかということも、担当課に調査をさせましたところ、見守りに関しましては、それぞれの園でいろんな形があるということで、できればほかのことをやっていただきたいということでございますので、今後も町立保育園、私立保育園、幼稚園、区別することなくやってまいりたい。そのためには、佐伯議員がおっしゃるように、ふるさと納税でより納税をしていただけるような高森町に持っていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

また、芹口議員の御質問でございますが、農政のほうはしっかり努めておりますが、私のほうの見込み違いの部分がありましたところを、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。県との交渉の中で、有害獣の被害が大変激しいという

ことを、私が再三再四熊本県にやり合ってきております。その中で、このお金じゃ足りないというところで、オーバー的な表現を私がする癖がございますし、それが私の手法でございますので、大変事業課には御迷惑をおかけしたところでございます。しっかり私自身、来年度は積み上げたいというふうに思っておりますので、また御協力とアドバイスのほどをお願いできればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 農林政策課審議員 古澤要介君。

○農林政策課審議員（古澤要介君） 10番 佐伯議員より御質問いただきました、農地中間管理機構の集積協力金の593万3,000円の減額について御説明をいたします。

まず、この集積協力金につきまして、平成27年度は面積によりまして、30万円、50万円、70万円という経営転換協力金の設定がございましたが、平成28年度からは反当たり3万5,000円という計算方式になった、というふうに減額されたのが1つの原因でございます。

それから、平成27年度につきましては、平成26年から貸付け希望をなされていた方のストックがございまして、草部における法人の設立におきまして集積が増加いたしましたして、28.2ヘクタールの集積がございましたけれども、本年度は12.8ヘクタールになる予想がございましたので、減額させていただいたということでございます。

それから、この協力金の算出方法も、平成27年度は、平成28年3月までのぎりぎりまで集積が終える、県が認可、公告するものについて認められておりましたが、本年度は12月までに県が認可、公告したものについて申請をしてくれというふうに算出方法が変わりましたので、593万3,000円の減額ということになりました。以上でございます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

農林水産業の地震に対する対策費ということで計上いたしております経営体育成支援事業の詳細について、手元に書類が十分ございませんので、概略だけ御説明させていただきます。

今現在、申請があがっている農家さんは、7戸の方から申請があがっております。申請の内容は、農舎の損壊によるその修繕等に係る分、それから、地震の影響によりボーリングの用水が枯渇したということで、その用水確保に対しての要望、

それから、地震等によるその施設等の損壊によりまして、農業機械がその影響で損壊を受けたということで、それに対する修繕に対しての要望等が出ております。

いずれも今回の議会の予算の御承認を得てから事業に今からかかるところでございまして、まだ一切事業等には着手しておりません。そういうことで、県等の補助金等については、並行して今現在、承認を得るということで今、動いておるところでございます。

それから、先ほど5番 芹口議員さんから、先ほど償還金の確定等について御質問がございまして、私、5月の上旬というふうにお答えしたかと思えますけれども、償還金の確定時期につきましては、ちょっと私のほうもはっきりお答えすべきではなかったと思いますので、委員会の折に、その時期につきまして、改めて御返答いたしたいと思えます。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 町長、ありがとうございました。

ふるさと納税については、やっぱり努力と啓発、皆さん方の高森町に対する御理解というものが、このふるさと納税につながってくるものだと思っております。ですから、返礼金について40%というものをある程度基準に考えておられるということで、今の額からすれば、恐らく40%ぐらいが限度かなと思えます。

言われたとおり、やっぱり40億円も50億円もふるさと納税があつてところは、やはりそれが返礼金については70%いっても80%いっても、私はいいいんじゃないかなと思えます。また返礼品がですね、贅沢を言うならば、返礼品がやっぱり高森の産業の、ひとつはやっぱり収入のプラスに寄与するような形でつながっていけば、またそれはそれとして一石二鳥になり三鳥になってくるといふふうに考えております。

ですから、肥後のあか牛等についても、私はプラスであると思えます。ただ、馬刺しについては、いかがなものかなというふうに私は考えております。ですから、ただ肥後のあか牛については、言われたとおり値段がどんどんどんどん高騰しております。肥後のあか牛についてのその肉の考え方については、それぞれ皆さんいらっしゃると思いますから、私の考えを押し付けするわけはいきませんので、それについては今後、町部局のほうと議会のほうで、いろいろと返礼品についての話合いがあるときに、意見を述べさせていただきたいと思っております。

それと、建設課長が言われた立木補償の件で、もうちょっと時間がかかりそうだと言われておりますが、本来この道路については、確かに町も一生懸命頑張って、

防災道路を造ろうということでやっていかれておると思います。しかしながら、やっぱり地域の皆さん方たちの要望が非常に強い結果、やっぱりこういうふうな予算措置をされて、頑張って造ろうじゃないかということになってる。将来的には日ノ尾峠のほうをつないで、阿蘇市の５７号線あたりとの連携も考えようというような、希望的な道路であります。

そういう中で、やはりあそこの立木は、前原地区の方たちが植えてるんです、大半、熊本市とか福岡県の方たちが来て植えてるわけじゃないんです。だから、一番厄介なのは、道を造ろうとしてその用地になるところに、その地域と全然関係ない人たちが用地を持っていっちゃったり、木を植えてらしたりすると、僕はそこの土地にはあんまり関係ないからという形で、用地交渉等で少し時間がかかったりすることがあります。

しかしながら、あの地域については、ほとんどが地元の方たちが所有されておる土地であります。立木についてもその方たちであります。そうやってきたときに、立木についての条件がいろいろ出てくるというのは、私からすれば不思議でならない。やはり道ができることであるならば、率先して協力しますよと言っていたのが、私は当たり前だと思ってますね。ですから、この件については、立木補償については、私、個人的には強気に交渉していただきたい、皆さん方と同じような立木補償のやり方でやっていただいて、地域の防災を担う道路でありますし、将来の高森町の５７号線へのつなぐひとつの産業の道路でもあると私は思っております。その意味からして、地域の方たちが要望されてる、町も一緒に要望しとるじゃないかと言われればそうかもしれないけれども、皆さんたちの財産を守るために私たちはこの道路をちゃんと可決してるわけですから、その点についての用地交渉については、強くやっていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。答弁は要りません。

○議長（田上更生君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６７号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 12 議案第 68 号 平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 12、議案第 68 号、平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） お疲れさまです。議案第 68 号で提案いたしました、平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ 593 万 1,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 2,158 万 4,000 円とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳入の予算の主なものについて御説明申し上げます。

第 4 款国庫支出金、第 7 款県支出金、それぞれ 24 万 2,000 円増額いたしております。これは平成 27 年度特定健康審査等負担金の確定に伴うものでございます。

第 8 款共同事業交付金につきましては、高額医療費交付金を 225 万円、保険財政共同安定化事業交付金を 319 万 7,000 円増額しております。

続きまして、7 ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第 2 款保険給付費、2 目退職被保険者等療養給付費につきましては、760 万円増額しております。これは診療報酬の支出額の実績、また今後の支払が見込まれることから増額したものでございます。同じく 2 項 2 目退職被保険者等高額医療費につきましては、45 万円増額しております。

第 6 款共同事業拠出金、1 目共同事業医療費拠出金につきましては、450 万円増額しております。これは、これまでの実績及び今後の見込みにより増額するものでございます。

8 ページをお開きください。第 11 款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提出しております補正予算の主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただき御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わ

ります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第69号 平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第69号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第69号で御提案いたしました、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ30万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,693万3,000円とするものでございます。後期高齢者医療被保険者の方が死亡、また転出された場合、納めすぎた保険料の差額の還付が生じます。今回はその還付に伴う補正でございます。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。

第5款諸収入、1目保険料還付30万1,000円増額いたしております。これは後期高齢者医療広域連合からの歳入であります。

7ページを御覧ください。歳出予算について御説明申し上げます。

4款1目一般被保険者保険料還付金につきましては、先ほども申し上げましたが、保険料の還付に伴うものでございます。

以上、今回提案しました内容について御説明申し上げますが、御審議いただき御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第70号 平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第70号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第70号で提案いたしました、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正の増額は行わないで、歳出の組み替えを行うものでございます。

7ページをお開きください。歳出予算について御説明申し上げます。

第2款保険給付費、2項1目介護予防サービス等諸費を1,443万3,000円減額し、2款6項1目特定入所者介護サービス等費に1,293万3,000円。

第7款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金を150万円増額するものでございます。

以上、今回提出しております補正予算について説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 15 議案第 71 号 平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 15、議案第 71 号、平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第 71 号で御提案いたしました、平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、熊本地震で被災しました簡易水道施設の修繕経費について、起債が見込めますことから、一般会計の繰入金との調整を行うこととございます。

まず、4 ページをお開きください。2 表、地方債の補正につきましては、追加といたしまして、地方公営企業等災害復旧費事業債を 690 万円追加いたしております。

次に、7 ページをお開きください。歳入の町債におきましては、その災害復旧費債 690 万円を計上し、一般会計からの繰入金 723 万 4,000 円を減額補正しております。

次に、8 ページをお開きください。歳出につきましては、熊本地震災害復旧費を 24 万 2,000 円減額し、予備費での調整を行っております。

以上、今回御提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 16 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第 16、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。12月8日から12月13日までは休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、12月8日から12月13日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後0時10分

1 2 月 1 4 日 (水)

(第 2 日)

平成 28 年第 4 回高森町議会定例会（第 2 号）

平成 28 年 12 月 14 日

午前 10 時 00 分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問について

議 席	氏 名	事 項	要 旨
5 番	芹口誓彰	平成 28 年熊本地震復旧、復興計画(案)について （「まちづくり」の復旧、復興について）	①インフラ整備の具体的取り組みについて ②情報発信体制の具体的取り組みについて ③自主防災組織の現状について ④生徒、児童の避難誘導について
7 番	森田 勝	温泉館の今後は	①意識調査を 2 回行われたが、行政の中で検討されたのか ②調査以降は営業努力されたのか ③年数が経つに連れ修理費がますますかさむと思われるが ④議会報告会でも、たくさんの皆さんから質問を受け、公共施設あり方検討協議会の中で検討され、結論が出たのち、町長はどのように判断されるのか

6 番	立山 広滋	町長政策集の進捗状況	①政策集全体から見た政策の進捗状況 ②町長の２期目が半分を経過したが、振り返ってみてどういった前半であったか。また、政策集の課題の改善や解決等具体的にあげると ③政策集に対する４月の熊本地震の影響は ④残任期間をどのようにして政策集の実現に向けて進もうとしているのか
10 番	佐伯金也	住宅密集地での火災対策について	①小国町での大火事で学ぶことは何か ②火災で一番大切な物、水利について本町住宅密集地で、もし火災が発生した場合、最小限の被害で終わらせることが出来るのか
		今後の本町の財政運営やその対策について	①熊本地震により県内各被災自治体に予算が振り向けられるのは当然であるが、限られた財源から被災自治体に振り向けられたことで、本町の財源見込みは非常に厳しくなると思うが、本町は今後どのようにしてやっていくのか

4 番	興梠壽一	熊本地震について	①被害状況と復旧状況について （町道、農道、私道、農地、牧野、家屋、神社仏閣等） ②公費補助対象外のコミュニティー施設等の対応について ③災害（復興）基金について
		避難所について	①各指定避難所の耐震性、耐久性と指定避難所への備品等の整備状況は ②支援物資の受入、配給と指定避難所及び自主避難所に対する行政からの支援の内容は
		南阿蘇鉄道について	①南阿蘇鉄道への支援と今後の復旧等について
3 番	後藤三治	就学援助とスクールバスの高校生対応を	○就学援助 ①就学援助（要保護・準要保護）を受けている人数は ②就学援助者の認定はどうされているのか ③郡内の状況は ④どのような費用を援助しているのか ⑤就学援助の見直しの考えは ○スクールバスの高校生対応を ①現在スクールバスが運行している管内の高校生の人数は ②高校生のスクールバス対応は出来ないのか

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	松 本 満 夫 君
政策推進課長	馬 原 恵 介 君	住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	佐 伯 実 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	たからポイントチャネル事務局長	東 幸 祐 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課課長補佐	岩 下 徹 君	総務課総務係長	岩 下 雅 広 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	山 田 耕 生 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口です。

通告に従いまして質問をいたします。

4月に発生いたしました熊本地震では、本町でも最大震度5強を観測し、生活の重要なライフラインであります電気や水道もストップいたしましたし、町内14の避難所において、14日から22日にかけて、延べ4,200人を超える方が避難生活を余儀なくされました。

今回の地震で、本町は直接的な大きな被害は受けませんでしたけれども、熊本市へと続く大動脈の阿蘇大橋の崩落、国道57号線の土砂崩れ、俵山バイパスのトンネルの崩落、南阿蘇鉄道の運休など、これまでの町民の生活環境は一変し、本町の主要産業である商工観光業にも多大な影響を及ぼしております。

そこで、今回、熊本地震からの早期復旧かつ創造的復興を目指すために、具体的な取り組みを示し、復旧・復興を着実に進めていこうと、熊本地震復旧・復興計画が策定されようとしております。今回、この平成28年熊本地震復旧・復興計画(案)について質問をいたします。

今、この計画案につきまして、町民からの意見公募が今月16日、明後日までということで募集をされておりますが、現在まで、公募数はどのくらいあっているのか伺いをいたします。

なお、これからの質問は自席からさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） おはようございます。政策推進課審議員の橋本です。5番 芹口議員の御質問にお答えいたします。

高森町復旧・復興計画の案につきましては、11月25日から今月の16日までということで意見公募をさせていただいております。提出された意見の数については、昨日、12月13日時点で1件です。その内容を簡単に御紹介をさせていただきますと、避難所の実態調査が不足しているとの御指摘、また民間が自主的に開設した避難所の明確化など、行政の視点で考えた場合に見落としがちな点について、大変有意義な御指摘をいただいております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） これまで答弁では1名の方から意見書の提出があっているというようにございますけれども、この公募についてお伺いをいたします。

復旧・復興において、ハード事業は極めて重要であります。町民の元気を引き出すハード事業やインフラ整備事業は、躊躇することなく進めなくてはなりませんけれども、一方、将来に向かってのまちづくりの方向性については、町民が納得し、進めていく、そのことが大事なことでございます。この意見書の公募につきましては、たかもりポイントチャンネルで放映され、その中で復旧・復興計画(案)は高森町のホームページ、また役場政策推進課で配布しております。そして、意見書の提出は、郵送、電子メール、ファックス、または役場入り口の投函箱に入れてくださいというような放送がなされておりました。果たして、何人の方がホームページを見たり、役場まで来て、計画案を見て、意見書をメールしたり、切手を貼って郵送したり、役場まで来て意見箱に投函されるのか疑問でございます。もう少し広く、丁寧に計画案を町民に対して説明し、そして意見書の提出は、駐在員さんまでとか、簡便な方法は採れなかったものでございましょうか。意見書の提出者が1名であるということでございますけれども、これで広く町民の意見を求めたことになるのでしょうか、御見解をお聞きたいします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） 自席から失礼いたします。政策推進課審議員の橋本です。

意見公募の方法について、これで十分なのかという見解ということで御質問がございました。高森町としては、ホームページで意見公募について御案内をさせていただき、またTPCでも御案内させていただいたところです。また、学校現場への

意見照会と、あとはその高森町の社会福祉協議会への意見照会、あとは熊本日日新聞さんにこの意見公募についても取り上げていただきました。現状1件というところなので、まずはその12月16日までの締め切りを待ちたいとは思いますが、今、意見の提出が芳しくないということであれば、その意見公募の締め切りの期間を延長することは可能ではありますので、具体的な御要望がございましたら、また検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今月の新聞に、甲佐町、それから益城町、また大津町など、震災からの復旧・復興計画についての記事が掲載をされておりました。甲佐町について言いますと、本町よりも被害が大きかったこともあってか、計画の策定にあたっては、町民など36人で構成する委員会を組織して、8月から会議を4回開いたほか、町民への意識調査も実施されたというふうにされております。甲佐町の復興計画書をホームページで見ましたが、50ページを超える計画書でございます。本町の復旧・復興計画は、2月を目途に策定されるというふうに聞いておりますけれども、ぜひ再度町民の意見を聞く機会をつくられてまして、そういうことも考え、今後のスケジュールなり、また手順といいますか、プロセスをどういうふうにされるのかお聞きをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） 政策推進課審議員の橋本です。

この復興計画につきましては、2月上旬というところを策定の目途とさせていただいております。もともと想定していたスケジュールとしては、12月16日に意見を締め切らせていただきまして、それから約1カ月程度で役場内でその提出された意見について対処方針、対応の考え方などを協議・調整をさせていただいて、1月中・下旬頃から県あるいは国との調整をして、2月上旬に作成をするというところを検討しておりました。

今の御質問というのは、そのプロセスの中でもっと町民の方の意見を聞くべきではないかというところでもございました。これまでパブリックコメントという形でやっております、確かに甲佐町のところは被害が大きかったというところもありまして、今回、計画の策定というところで、まず案を作って意見公募という形をとらせていただきましたのは、具体的な議論をするものがないと、なかなか町民の方も意見を出しにくいのではないかと、まず行政のほうで意見を出し合っ

ろでございます。

町民の方にどうやって、この復興計画について認識をしていただいて、考えていただいて、意見を出していただくか、こちらとしてはT P Cの放送というところが一つの方法だとは思ったんですけれども、それで不足ということであれば、先生の御指導もいただきながら、どういうやり方がいいのかというところは考えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 5 番 芹口誓彰君。

○5 番（芹口誓彰君） ただいま答弁をいただきました。また、この計画書の全体につきましては、また後ほど質問したいというふうに思っております。

この計画では、生活、観光、まちづくりの三つの観点で復旧・復興に向けた取り組みを実施していくというふうにありますけれども、今回は時間の都合もありますので、そのうちのまちづくりについて質問をいたします。

まちづくりの復旧・復興の一つ目としてインフラの整備が上げられ、役場庁舎の強靱化を図るというふうにされておりますけれども、具体的な取り組みをどういうふうにされるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。5 番 芹口議員の御質問にお答えをいたします。

復興計画の中にうたっておりますインフラ等の整備のうち、役場庁舎の強靱化ということでございますけれども、そもそも本庁舎は昭和57年から使用しております、当時の耐震自体はクリアいたしております、耐震自体はまったく問題がないわけではございませんけれども、現在のところでは問題はないかなというふうに思っております。ただ、今回、先ほど議員がおっしゃいましたように、本町でも震度5強の震度を観測いたしました中で、少し今後においては心配な部分もございますし、できますなら役場庁舎のメンテナンスもしていかなければならないというのが、地震前からの考え方でもございました。ただ、ハードとして実際やれるかどうかは、また詰めて考えなければいけないというふうに考えております。当面、役場庁舎として強靱化すべきことは、日常の業務等に支障がないような手当も含めた上で、強靱化というふうに考えております。ですから、建物自体の強靱化だけではないというふうに考えていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5 番 芹口誓彰君。

○5 番（芹口誓彰君） 今回の地震でも、宇土市役所をはじめ、多くの市町村の庁舎が

被災をいたしました。災害対策の拠点、また指令本部となる庁舎でもありますので、強靱化につきましては、今答弁がありましたように、早急に検討されて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

二つ目には、防災拠点の整備として、災害対応にあたって必要となる機能を備えた防災拠点を整備するというふうにされておりますけれども、必要となる機能とは具体的にはどのような機能なのか、また防災拠点とはどのような地域なり、地点を指定されているのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 最後の部分がちょっと聞き取れなかったものですから、もう一度おっしゃっていただいてよろしいでしょうか。

○5番（芹口誓彰君） 防災拠点を整備するというふうにされておりますけれども、防災拠点はどのような地域なり、地点を想定されているのか伺いたいということでございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 失礼いたしました。

防災拠点につきましては、どのあたりに設けるかというお尋ねだと思いますけれども、できますならば役場庁舎に近い部分が適当かというふうに考えております。

また、防災拠点でございますので、そこに災害が発生すれば、常時そこで待機ができるような機能を持った、それからいろんな情報を収集できるような機能を持った施設にすべきというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今、総務課長が答弁がございましたけれども、拠点は役場庁舎近くに拠点を置くということでもいいわけですか、再度お尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 現在のところは、やはり役場の近くがよろしいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） それでは、次に質問を行いますけれども、次に電気の安定供給の確保として、避難所等に非常用発電機を導入し、非常時における電気の安定供給を確保するというふうにしてあります。電気は情報伝達の手段として、また生活上、不可欠なものでございますけれども、「避難所などに」とありますが、これは非常時には避難所に限らず、周辺地域も含めて安定供給を確保されるというふうに理解

してよろしいのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） ここで申しております「避難所等」という表現が、ちょっと曖昧な部分もございまして、誤解を与える部分もございすけれども、周辺の住宅というところまで賄うには、相当の機材が必要になりますので、主に避難所というふうに考えていただいて結構でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 5 番 芹口誓彰君。

○5 番（芹口誓彰君） やはりそういったことであれば、今回の計画書の策定にあたりまして、「等」といった不確定なことの文言じゃなくて、避難所は「避難所」として文言を策定された方がいいんじゃないかというふうに思っております。

次に、水の安定供給の確保についてお伺いをいたします。「停電時の水の安定供給を確保するため、ポンプの電源として非常用発電機を導入する」とありますが、現在、飲料水供給施設も含め、確か町が管理する水源が 16 カ所程度あるというふうに思います。このすべてに非常用発電機を導入する計画があるのでしょうか。

また、高森のポンプ場には、大きなポンプが何台もありますし、役場の集中管理システムとも連動しております。果たして非常時の対応として、発電機の導入により水の安定供給は可能なのか、また導入した場合、保管場所も確保しなければならないというふうに思いますけれどもいかがでございましょうか、お尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） おはようございます。5 番 芹口議員の質問にお答えいたします。

現在、町が管理している施設といたしまして、議員がおっしゃったとおり、簡易水道施設が 8 施設、飲料水供給施設が 8 施設あります。停電時の水の供給につきましては、それぞれの施設の規模や配水能力等により条件は異なると思いますが、施設機器の管理業者の方に尋ねたところでは、高森地区市街地以外の各地域の施設であれば、非常用発電機での供給は可能ということでありました。高森地区市街地施設につきましては、機器も多く、大きい電力を要することから、設置型の発電機が必要ということで、費用も高額となる見込みであります。また、保管場所につきましては、各施設内が適当と考えられますが、既存のままでは十分なスペースが得られない場合は、保管場所等の新設等が必要になると思われます。以上です。

○議長（田上更生君） 5 番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今回の地震では、草部地区では水源地に建設業者の方の発電機をお借りして電源を確保した経緯がございます。山東部のように比較的小さい容量のポンプであれば、発電機を導入しなくても災害応援協定等を結んで建設業者所有の発電機での対応も可能かというふうに思われますので、技術等での対応のお考えはお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

なお、水源地の電源を発電機の電源に切り替える際には、配線をつなぎ替える必要がございます。今回、この配線替えにかなりの時間を要しております。発電機を備えたらすぐに使えるように、切替装置を付けておくことも大事でございますので、併せて御答弁をお願いをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 自席から失礼いたします。

容量の小さいポンプ等で対応できる施設等については、議員が提案されましたように、建設業者の方の発電機をお借りすることでの対応も今後検討したいと思っています。

また、誰でもポンプ施設に行って発電機をすぐ使えるようにすることから、切替装置につきましても、経費は少額で済むと思いますので、設置についても今後取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） ありがとうございました。

この計画では、水の安定供給のためには電源の確保のみが記載をされております。電源の確保だけでは水の安定供給が図られるということはありません。配水池や管路の施設の耐震化も図ることも大事でございます。古い資料で申し訳ありませんけれども、平成19年の全国の水道施設の耐震化の進捗状況は、浄水場の耐震化率は能力ベースで約13%、貯水池では容量ベースで23%、基幹的管路につきましても耐震管布設ベースで約12%であり、備えが十分であるとはいえず、地震に強い水道を目指して平成20年から水道施設管路の耐震性改善運動が展開をされております。これからの水道行政にあたりましては、こうした動きがあることも十分頭に入れて推進していくべきだというふうに思います。しかしながら、既存の水道施設や管路の耐震化を行うということになれば、多くの財源を必要としますので、少なくともこれから行う管路の布設替えの際には、耐震性も十分考慮した施工が必要になるというふうに思います。また、配水池の耐震調査も含め、安全性の確保についても今後検討されるべきだというふうに思いますが、いかがでございましょうか、

お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 自席から失礼いたします。

これからの管路の布設替え等の施工についても、また既存の配水池の管理等についても、議員がおっしゃいますように、水の安定供給と安全確保につきましては、今後も積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） それでは、次に災害時の情報発信体制についてお伺いをいたします。たかもりポイントチャンネルやSNS等を活用し、効果的な情報発信を行うというふうにされておりますが、たかもりポイントチャンネルは有線でありますので、倒木等によりまして断線すれば、たかもりポイントチャンネルばかりではなく、一般のテレビも受信できなくなります。そういったことから、防災無線の果たす役割は重要であるとされていますが、戸別受信機が古くなっている世帯がかなりあります。この更新につきましては、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

また、更新をするとすると、申し出があった世帯から順次更新をしていくのか、あるいは地区ごとに分けて順次更新していくのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 防災無線の戸別受信機の件についてのお尋ねですが、何回か御案内をしてきたというふうに思っておりましたけれども、戸別受信機につきましては、相当古くなって、その家によっては使えないというのが何年かもう前から発生しておりますが、機械自体が古くて同じものは調達できませんので、今できる形で必要な個数を年々発注しながら確保しているところです。

故障して使えない家庭におかれましては、役場総務課のほうに御連絡をいただきましたら、その時点で新しいものと替えて使用していただいている状況です。ですから、在庫が少なくなれば順次確保しながら運営をしているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今、総務課長から答弁がありましたけれども、そういったことで対応されるとするならば、やはり町民に対してもそういったことをやりますというような周知もしていただきたいというふうに思っております。ぜひそういった周知につきましても、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

それから、防災無線として町内各地にマスト式の屋外支局が設置をされておま

すけれども、山東部の山陰や低い場所にある地域では放送が聞こえにくい状況にあります。屋外支局の増設についてのお考えはあるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） まずお答えします前に、先ほどの質問で議員から御指摘がありましたように、戸別受信機の更新の周知につきましては、また改めてＴＰＣでありましたり、ほかの手段で周知を図っていきたいと思います。中には電池を入れたままにして使えない場合であったり、停電のときに電池を入れてなくて使えないという部分がございますので、その部分についても周知をするべきかなというふうに改めて思ったところです。

それから、防災無線のマストですけれども、年に１回、通信の点検を行っておりますが、やはり周辺の立木が大きくなったりして、なかなかそれまでは入っていたところが入らなくなったりする部分がございますので、やはり周辺の山林の所有者にも御協力をいただく部分も必要だというふうに思っております。ただ、マストの増設につきまして、何年か前から防災のほうでは検討しておりますけれども、やはり今の防災無線が古くなったということで、デジタル化の検討もしておりますが、例えばデジタル化をするとして、それも喫緊の課題になっておりますので、その導入をするかどうかを先に考えてから、マストの増設が必要かどうかということも併せて検討しなければならないというふうに考えているところです。以上です。

○議長（田上更生君） ５番 芹口誓彰君。

○５番（芹口誓彰君） ぜひ戸別受信機の件につきましては、よろしく周知方をお願いしたいというふうに思います。

次に、ラジオを活用した災害時の情報発信の可能性を検討されるというふうにされておりますけれども、これは非常時の際にＦＭなりＡＭの電波をお借りして、役場からラジオを通して情報発信ができるようにするためのラジオ活用実験というふうに考えてよろしいかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） ラジオの活用でございますけれども、４月の熊本地震では熊本市地域では、またその周辺では、ラジオが非常に有効に活用されたというふうに伺っております。本町も町土が広くて地形も平坦ではございませんので、どのくらい活用できるかというのはまだ未知数の部分もございますので、実験を行った上で導入ができるものなら導入をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 5 番 芹口誓彰君。

○5 番（芹口誓彰君） 分かりました。

次に、本町の非常用災害電話回線についてお伺いをいたします。大規模な災害が発生いたしますと、被災地に電話が集中するために、電話がかかりにくくなったり、まったくかからなかったりいたします。これは電話が集中することによるシステムダウンを防ぐため、電話会社が一般の電話の通信を制限するための措置であるというふうに聞いております。この制限を受けることなく電話が可能な電話に非常時優先電話がありますが、現在この非常時優先電話の設置状況について、何回線ぐらいあるか、また何回線ぐらい所有しているのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 非常時優先電話の件でございますが、役場機能の中で代表電話を含めて、確か9回線であったかなというふうに思います。それから、出張所がございますので、回線数はちょっと記憶が定かではございませんけれども、役場本庁と出張所については回線が確保されているというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 5 番 芹口誓彰君。

○5 番（芹口誓彰君） ただいま総務課長の答弁がありましたように、だいたい本庁の回線は9回線、それから出張所の2回線というふうに、私も聞いております。今回、避難所に設置をされました電話、この電話は非常時優先電話の回線、これについて今後検討されるのか、またこの電話の持つ機能なり、どのようなときにどのような利用ができるのかお伺いをいたします。これは避難所に設置されました電話の件でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 避難所に設置いたしました電話につきましては、あくまでも非常時に公衆電話として使用ができるものでございます。ですから、通常の公衆電話と一緒に、その電話から発信することは可能です。また、公衆電話でございますので、外部からそこにかけるということはできないというふうに聞いております。

また、可能かどうかというお尋ねですけれども、その部分については、電話会社とも確認をいたしておりませんので、ここではちょっとお答えをすることができません。できますなら、そういうふうにしたほうがいいというのは、私も思うところです。以上です。

○議長（田上更生君） 5 番 芹口誓彰君。

○5 番（芹口誓彰君） 災害情報や緊急情報は、瞬時に正確に伝わるのが第一義であ

ります。災害時の情報伝達は停電や電話、ネット回線のダウン等により、いろいろな状況におきましても伝達できるよう、複数の手段を準備しておくことが、いざというとき必要ですので、情報発信体制の整備につきましては、しっかりとした取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、平時における備えとして、自主防災組織について触れられておりますが、この自主防災組織についてお伺いをいたします。防災計画では、各駐在区ごとに自主防災組織を組織するようになっておりますけれども、現在の組織の状況についてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 防災組織の組織化の状況ということでございますが、この件につきましては平成26年の第4回、それから平成27年の第1回と、とても議員の皆さんが関心を持たれて、また町民の皆さんに注意喚起をするという形で一般質問をさせていただいておりますけれども、この時点でお答えをしたときと同じで、現在21地区で16組織が組織化されているというふうに把握をしております。ただ、一地区におきましてはちょっと活動が停滞しております、実際の行動ができていないというふうに伺っております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 自主防災組織は共助の中心的な役割を果たすものでございます。今、総務課長の答弁では、まだ組織化されていない地域も多くあるというふうに答弁がなされました。今、震災後でもありますし、組織化の気運も高まっているのではないかとこのように思いますので、ぜひ100%の組織化に向けまして、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

私の住んでおります草部南部地区には五つの大字がありまして、いち早く各大字に自主防災組織を立ち上げました。そして、さらに各組織の連携を強め、情報の共有化を図ろうと、2年前に草部南部地区自主防災連絡協議会を発足させました。協議会には各大字の自主防災組織の役員、民生委員、消防団の幹部、それに建設業者の方にも協力団体として加わっていただいております。この連絡協議会の会長には防災士の資格を持った方になっていただいております。これまで毎年、それぞれの地区が防災訓練・避難訓練を行ってきましたが、今年はこの協議会が主体となって、地域全体の防災訓練・避難訓練を行いました。そのようなことから、今回の地震での避難者の誘導や避難所の運営、支援活動も比較的スムーズに行えたというふうに思っております。

また、地域では高齢化が進んでおりますし、一人暮らしの高齢者が増加をしております。今後はこのような高齢者の見守りについても、地域共助の一環として自主防災活動を広げていきたいというふうに思っております。やはり地域の防災・減災の最前線は自主防災組織だと思いますので、さらなる組織の充実・強化を努めていただきますようお願いをいたします。

次に、防災士についてお伺いをいたします。当初予算で防災士関係の予算が計上されておりましたが、現在、本町には何名の防災士がおられるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 先だつての駐在員会議で、各地区に防災士をつくっていただきたいという願いをして、現在のところ、18名の方に届出をしていただいているところです。先ほど議員がおっしゃいましたように、今回の地震を経験いたしましても、やはり私たち行政のできることはほんの僅かでございますので、身近な方々で自主防災組織を組織していただいて、その中で特に防災士がリーダーシップをとっていただくならというふうに思っております。まだ、現在のところ、約半分の駐在区になりますので、また改めて次の駐在員会議でお願いをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 防災士は地域防災力の向上にもつながりますので、多くの防災士の養成につきましては、今後も積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、保育園、学校での避難訓練は当然行われているというふうに思います。時間もありますので、この質問は割愛をさせていただきますが、今回の地震は前震・本震とも夜でしたので、児童・生徒は家庭にいたわけでございます。昼でしたら、安全が確保されたとしても、やはり保護者とすれば子どもの安否の確認を一刻も早くしたいと思われるのは当然だと思います。非常時の安否の連絡方法、そしてさらには児童・生徒を保護者のもとに安全に確実にお返しする、そのようなマニュアルについてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会審議員 堺昭博君。

○教育委員会審議員（堺 昭博君） おはようございます。

5番 芹口議員の御質問、児童・生徒の安否の確認、それから引き渡し等に関する行動マニュアルについてお答えいたします。国内全ての学校には、危険等発生時

対処要領、いわゆる危機管理マニュアルが作成されています。東日本大震災発災後、文部科学省は東日本大震災で得られた防災ノウハウを生かした学校防災マニュアル作成の手引きを示し、特に地震、津波災害等への対応を重点化することにより、従前の危険等発生時対処要領の充実を図りました。このとき多くの学校で注目されたのは、御指摘がありました児童・生徒の保護者への引き渡しのタイミングでございました。発災後にどのようにして保護者に連絡をするのか、また引き渡しの場所やタイミングをどのように図るかということについて、町内各学校の実情に応じた対策が実際作られております。

大規模な被害かつ広範囲な被害を伴う地震の発生時には、電話、インターネット、防災無線等、複数の方法で保護者と連絡を取り、安否の確認をするとともに、引き渡しの場所、タイミングを伝えます。実際の引き渡しでは名簿やカードを使い、確実な引き渡しができるようにしています。今回の熊本地震は、御指摘のとおり、発災が学校の授業時間外でしたので、児童・生徒の引き渡しのタイミング、実際の場面はございませんでした。ですが、今回の熊本地震を体験したことで、さらにこのマニュアルの見直し、より実効性のある改定を進めているところです。これには当町の防災官であられる吉田氏の御助言もたくさんいただいております。きっとこれが反映して良いものができるというふうに確信しています。今後、地震に加えて、火山噴火等の防災も視野に入れ、学校が組織的で効果的な対応により、児童・生徒の命を守ることができるように、町防災組織との連携を図りながら、学校組織の災害体力を高めていきたいと考えています。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 安藤吉孝君。

○住民福祉課長（安藤吉孝君） おはようございます。

5番 芹口議員の御質問、保育園児の保護者への引き渡し方法について御答弁を申し上げます。保育園では、毎月、火災、地震を想定した避難訓練を行っております。まずは安全に避難をさせることと、火災の場合には消火活動までやっております。

それから、危機管理マニュアルがございまして、その中で園児の保護者への引き渡しについて述べておりますけれども、園児の保護者への引き渡しについては、緊急連絡票を使いまして、園長、主任保育士が手分けして連絡をし、迎えを要請する。それから、今、LINE等もございますので、携帯等も利用した方法が可能でございます。

それから、引き渡し方法ですけれども、保護者の方を確認する。それから、保護

者でない場合は、代理の方の身元を確認した上で園児を引き渡すということをマニュアルにもうたっておりますし、実際にもそういうふうしております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） ただいま、保育園、それに学校の児童・生徒につきましては、安全の確保につきましても万全なマニュアルでの体制の下に行われているというふうに理解をいたしました。

次に、保育園や学校、各地域での防災訓練というのは常時行われておりますし、また消防におきましても非常呼集訓練なども行われております。今年は避難所の非常電話も設置をされましたし、また駐在員や消防分団長にはトランシーバーも配布をされております。日本には2,000を超える活断層があるといわれていますし、今回のような地震の発生は十分考えられますし、また本町では今でも活動しております阿蘇山を控えております。情報発信体制の確認等も含め、大規模な災害を想定した全町的な総合防災訓練を実施することは必要なことだというふうに思いますけれども、お考えをお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 全町的を上げた防災訓練の実施についてという御質問でございますが、地震を受けまして、西原村にお話を聞いたことがございます。西原村がなぜ被害の取りまとめが早くできたかというのを、私も翌日にその数字が上がっておりましたので、驚いて確認をいたしましたが、2年に一度、全村を上げて訓練をされていた成果だというふうに伺いました。高森町はかなり広うございますが、そういったことをやるのが次の防災の大きな役目であるというふうに考えております。消防団と協議をしながら、また地域の皆さんと協議をしながら防災訓練を実施したいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今、西原村の例を挙げて答弁がありましたけれども、やはり普段からの訓練が大事でございます。ぜひそういった総合防災訓練を実施していただきたいというふうに思います。

次に、この復旧・復興計画を確実に実施していくためには、多くの財源も必要となつてまいります。早急に行うべき復旧につきましては、何年から何を何年まで行うのか、次の復興につきましては何年から何を何年まで行うのかといった、年度ごとの具体的な実施計画の策定は考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） 政策推進課審議員の橋本です。

まず、実施計画の策定についてですが、これは必要だというふうに考えております。この高森町の復旧・復興計画の中では高森町だけではどうにもならない問題というものもございます。例えば南阿蘇鉄道の復旧ですとか、あるいは道路の復旧です。こういったものは高森町の復旧・復興にとって大きな要素を占めているわけでありまして、高森町ではどうにもならず、ちょっと実施計画というところではなかなか難しいなというところはあるかと思っております。そうした事柄の性質上、実施計画を立てることができないものもある一方で、例えばインフラなどの整備はその整備状況によって災害対応の仕方が変わってくるということも考えられますので、そうした事業については計画を作成し、それを関係者間で共有し、災害対応にあたっての共通認識を作ることは大変重要であるというふうに考えています。

また、財源についてもお尋ねがありました。復興まちづくり総合支援事業と、これは国交省の事業なんですけれども、災害に強い町に復興するための公共施設等の整備に対する補助事業ですが、こうした災害からの復旧・復興に対する国の補助事業というものもございますので、そうした制度を最大限有効活用して、復旧・復興に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほどの議員の御質問の中で、避難所等という、その「等」の言葉ですね、これは明確ではないんじゃないかというふうに御指摘がございました。もちろん、ものをはっきりさせていく、「等」で逃げないというところは大変重要なところだと思うんですが、国とか県に、要は必要なものを要望していくにあたっての、この復旧・復興計画というのはベースになるという側面もございますので、そうした事情からいろいろちょっと含みを持たせている部分というところもあるのは御理解をいただければ幸いですと思っております。

その国の補助制度の活用ということで申し上げますと、私が国から派遣されているというところの、まず一番の意義だと考えておりますので、その国の補助制度の最大限の有効活用、そこは私の職責として一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今、審議員が言われましたけれども、「等」の文言の意味につきましては十分理解をしましたので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

町長は、今回の地震では、本町のみならず、南阿蘇全体の復旧・復興に向けて、俵山トンネルの早期復旧、これは今月24日から通れるようになるということですけれども、阿蘇大橋の架け替え、長陽大橋の復旧等のため、全力で取り組んでおられますし、特に南阿蘇鉄道の復旧につきましては、何が何でも復旧させると不退転の決意で取り組んでいただいております。首長にとって大事なことは、自分が手にできる復旧・復興のためのツールやメニューをフルに生かして、町民に復旧・復興のビジョンをしっかりと示すことではないかというふうに思っております。この復旧・復興計画の確実な実現についても、町長の手腕に大いに期待をしております。

最後に、町長の復旧・復興についての御所見をお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

5番 芹口議員の一般質問の、新しいバージョンで本当に最後に私に御指導いただきまして、ありがとうございます。

まず、御報告をさせていただきたいのが、12月24日、7月にお約束いたしましたように、年内に俵山バイパストンネルを開通させるということを実現を、国土交通省の皆さま、現場の皆さま、県の皆さま、西原村の地権者の皆さま、そして南阿蘇村・高森町の住民の皆さまのバックアップでできるようになりましたことに関しまして、議会の皆さまも大変御協力いただきました。お礼を申し上げたいと思います。と同時に、もう一つ、このグリーンロードを通らなくなるわけですが、やはり俵山バイパスに集中する可能性もございますので、議員各位の皆さまにおかれましても、地元に戻られた際には、住民の方にやはり運転のマナーであったり、若しくは少々渋滞すること、やはりこれは御理解・御協力をいただけないかということを広報していただければというふうに考えております。また、ミルクロードのほうも、高森の町議会、若しくは広域議会議員さんから御提案がございまして、左側のレーンをつくる、阿蘇側から行って二重峠のところに左のレーンをつくる。以前でいうと、阿蘇大橋を高森側から行って左にそのまま曲がれると、あれと同じような簡易道路をつくってほしいということを再三再四訴えてまいりました。どうにか今月中にできると、当初の予定をかなり早めて、今月中にできるという予定でございますので御報告させていただきたいと思います。

議員から大変鋭い御指摘をいただきました。この復旧・復興計画でございます。まず、当然、町民にこういうふうにするんだということをしっかりと広報してい

なければいけないと思います。この案につきましては、現状、まだ案でございますので、これからパブリックコメント、要は意見を聞いて、また議会の皆さまと協議をしながら作り上げていかなければいけないと思います。その大前提で、実はこの復旧・復興計画を作る自治体と作らない自治体が熊本県にございます。私が知っている限りでは、やはり被災が大きかったところは、この復旧・復興計画を作っております。例えば、宇土市であれば全壊・半壊で1,500世帯以上、甲佐町であれば1,200世帯以上が全壊・大規模半壊というところでございますが、当町高森町においては、最初は熊本県がもう高森が復旧・復興計画を作るとは、どうやら思っていなかったというふうに、私自身は感じております。例えば、阿蘇郡市町村内で小国、南小国等々であれば、この復旧・復興計画の中でも、簡単に申しますと、その中で公共施設の補助事業であったり、若しくはハード事業を採択に載せるための計画づくりと、要は国の事業を最大限生かすための計画というような位置付けで作られている自治体もあるというふうにお聞きいたしております。そういう中で、私のほうが町の復旧・復興計画をやはり作るべきだということで意見を聞かなければいけないというところを課に指示をしたところでございます。

当然もう1点、議員さんがおっしゃる、やはり住民座談会、住民意見会というのを仮に開いた場合に、果たして何人の方がそこに集まっていたただけるのか、私はこれは今まで、私の政策説明会も含めまして、いろんなところでやはり全町的に本当にやるとするならば、本当に周知期間を半年ぐらいいたいて、参加していただくということであれば、なかなか多くの方が参加していただけないのではないかとこのように考えております。それはやはり震災の被災の大小関わらず、家屋の全壊等が少なかったというところもあるのではないかとこのように考えております。そういう中で、たかもりポイントチャンネルをやはり活用しなければいけないということで、実はそういう広報をさせていただいたところでございます。しかしながら、行政の視点で見た場合には、やはり先ほど芹口議員がおっしゃった御指摘というのは当たっていると思いますので、これからそのように課も進めていくのではないかと考えております。

ただし、1点、これは実は熊本県側から、この復旧・復興計画をやるのかやらないのかというところで、非常にタイトなスケジュールで、締め切りはここですと、そして国の当初予算にそれを反映させますというような現状やり方なんです。例えば被災が大きかった自治体は、早くから県の職員が派遣をされておまして、その復旧・復興計画もほぼそちらベースで作っているというところも、私は現状である。

そういう中で高森町もやらなければいけないことがあります、橋本審議員さんが経済産業省から出向されているということで、現在、橋本さんを中心に作らせていただいているところでございます。当然、特にハード事業に関しては、一回起債をしてしまうと、やらなければいけなくなります。現状、熊本県も実は手探りの状態でございまして、これは値するのか、これはどうなるのかというのを一つひとつ聞いているところでございます。ですから、先ほど「等」というところというのを、議員さん、すぐ御理解いただいたと思いますが、そういう中で実は高森町の計画を作るにあたって、東日本のときを参考にする、すなわち関係があります、よく相互で協力をし合っています東日本の相馬市のほうに職員を派遣をしていただいて、そして当町が作り上げた計画を実際現実的にこれは国はどう判断すると思うかという御助言もいただければというふうに思っております。相馬市のほうも、私が市長に確認いたしましたところ、たくさん作ったけど、これは良い、これは駄目という結果がもうはっきり出ているところでございますので、そういう事例は活用させていただき、そして最終的に議員さんがおっしゃるように、現時点で計画(案)として出させていただいている防災拠点の整備、ここはしっかりやらせていただければというふうに思っております。そういう中で、議会とのこの事業内容の打ち合わせ、若しくは意見の取り交わしというところもしっかり立てていければというふうに考えております。

芹口議員さんの地元は、大変地震の後、迅速な対応をとっていただきました。私も実は宮崎県と大分県との契約、若しくは協定ができないか、これは電力会社同士でやっていただけないのかというところを模索を実はしておりますが、なかなか現状、行政と民間の大きな電力会社との協定というのがあまりないということで、進んでおりません。ぜひこれを熊本県を通じて進めてまいりたいというふうに考えております。特に御指摘いただきました情報発信については、私はもう自分自身でここが一番得意なジャンルであるというふうに思っております。たかもりポイントチャンネルというのは、そもそもいろんな災害があったり、いろんな今後の町が経験する中で、何でたかもりポイントチャンネルをアナログで、デジタル回線なんですけど、全世帯に引き込んだか、そして私がずっとこだわっていた10チャンネルを一発で観れるというところにこだわったかというところは、やはり使いやすさにあるというふうに考えております。防災ラジオにおきまして、6月の段階で当町の職員が総務省の特に専門のところにいたわけでございますので、総務省のほうに問い合わせをして、現在、順番待ちの段階でございます。これは申請順等ではなくて、

やはり熊本県が間に入りまして、この防災のラジオについても進めているところでございますし、議員さんおっしゃるように、ラジオの有効性、また防災無線、この有効性というのはあると思います。すなわち、せっかくたかもりポイントチャンネルを持っているにも関わらず、やはりしつこくしつこく何度も何度も分かりやすく、ずうっと一年中、例えば防災無線の使い方、若しくはそこに防災官が出てしっかり説明する。例えば、たかもりポイントチャンネルの使い方、こういう広報を今からさらに強化をしてまいるためには、職員さんの御理解、縦割り以外の御理解、たかもりポイントチャンネルの職員がやるのではなくて、各課がやるというところが、私は年々年々強くなってきて、最終的にはできるのではないかというふうに考えております。

あとは、自主防災も本当に草部南部地区の取り組みはモデルとなり得るように取り組みだというふうに、私も考えております。共助というところに関しては、これは素晴らしい完成形をある程度持たれているのではないかというふうに考えております。行政ではできないところがございます。とある市長さんが最初の2日、3日をどうか自助・共助で、国民の皆さまが、市民の皆さまが乗り切っていただければ、公助は状況を把握した後は非常に早いというふうに講義でおっしゃっていましたが、私もそうではないかなというふうに考えております。

そういう中で、最終的に全町的な訓練に関しては、やはりこれは必要性というのを強く今回感じております。西原村が2年に1回ずつ、ずっとやってきた結果、今回の地震のときにこういう結果でしたということを、逆に西原村の方に来ていただいて、たかもりポイントチャンネルで講義をしていただく、若しくは何度も何度も毎日毎日しつこくオンエアしていくというような姿勢の下、そうなれば住民の皆さまも意識が少しずつ、やはり全町的な避難訓練に関しても御理解をいただくのではないかというふうに考えております。大変このまちづくり、この復旧・復興計画に関しましては、今後は議会の皆さま、そして住民の皆さまの意見をどうやって吸い上げるかと、当てはめていくかというところはございますが、スケジュール的にも考慮いたしまして、できる限りお金、財源的なものも国から持ってこれるような、そしてより最高に有効的なこの復旧・復興計画を立ててまいりたいというふうに考えておりますので、どうか御助言と御協力を賜ればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 11時20分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。

今年を振り返りますと、4月14日、それから16日の熊本地震にはじまり、阿蘇山の大爆発と災難の1年でありました。本町においても地震関連で3の方が亡くなったというような報道があっております。心から御冥福をお祈りしたいと思います。本町において、建物や農作物にいたっては、直接的被害はあまり遭っておりませんが、今後、阿蘇山の活動については注意し、また警戒をしなくてはならないと思っています。

本日は、通告をしていましたとおり、温泉館の今後というようなことで質問をしたいと思います。

はじめに、意識調査を2回実施されたが、行政の中での議論・検討がなされたのかということで質問をしたいと思います。今まで何人かの議員さんが質問されていますが、毎年赤字も増え、入館者の減少は続いています。温泉館は平成6年11月に町直営で運営され、平成7年度には40万人の入館者、入館料も1億3,800万円の売上があってあり、この頃はバブルの絶頂期で活気もあったと思っています。しかし、平成12年頃より入館者も29万人に減り、入館料も8,300万円に減少していております。この頃より経営的に厳しい状況になっていき、18年度からは指定管理者による運営が始まり、年間の管理費は1,700万円ほどの管理料が管理者に支払われていました。平成19年から平成23年度までは年に100万円から150万円ほど減額されていましたが、赤字解消にはいたっておりません。また、平成17年度より温泉館の修繕料がかさみだし、平成23年度には町の負担は最高の900万円、その後も年間350万円から400万円余りの町の負担金もかさんでおり、これらの維持管理費、修繕料などを合算すると、年間3,000万円から3,500万円の赤字が続くと思われております。5年間で1億5,000万円、10年も経てば3億円近くの町負担金が使われます。温泉館もオープンし

て22年、このほかにも今後大きな修繕、修理費もかさむと思われ、特に温泉館の屋根裏、屋根瓦の補修、修理費は今後何億かかるか分かりません。今後も温泉館問題は大きな町の課題と、私はなと思います。平成25年に温泉館営業に関するアンケートの実施、今年2月に公共施設に関する利用状況及び意識調査があつておりますが、行政の中でどんな議論、検討がなされたのか。その中で今後の方向性、見解などの意見が出されたのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 松本満夫君。

○生活環境課長（松本満夫君） おはようございます。7番 森田議員の質問にお答えいたします。

ただいま議員が申されましたように、高森温泉館は平成6年に開館し、入館者も年々減少し、平成14年には赤字経営、マイナス収支運営となりまして、町直営から管理組合への委託運営に移行しまして、平成18年からの2期、6年間は指定管理者による運営をされてきました。また、平成14年3月31日に指定管理を解除し、平成24年4月29日より町直営に変更し、現在に至っているところであります。

議員がおっしゃいましたように、住民アンケート調査を2回実施しております。第1回目は町直営に移行した1年後の平成25年7月に高森温泉館運営に関する住民アンケート調査を、当時の担当課の政策推進課で温泉館だけの意識調査を実施し、2,594世帯に配布し、2,364世帯の職員による回収が行われ、回収率91.1%でございました。調査結果の概要は、直営がよい46.6%、民間委託23.3%、売却したほうがよい23%、閉館したほうがよい7.1%という結果でございました。

その後、直営は続きまして、第2回目の意識調査を今年の2月、施設全般的に今回は公共施設に関する利用状況及び意識調査を、郵送による方法で実施しております。2,715戸に発送し、1,411戸の回収で、52%の回収率でございました。第2回目の温泉館に関する調査結果は、今までどおり町直営したほうがよいという14%、赤字を解消し町が運営19.4%、民間委託が11.1%、売却24.8%、また閉館が6%、分からないが8.5%、無回答16.2%という結果で、入浴施設に関してですが、温泉館の町直営がよいという回答は、1回目と比較し2回目は大幅に減少した結果となっております。

また、2回とも入浴施設である温泉館が単純になくなることを望んでいる人は少ない結果とはなっておりますけれども、経費削減関連質問では特に赤字運営の温泉

館を含め、公共施設を継続する財政負担を軽くしてほしいという結果にもなっております。この結果については、御承知のとおり、議会にも報告させていただいておりますし、町ホームページ、広報、ＴＰＣ等でも住民に対して幅広く周知したところであります。

また、行政の中でどんな議論・検討されたかということでございますけれども、今年の３月の定例会でも、今一般質問の中で、この意識調査結果及び入浴施設の改善策、この今後の利活用についての質問があつておりまして、町長が答弁されておりますが、公共施設の今後や意識調査のその結果等については、まず民意で、住民、町民から選ばれた議員さんと合同の協議会を設立する働きかけ等を行い、協議していく考えを述べられました。それを受けまして、執行部でも協議を進めながら、４月より業務を進めている最中に、御承知のとおり、熊本地震の影響もありまして、遅延いたしましたけれども、７月に高森町公共施設あり方検討協議会を設置し、議員さんをはじめ、各種団体の代表者等で組織し、委員の方に委嘱して、８月５日には第１回目の会議を開催しまして、主にアンケート結果の検証など、管理総合計画等について協議しております。また、１０月１７日の第２回目には、公共施設の中でも住民の関心が特に高い、マイナス収支運営の入浴施設について意見を伺っております。また、今月、昨日ですが、第３回目の検討協議会を開催し、熱心に協議していただき、各委員さんから継続、また閉館、また用途替えなど、さまざまな御意見をいただいたところであります。以上です。

○議長（田上更生君） ７番 森田勝君。

○７番（森田 勝君） 自席から失礼いたします。

２５年度の住民アンケート結果が、私もこの手元に置いております。先ほど課長のほうから答弁がありましたように、直営が４６．６、民間委託が２３．３、売却が２３、閉館７．１と、調査以降はこの温泉館について努力をされたと思いますが、町民や利用者からいろんな意見が聞こえてきます。例えばサービスの質がよくない、玄関に入ってから悪臭、従業員の挨拶がない、掃除もなっていない、脱衣場付近に髪の毛が多い、受付付近で従業員が話し込んでいる、ボイラーの故障も多い、カルキの臭いもきつい、温泉に入る時間がちょくちょく変わる、週に何回も休みが続くという、いろいろな町民の方からの話を伺うわけでございますが、またこの赤字解消に向けて、調査以降、営業努力はされているのかを質問いたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 松本満夫君。

○生活環境課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

今、議員がおっしゃいましたような苦情等が出ないよう、日々努力しておりますけれども、私も毎日のように温泉館に行っておりますが、接遇や掃除等についてはきちっと対応していると思っております。今申されました悪臭等については、確認ができていない事項もありますので、利用者のどの程度の割合の方の苦情なのか心配するところではありますけれども、早急に確認し、検証して対応したいと考えております。

それと、営業努力ということでございますけれども、会社等を運営していく上では、当然利益を追求するために必要になってくる営業活動をされたのかということでございますけれども、以前からホームページとかフェイスブック等、ネット上の周知は盛んに実施してきております。しかし、職員がお客さまのいる場所に赴いてパンフレット等を配布するとか、また入浴券等の販売等についての能動的な営業活動は行っておりません。しかしながら、温泉館の場合、お客さまを迎え入れ、お風呂に入ってもらい、商品を選び買ってもらうような受動的な営業を、どうすればたくさんのお客さまに来ていただけるかとか、どのようなサービスを提供していくべきかとか、それは常日頃考えながら、以前からも利用者に喜んでもらうよう努力してきております。今後も職員教育をしっかりとやっていきながら、一生懸命教育あたりを徹底していきたいと思っております。

また、温泉館は建設当時から企画課が担当しまして、現在は生活環境課が担当しておりますけれども、意識調査以前にも当然のことながら、町ができる最大限の営業努力は行ってきたと思っております。特に1回目の意識調査時の政策推進課時代も、高森温泉運営協議会が設立されておまして、温泉館専門に運営等に関して熱心なさまざまな検討をなされまして、協議会より温泉館運営に関しての助言・指導を受けながら運営を進めてきております。しかし、結果はマイナス収支の現状を打破することはできなかったという厳しい結果になっておまして、担当課としてはいつも経費節減等の努力を行っておりますが、第2回目の調査時も住民へ公表しましたように、今議員も申されましたが、平成27年度決算では経費の収支のマイナスが約2,100万円となっております。調査以降も熊本地震の影響もありましたけれども、阿蘇管内温泉業者の営業時間等も考慮しながら、7月までは時間の苦情もあっておりますけれども、午後3時から午後9時までの自粛した営業時間で運営し、また夏休みとなる7月末からは、正午から午後9時までの自粛した営業時間で、さらには12月から露天風呂や歩行浴などの外風呂の休止するなど、経費節減等を行い、町民に御理解をいただきながら、できるだけ利用者のニーズに応える形のサ

ービスを行いながら、無駄を省く必要最低限度の運営を行っているところであります。以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま課長から答弁がありましたように、営業努力も今後またしていただきたいと思います。温泉館という水回りの多い施設でございます。特に髪の毛、それから臭いなど、十分に出ると思いますので、その点については職員一丸となって、そのようなことがないようによろしく願いしておきたいと思えます。

次に、年数が経つにつれ、修理がますますかさむと思われるというようなことで質問をしたいと思えます。先ほども話しましたが、23年度900万円、その後350万円から400万円ほどの修繕料が発生しております。現在、12月定例会が開催されておりますが、提案の中において、ボイラー1台の応急修理費に226万8,000円の事業費が組んであります。新品のボイラーを導入すれば、1台当たり1,000万円弱の経費が必要となる説明を受けました。このように年数が経つにつれ、修理費がかさんでいきます。今までボーリング場の修理、浴槽内の修理等、多額の修理費を充てており、これからも機械室、電気の計器類等、目に見えない修理費がかさんでくると思われます。特に今一番気に掛かるのは、温泉の天井と屋根瓦の交換です。温泉は水回りの多い部分ばかりです。もし天井などが落ちたなら、被害がさらに大きくなり、また屋根瓦も、皆さんも御存じのように、特殊な瓦で莫大な修理費がかかるのではないかと思います。どのくらいの金額を見込まれているのか、またこの業者に天井瓦の点検依頼などをされておるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 松本満夫君。

○生活環境課長（松本満夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

機械設備等については、定期的に実施しているところではございますけれども、今申されました通常時の天井とか瓦の点検等は行っておりません。しかし、台風等、災害後の点検についてはもう当然のことながら実施しております。

また議員がおっしゃいましたように、今回の一般会計補正予算の第8号でお願いしております温泉館管理費の修繕料の提案説明でも、町長が概要説明をされましたけれども、平成6年の開館から22年が経過し、建物や設備の施設全般におけるさまざまな部分で老朽化が進んでいる状況でありまして、今後はさらに心配されます修理費は必要になってくると思っております。現在までも経年劣化によりまして、平成18年頃より順次、年次的に修繕が行われてきております。今後においては、

修繕が必要になると予想されますボイラー２号機や各種循環ポンプ関係で、約５００万円から６００万円を見込んでおります。また、それ以外にも大浴場のガラス取替７００万円程度、また建物、今後の大規模修繕計画による施設全般の維持修繕等、相当な金額を予想しております。以上です。

○議長（田上更生君） ７番 森田勝君。

○７番（森田 勝君） 課長の答弁は、今後ますます修繕が膨らんでいくということなことでございます。温泉館がオープンして２２年経っているわけでございますが、今後５年、１０年も経てば、大規模な修繕が必要になってくると思われますが、その点について、課長、どのような考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 松本満夫君。

○生活環境課長（松本満夫君） ただいま大規模修繕についてということでございますけれども、公共施設等の総合管理計画で示しています、日本建築学会の建物の耐久計画に関する考え方より、建築後３０年で大規模修繕を実施するものとされており、その際の単価は建て替えの６割で、２年間で大規模改修が想定してあります。耐用年数は６０年で想定されて、建て替えは３年間というふうに示されております。

高森温泉館の場合、平成６年度に約８億４，０００万円で建築されておりますので、計画では平成３６年度、すなわち今から８年後には約５億円の更新費用が必要になると想定されております。

先ほどから、どのくらいの金額といたしますか、投資という収支のマイナス部分でもありますけれども、修繕費を含む直営以降の収支のマイナス額ですが、平成２４年度には約３，５００万円、２５年度には約３，３００万円、２６年度には２，６００万円、それから先ほども申し上げましたが、２７年度には２，１００万円で、経費節減等の努力もあり、減少はしてきておりますが、今年は地震の影響により入館者の減もあり、平成２８年度の見込みは、現在のところ約２，５００万円と予想しております。先ほど議員もおっしゃいましたように、今後１０年を継続した場合の見込みとして、例えばの試算でございますけれども、毎年３，０００万円近く必要とするならば、１０年で３億円、建築後の３０年を迎えます大規模改修等の金額を含めると、約８億円の財政負担が予想されることになっております。

このような現状を踏まえて、経営収支だけでなく、施設維持修繕にもかなりの財政負担が予想されておりますので、高森温泉館を含め、今後の高森町の公共施設あり方協議会を設立して、先ほども申し上げましたように、現在協議をいただいているところであります。

また、御承知のとおり、公共施設のこの温泉館に関しては、今までは本当に大きな役割を果たしてきておりまして、公共施設は数字だけでは図れない部分もありますけれども、町ができるさまざまな営業努力を重ねてきて、そのときその時代に判断され、良い方法を決定しながら、ベストな手法で運営してきましたけれども、残念ながら現時点では採算が取れない厳しい結果となっております。今後もこのことを踏まえまして、十分考慮しながら、協議会でも意見を伺い、検討した内容をなるべく早く取りまとめて、町長にも報告したいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 7 番 森田勝君。

○7 番（森田 勝君） 今、課長のほうから答弁がありましたように、これからますます修繕費もかさみ、本当に私たちも議員として考えていかななくてはならないと思っております。

続きまして、町長のほうに答弁をお願いしたいと思います。議会報告会でもたくさんの皆さまから質問を受け、公共施設あり方検討協議会の中で検討され、結論が出た後、町長はどのように判断されるのかということで町長に質問したいと思います。

11月15日から21日にかけて、各地域で議会報告会が開催され、町民の皆さまからいろんな意見が出されました。例えば、大分県の萩温泉のように飲食や宿泊施設を造ってはどうか、社協に貸し出してはどうだろうか、子育て支援センター、図書館にしてはどうだろうかというような、いろんな意見が出ております。また、中には今のような赤字が続くならば、業者に売買、閉館、解体との意見も出ました。先ほどの課長の答弁で、維持管理費が毎年3,000万円から3,500万円、ポンプが故障したら500万円から600万円の補修費も捻出しなくてはならない。それから、大浴場のガラス張り替えについては700万円というような、これは膨大な経費がかかるとの答弁がありました。温泉館がオープンして22年が経過しようとしています。まだ今後のことだから分かりませんが、平成6年からしますと30年後には、あと7年後であります。大規模修繕が2年間で約5億円ほどかかるとありました。このような予算を町長はどのように考えておられるのか。また、昨日、公共施設あり方検討協議会の会議がありました。会員の中でも、先ほどと同じ意見が出され、賛否両論の意見がありましたが、私一議員としてはこういう莫大な予算がかかるならば、閉館もやむなしというようなことで、昨日も質問をさせていただきました。この後、検討されるのも私はいいのではないかと思います。

それから、年間3,000万円から3,500万円の赤字が出ております。これを私は社協なり、子育て支援センター、図書館、道路の整備、老人の祝い金の金額アップなどに充てるのも今後はいいのではないかと考えています。行政の中でも今まで検討、努力もされてきたと思いますが、これから先、町の人口も減り続け、このまま温泉館の維持管理は相当難しいのではないかと思います。町の将来を考えると、これから若い人たちのために、このへんで私はもう区切りをつけてもいいのではないかと考えています。公共施設あり方検討協議会の結論が出た後、町長はこの温泉館についてどう判断されるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 7番 森田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、単刀直入に申し上げまして、あり方協議会の答申が出た後に判断をさせていただくと。どのようなというよりも、あり方協議会がどういう答申をなされるかというところもあるかというふうに考えております。

先ほど議員個人、要はあり方協議会の委員として、閉館やむなしという御意見も出されたということ、先ほど御自身の質問内容からお聞きいたしまして、大変驚きました。この協議会というところがどのような答申を、アドバイスをいただけるかというのは分かりませんが、本気で将来の子どもやお孫さんのこと、将来の高森町のことを考えて、あり方協議会の中で議論をされるのを望んでおります。なぜかと申しますと、選挙で選ばれた議員さんも入られているわけですので、ここが大事でありまして、目先の福祉であったり、目先の何かであったり、そうではなくて福祉というあり方も含めて、協議がなされるべきではないかというふうに、私自身は本気で考えております。

先般、議員、岩下前議員さんの一般質問のときも、私、お答えをさせていただきました。2回目のアンケート結果の方向性から、住民が求められている福祉というのは、利益性も求められている。要は赤字にならない採算性というところも、そこが暮らしやすさにつながってくると、それが住民の福祉なんだということが、アンケート結果には出ているというふうに思っております。やはり先ほど申し上げましたように、誇れる高森町を実現するベース、基礎として非常に大事なところでございまして、決める政治判断が必要でありまして、そこはしっかり決めさせていただきたい、意見を申し上げたいというふうに考えております。

ただ、私は2期目の町長選挙に出馬させていただいたときに、どこで結果を判断するかということをmanifestoに書かせていただいております。このマニフェ

ストでは、住民にとってプラスになるかマイナスになるかだけで判断をさせていただくというふうに記載をさせていただいて、当選を果たしているというふうに認識をいたしております。

そういう中で、あり方協議会でさらなるこの協議が行われると思いますので、議員さんも委員さんですので、いろんなことを協議していただければというふうに思っております。

現状といたしましては、最大限の努力は行ってまいりました。はっきり申し上げまして、公共施設である以上、最大限の努力をすると、営利的に努力をするというのはまた違うと思います。最大限に努力すればするほど、お金はかかります。もう1点、住民の方、町民の方が、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいというアドバイスをよく私もいただきます。すべて民間視点のアドバイスです。民間の温泉施設であれば、当然、宿泊施設、若しくはおみやげ、若しくは売れるものを売る、お客さんが求めているものを提供するという形が、本当に公共施設でできるのかというと、私はそうではないということを過去にも答弁させていただきました。公共が担う分野は採算性が取れないので、やはり民間の業者の方の参入というのは非常に厳しいものがあるのではないかとということも、以前申し上げさせていただいたとおりで、考えは全く変わっておりません。

また、先ほど例を挙げていただきました萩温泉のようにしたいですね。私もしたいです。完全に宿泊や宴会、若しくは営利活動を徹底して行われております。また、そういうところは建設後22年というふうに申し上げられておりましたが、この日本の消費者のニーズがどういうふうに変化するかというのは、多分20年前からいろんな意識調査とかも出ていたと思いますので、やはりこのように公共施設が、公が建てたものを将来10年後、20年後どうなるのかということをしっかりやはり話し合っていくというところが、私は高森町では抜けていたところではないかなというふうに考えております。ですから、私が行いましたたかもりポイントチャンネル、ある意味、全住民が、大半の住民がその情報を得ようとすれば、瞬時に得ることができる。要は、利便性にこだわってやったたかもりポイントチャンネルも、当然10年後、20年後にはいろんな議論を、変化をやりながら修正していくべきではないかと思っております。

また、前回調査をして、それ以降もそうでございますが、高森温泉館はやはり400名から500名未満の方が、町民の約17%から8%の方が利用されていると。1カ月で何万人ではなくて、1カ月で町民の四、五百名の方が2日に1回、若しく

は毎日、3日に1回利用されているというところでございます。ですので、ここに民間の視点を入れて営利活動を行ったとした場合、果たして町民の方が受け入れていただけるのかということも私はこれは大きな問題というか、クリアしなければいけないことではないかな。だからこそ民間委託という言葉は聞こえはいいんですが、本当に民間の業者が参入したときに、本当に民間のやり方ができて、それを高森の町民の皆さまが納得していただけるのかというのは、これは難しい問題ではないかなと思います。当然利益を出すためには入場料も上げるでしょう、あえて言うならですね。例えば、高森の産物以外のもの、売れるものを置くでしょう。そして外国人もたくさん観光客も連れて来るような施策を、民間の会社だったらすると思います。ですからこそアンケートを取らせていただいた。そして、1回目のときには、町が直営でやっていただきたいというのが52%ですか、ですので住民の方がアンケート結果、過半数以上のアンケートでそういう結果が出たので、そこを選択させていただいたことであります。それ以降、努力もしてまいりました。行政が出来る努力は、営業時間を短縮するか、ほかに人間を掛けないか、マンパワーを掛けないかしかございません。先ほど申し上げますように、ほかの温泉施設のように、毎日毎日営業活動をやって、町民以外の方をターゲットとした温泉施設であればできます。本当にそれをやっていいという住民からの支援があるとするなら、当然今までもやっていたのではないかなと思います。やはり町民の方は1回目のアンケートでは52%の人が、やはり公共施設として町直営でということを選択されたわけですので、現状はそういうふうになっている。であるならば、サービスが少々低下するのは、これは私は皆さん納得する以外ないのではないのではないかなというふうに考えております。当然、議会のお許しがありまして、議員がおっしゃったように、今後、8年後ですか、これはデータですので分かりませんが、約5億円の費用が必要になると想定されているということでございますし、当然、毎年これはランニングは掛かっていくでしょう。朝から夜まで開ければ人も要ります。電気代も上がります。当然、観光客ではない、大半の入場者が町民の方でございますので、おみやげが売れるわけではございません。ですので、やはり温泉施設としてだけで採算を取るというのは本当に限界が来ておりますので、そのためのあり方委員会でございます。しっかり協議をしていただいて、意見をいただければというふうに思っております。その上でしっかり判断をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま町長のほうから、民間のような営業をすれば、町民が受け入れてくれるのかというような話がありました。私も住民の一人としまして、今、あり方検討会の中で議論をしております。特にこの件については、一生懸命考えていかなくてはならないと思っております。

本日は、温泉館の今後ということで質問しました。町長、議会、行政が真剣にこれは取り組んでいかなくては、この温泉館問題は私は解決はできないと思っております。私は、この温泉館問題について、いつも思うわけでございます。もしも自分の家の経営であったら、この赤字経営で家の経営が成り立っていくのかと。恐らく、自分の家なら、とっくにもう倒産しております。公共の施設だから仕方がないでは、これは今後済まされません。町民の皆さま一人一人の税金で、毎年3,000万円近くのお金を払っています。一日も早い決断をして、これからまちづくりに努めていかなくてはならないと思っております。本当は町長に決断をしてほしいと思いますが、議員の私たちも、町民の皆さまから選ばれた一人でございます。町執行部と議員で、一日も早い決断をと思います。質問の中で言いましたが、私は閉館もやむなしと思っております。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 皆さん、こんにちは。6番 立山です。

私の今日の質問は、町長が2期目に就任以来、任期の約半分を過ぎられようとしています。そこで、町長政策集の進捗状況について質問いたします。

町長は、2期目の町長選に臨まれるにあたり、1期目同様「さらに新しい高森町へ」を表題に、政策集（マニフェスト）を住民の皆さまに示され、住民に真意を問われ、無投票で2期目に就任されました。政策集は1期目同様に3項目の決意、そ

して決意の頭にそれぞれ「さらに加速」を加えられています。また、新しい高森町をつくるための6つの挑戦では、1期目とは若干変更されて、1、観光立町を実現するためのまちづくり、2、町の情報化を基盤とするまちづくり、3、行財政改革を実現するまちづくり、4、地域産業が元気なまちづくり、5、誇りと夢と元気を生み出す教育によるまちづくり、6、健康いきいき&子育て楽しいまちづくりで、それぞれ具体的な言葉で分かりやすく表現してあります。

そこで、最初の質問ですが、政策集全体から見た政策の進み具合はということでお伺いいたします。前回の政策集に対する質問でも申し上げましたが、限られた任期・期間において、あれだけの政策を実行するためには、かなりの労力と時間を必要とすることは、私も十分承知しているつもりですが、進捗状況の検証は必要であります。今現在、熊日朝刊の紙面に、大西熊本市長のマニフェストの検証記事も掲載されています。政策の進み具合はどうか、あえてお伺いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） こんにちは。6番 立山議員の御質問にお答えをいたします。

町長の任期が2年を経過しようとするこの時期において、これまでの政策の達成状況を確認し、また今後重点的に取り組んでいくべき政策を確認するため、町長の指示により政策集の進捗状況の確認を行いました。

確認の方法としては、役場内に各事業の担当及び管理職をメンバーとする高森町長政策集進捗状況検討チームを設けまして、約40日間をかけ、政策集に掲げられた政策の一つひとつについて、職員の所属部局に捕らわれず、全庁的な確認を行いました。確認の結果、政策集の各政策の進捗状況については、3つの区分で評価しております。

まずは「完了」、これは政策集の内容が達成されたものです。次に「実施中」、これは取り組みに着手をしているものです。そして「検討中」または「実施せず」、これは取り組みを検討している、あるいはまだ実施していないものです。なお、町長の政策集では、「さらに加速」という言葉が全般にわたってうたわれております。1期目からのより一層の政策の進化が求められておりますので、草村町長の2期目に新たに実施したものに限って「完了」または「実施中」の扱いとさせていただき、1期目から継続しているものについては、例え実施しているものであっても「実施せず」という扱いにさせていただいております。この三つの区分に基づき、政策集に掲げられている70の政策を整理しますと、約6割が「完了」または「実施中」

の状況であるというふうに判断をしております。

草村町長がこの政策集を掲げて前回の選挙で民意を得られたことを考えれば、政策集に掲げられている政策の実現は、町民の皆さんが望まれていることであると言うことができます。したがって、今後も政策集に掲げられた政策の実現に向け、町長の指示に基づき、必要な政策を速やかに実行してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、政策の進み具合ということで、詳細に政策推進課の橋本審議員から御答弁いただきましたけれども、次に先ほど申し上げましたように、2期目の半分が経過しようとしていらっしゃるけれども、振り返ってみて、どういった前半であったのか、また政策集の課題の改善や解決等、具体的に挙げると、どのようなことがあるのかということを町長にお伺いいたします。もし、事業名あるいは政策集の大きな見出しでも出されてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど2年が経ちまして、約2年ということで、政策集の中間検証ということで、1期目のときには県からお越しになられました服部審議員さんが中心となってやっていただきました。ただ、1期目のときにはまだこの政策集であったり、詳細にわたるこの検証について、高森町役場内が慣れていない環境でございましたので、服部さんを中心にさせていただきましたが、今回は橋本さんを中心に、若い職員さんは皆さん課を越えて入っていただいて、一つひとつ丁寧に検証していただき、そして課長補佐さん、課長さんに相談をしながらというところをやらせていただいたようでございます。まず、40日弱だったと思いますが、職員の皆さまに感謝を申し上げたいというふうに思います。

そういうところで、振り返ってみて、前半がどうだったのかということと、政策集の課題、改善、解決等、具体的に挙げるとどういうことか、事業名あるいは政策集の大きな見出しがあればお願いしますというところなんですけど、振り返ってみますと、これはもう議員さんも同じではないかなというふうに思っております。この災害の以外は何か思い出せといわれても、なかなか今のところまだ走っておる最中でございますので、まさかこのような大きな地震が来るとは考えておりませんでしたので、非常に前半2年間としては、やはり災害の復旧に関して、この政策集との

整合性であったり、国の政策、要は国がこの多様性の時代の中で政策が変わってくる、そういう中で合わせていかなければいけない行政と、合わせる必要がない政治家、若しくはこの地域の特性を重んじる、この政治の側のところのこの整合性というのが非常に難しいところがあるのではないかというふうに思っております。

課題と申し上げますのは、先ほど申し上げましたように、やはり財源の問題が、これは今後は特に課題になってくるのではないかというふうに考えております。それと、事業名あるいは政策集の大きな見出しというところは、実はものすごく進んでいるんですが、それが目に見える形にならない。そこは町の情報化を基盤とするまちづくりに関しましては、まずはここの部分が高森町の役場内、若しくは住民の皆さまにもそこをしっかりと理解していただくというところではないかなと思います。

一方では、進んでいるところは、この情報化に関しては、当然進んでおります。議会の皆さまも努力なされて、今日も生中継でございますし、若しくは情報公開でも常に熊本の県内では1番か2番であるというところと、教育の中ではこれはもう日本の中でも、もう上から数えたほうが早いぐらい、ICTを活用した教育の推進というのは進んでいる。そして、実はこういう形は本当に全国で多分ないと思うんですけど、このたかもりポイントチャンネルの整備というか、付加価値ですね、これは非常に大きなものがあるんですが、どうしても比べるところがございませんので、なかなか難しいところがあります。だからこそ、行政の枠を越えた打ち出しというのが必要なんです、先ほどできていないと言ったところは、その整備を完了した情報通信基盤、光ブロードバンドを使った最大限に活用するというところが、私自身は手応えとしてはまだまだできるところ、すなわちそこが情報の共有と絶対的に難しい共感の高森町というところになるのではないかというふうに考えております。

この政策集を、立山議員もいつもこの中からチェックをいただいておりますが、将来の政治家を志される若い世代もいらっしゃると思いますし、行政マンもいらっしゃると思いますが、やはり日本という国の中で、選挙に立候補して、自らの意志で立候補して、そして民意を得て、そこに立たれる、そういう方が掲げる政策集ということは、今後もこういう形で続いていくのではないかなというふうに思っております。ほわっとした形の政策集は組織としてはやりやすい部分もあるかとは思いますが、やはり住民の皆さまにこれはこうやりますと、これはこういうふうに考えておりますというところを、明確に示して選挙で選ばれるというところが、やはり一番、私は高森町に今後も続けていただきたいところ、若しくは熊本県内の自治体

でもどんどん続けていただければというふうに考えております。具体的な大きな解決としては、やはり財源の問題が、この震災の影響で大きく出てくるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、町長から、どういった前半であったかという思いを語っていただきましたけれども、答弁中に町長の言葉の中にありましたように、4月に発生いたしました熊本地震、この熊本地震が政策集に対して何か影響があったのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席からお答えをさせていただきます。

熊本地震の影響というのは、これは今後、もう議会議員の皆さまも御理解いただいていると思いますし、ですので例えば今後、陳情であったり、議会の活動というのが盛んになるとは思いますが、熊本地震の影響は当然、当町のように、被害が少なかった自治体に関してのこの予算の部分、これはもう地方交付税がすべてに係ってくると思いますが、若しくは先ほど午前中の質問にもありましたように復旧・復興計画、こういうところに対しての予算の配分、要は予算が付かなければ、もう何もできなくなっていくのではないかとこのように考えられるところが大きな大きな影響じゃないかなというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） はい。分かりました。

それでは、最後に、あと2年の在任期間をどのようにして政策集の実現に向けて進もうとしていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 当然、今回の中間検証を得て、6割が実施できている、継続中だということでありまして、その中でこの取り込む、捨てるという選択を、残り4割に関してもしっかりとしなければいけない。ただし、その中で高森町の復旧・復興計画を被災が少ない自治体高森としても作るという方向性で今向かっているのは、やはり先ほど申し上げましたように、財源、補助金の確保には、やはりこの計画というのは不可欠でございます。ポピュラリズムではなく、本当に必要な事業に関しては、この復旧・復興計画の中に位置付けができるかどうかということは大事であります。しかしながら、簡単に位置付けはできません。何よりもやはり良かったこと、被災が少なかったことですので、そういう中で高森町もこういうところはやっ

ていくことによって、南阿蘇全体が活性化につながるというような形もとっていかねければ、それは無理ではなかろうかというふうに考えております。そういう中で、政策集で合致するところは実現をしてみたい。それと同時に、1期目から進んでいるところは継続的に進めてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今回の質問は、冒頭申し上げましたように、町長の政策集の進捗状況ということで、短時間ではありましたが、御質問させていただきました。あと4割が継続中という御答弁でしたけれども、今後十分に検討されて、スピード感をもって政策の実現に向けて邁進していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君の質問を終わります。

10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） こんにちは。今回、一般質問をいたします10番の佐伯金也でございます。

本来、私は議会運営上、いつも定例議会の初日に提案されました議案について、詳細に各関係の課長さんあたりから答弁をいただいて、町民の皆さま方にその事業の必要性やその予算の妥当性について、分かりやすく聞いてもらおうということで、一般質問のほうは極力控えておりました。しかしながら、1年間振り返ってみますと、地震もあり、そして阿蘇山の爆発的な噴火もあり、大雨もありと、そして夏場には非常に暑い熱波もあり、ということで、自然災害がこれだけ高森町の住民の皆さんならず、それぞれの地域の皆さま方に影響を及ぼしておるという状況から、質問をしておこうということで、今回許可を得ましたので、させていただきたいと思います。

まず1番目なんですけれども、住宅密集地の火災の対策についてということで、私が住んでおります村山地区については、旧高森町、商店街が密集しておるところから若干離れておりますけれども、まあそれに近い状況であると。そして、先般、10月に小国町で19棟が罹災するというような大きな火災が発生しております。被災されました小国町の皆さま方には心からお見舞いを申し上げたいと思っております。そして、この小国町は、この高森町と一緒に阿蘇広域行政事務組合の中で一緒に運営をしていく仲間の町でございます。そういうわけで、私たち高森町の人間も、この小国町の宮原地区の大火事を対岸の火事というふうに見るのではなくして、当然、商店街密集地もこの旧高森地区にはありますから、もしこの高森町でこのよ

うな火災が発生した場合について、どのように対応をし、極力小さな被害で終わらせるかということを勉強しなければならない、そして研究をしなければならないなど思っております。

先般、小国の火事につきまして、消防本部のほうに出向きまして、消防本部のほうからこの火災についての原因、そして経過等についての質問をいたしました。しかしながら、まだ原因については調査中であつたということであります。そして、その際に水利はどうしたか、そして消防の出動台数はどうであつたか、そういうことを質問をさせていただきましたが、小国町の宮原地区の大火事につきましては、主要消火栓については広域消防が使った１基だけであつたということです。そして、皆さん御存じのとおり、小国町においては川が流れておりました関係で、大半の水利については自然水利を利用して、この火災の鎮火にはあつたというふうに聞きました。出場人員、また放水台数については、消防署が３８名出ていらっしゃる。出場台数が１０台、放水台数が５台と聞きました。そして、小国町の消防団が２２名、そして出場台数が２６台、放水台数２５台、それに南小国町からも放水はされておられませんけれども、隣の南小国町からも応援をいただいたということで、かなりの人数でこの大きな火事の鎮火にあたられたというふうに、直接、消防本部のほうから聞かせていただきました。やはり小国町の家屋の状況を聞いてみますと、この高森町の旧高森の住宅の状況とそうは変わらないようであります。かなり古い住宅が密集し、そして隣との境も非常に狭い。そして、入っていく道路についても非常に厳しかったということで、かなりなホースが必要であつたということでございます。使用したホースについても、消防署が１５本、そして小国町の消防団の本数が７５本の消防ホースを使って、その大火事にあたられたということでございます。そういうわけで、この高森町、最初申し上げたとおり、小国町その１９件、被災された大火事があつた地域と変わらず、住宅を密集する旧高森町中を有しております。その中において、総務課長のほうがその後の小国町の火災についての報告をどのような形で受けておられたかということを、まずはお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） １０番 佐伯議員の御質問にお答えをしたいと思います。

また、小国町の火災は、ちょうど２カ月前発生しておりますけれども、今後、高森町に限らず、年の瀬を迎えるにあたって、ややもすれば忘れがちな、この大火災について注意喚起をいただくという機会をいただいて、大変佐伯議員にはお礼を申

し上げたいと思います。

小国町の火災の状態については、議員のほうから、今、御説明・御報告がございましたけれども、やはり何と申しまして、懸念されますのは住宅密集地、それから水利の問題であろうと思います。消防本部のほうから報告を受けましたところでは、消火栓が使用が1基であった、それから消防団も含め、ポンプの水利が自然水利がほとんどであったということで、私も消防の経験がございますが、自然水利というのが相当機材に負担をかけまして、私が所属しておりました分団でも、購入してすぐのポンプが砂を吸い込んだりして、すぐに故障したという経験がございました。ですから、小国にあっても、多分そういう状況があって、火災の消火も大変だったろうと思いますし、その後のメンテナンスもまた大変になったのではないかと思います。やはり日頃から水利を確保しておくというのが、改めてその重要性が検証されたことではないかというふうに思います。

小国町では、北部消防署がまず駆けつけておりますが、産山、波野の分駐署も、それから中部の消防署も駆けつけておりますけれども、鎮圧までにやがて2時間半ぐらいかかっておりますし、完全な鎮火までは5時間かかったということでございますので、小国の中心部、焼失された方はもちろんお見舞いを申し上げますけれども、周辺の方々も相当恐怖感もって見ておられたのではないかというふうに感じたところです。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番です。自席から質問させていただきます。

小国町の大火事ならず、それに限らず毎日マスコミ等でもやはりどこかで火災が起きております。同じ阿蘇郡の仲間として、小国町でこのような大火事があった、そしてそれを教訓にして今から先、年末警戒の時期に入ります。非常に空気が乾燥しておる中において、やはりこの教訓というものを私たちは忘れることなく、それに対して対応することも考えておかなければならないということで、私は1番から2番に書いておりますけれども、火災で一番大切なもの、今、総務課長もおっしゃいましたけれども、水利であります。本町住宅密集地でも火災が発生した場合、最小限の被害で終わらせることができるのかということです。小国町では消防署が消火栓を1基使用されております。しかしながら、これは自然水利があったからであって、もしなければ消火栓、防火用水を使用していかなければ、どうしても火災に対しての対応はできない、そういうことで、この旧高森地区、天神から上町、そして横町、下町、旭通、昭和、この住宅密集地について、おおむねポンプが、要す

るにホースが1本20メートルでございます。それを各消火栓に3本ずつ準備して、だいたいあるところは見かけます。消火栓に対して消防ホースが置いていないところもあるんですけれども、消火栓の横に消防ホースが置いてある、格納庫が置いてあるところの扉を開けますと、ホースがだいたい3本入っておるんです。その入っておるのを計算すると、だいたいその消火栓から60メートルまではホースが延ばせる。そうすると、その消火栓から次の消火栓までの間を考えて、だいたい120メートルなんですけれども、100メートルの間隔で消火栓が設置されておるのかどうか、旧高森についてですね。そのあたりについてお聞かせをいただきたい。

それと、防火水槽、今は補助が大きくなりまして、1基当たり50トンのタンクに水が貯められるようになって、貯めておられると思います。そういう中で、防火水槽の数がどの程度設置されておるのか。

それとあと、消火栓を稼働し始めますと、これは飲料水のタンクと一緒にありますから、城山の2,000トンタンクの水が一斉にその消火栓を落ちるわけですね。それだけでは恐らく足りないと思います。そうした場合、一番可能性として考えられるのは、上在の上にあります坊ヶ平のため池、このため池の水量がだいたい何トンぐらいあるものだろうか。それについて資料がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。

今議員がおっしゃいました高森の中心市街地と申しますか、大字高森では村山から津留、南在までを含めると、消火栓は110基あります。ただ、そのうち49基は村山、上在、それから津留、南在ということで、旭通から横町までの消火栓は61基になります。

それから、防火水槽につきましてですが、46基ございまして、そのうちの28基が旭通から横町にあるということになります。確かに議員がおっしゃいますように、密集地でもきれいに消火栓を配置しておるわけではございませんので、その消火栓から、どこで火災が発生するか分かりませんが、潤沢な消火活動ができるかといいますと、やはり消火栓だけでは無理な部分もあるかというふうに考えます。

坊ヶ平の水量につきましては、夏場はかなり湛水しておりますけれども、冬場につきましては農業用水の関係がありまして、水量は不定値でございますので、どれだけ計算できるかということはあるかと思います。満水状態であると7,800

トンというふうにいわれておりますけれども、その時期によってその量は変化いたしますので、またその水路、流路についても、今のところはっきり、ここには数字を持っておりませんので、活用についてはやはり検討が必要になってくるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

数を聞きますと、だいたい消火栓の数についても、防火用水の数についても、ある程度これがいいんじゃないかなということは私も言えないんですけれども、数についてはかなりの数が旧高森の中に準備をされておるということであるというふうに理解をいたします。ただ、以前は旭通については、高森中学校の50メートルプール、それがありませんでした。ですから、旭通で火災がもし発生した場合については、50メートルプールを利用して、その中に水をどんどんどん貯めながら放水ができるということで、心強く思っておりました。あと、高森高校が現在プールを持っておりますが、そのプールの大きさについては、私はちょっと存じ上げておりませんので、もしそれが利用できれば、あの高森高校のプールを囲む旭通であったり、昭和の一部であったりするところについては、その水利を利用させていただければ、それはそれとして心強いのではないかなと思っております。

そして、横町、下町については、全部ではないんですけれども、横町の一部南側、森と接したところ、そして下町、それも南在の方面と接したところについては、要するに湧水トンネルから出てきております水、自然水利を利用する。今回の地震があった際に、あそこの駐車場の横で消防団の方たちが飲料水の供給なり、農業用水の供給なりで、あそこの水をそれぞれの農家の皆さんたち、必要とされる人たちに500リットルタンク、または200リットルタンクに移していただいております。ああいうところを水利として利用すれば、下町の一部であったり、横町の一部であったりする方たちについては、対応可能ではないかなと思っております。しかしながら、小国町の方たちが使われた川みたいに、築後川みたいにある程度の水量はありませんから、大変厳しいものがあるというふうに思っております。今から先、何でこういうふうに火事について心配せにやいかんかというのは、やはり今、空き家プロジェクトもあっておりますけれども、かなりの空き家がまだまだ発生していると。それと、老人夫婦世帯も高齢化が進んで増えておられる。そのような中で、そして地震では被災はしておりません。それほどの被災はあっておりませんけれども、かなりの揺れで家を揺らしております。そうすると、天井裏、そして壁の中を

這（は）っております、中の室内配電等についても、かなり傷んでおる場合が、もしかしたら切れかかっておる配電装置があるかも知れません。そういうものがこの乾燥によって、静電気によって、また家の火災につながるという可能性もあるわけで、このような時期になってくると、どこでどのような火事が発生するかということは、非常に分からない状況で不安を増すばかりであります。ですからこそ、旧高森について、1軒1軒がある程度離れた田舎地域は、その1軒に集中して水をかければそれで済むんですが、旧高森地区のようにやっぱり隣と隣接する、そしてその距離が非常に短い。そして、町内を走っておる道路についても、最高3メートルから5メートル程度の道であるということになってくると、火の粉は必ず道を越して隣の向かい合った道の反対側にまで飛んでいく恐れがございます。そうなると、やはり高森町の地域消防の皆さんたちの努力が必要になってくる。しかしながら、水がないとどうにもこうにもならないわけですね、火を消すには。そうなったときに、やはり水量を考える。今、総務課長のほうから、ある程度の坊ヶ平の水量のお話をいただきました。ただ、それを使うにしても、水路がはっきりしていないわけですね。坊ヶ平のため池の水を解放するにしても、農業用水の管理組合がそこの入口の鍵をもっておられる以上は、その方と連絡を取って承諾をいただいて、そしてあそこの門を開けなければならない。もし門を開けたとしても、一番坊ヶ平の上から下町の下までの高低差は莫大でありますから一気に水が流れてしまう。それをどうして、どの地区で、どういうふうに止めるか、そしてそれを水利として使えるか。そういう工夫を今から先してないと、ただ単に坊ヶ平の水を開けました、ため池の門を開けましたといったときに、流れるのはいいんですが、一気に下まで流れていってしまっていて、白水、白川に流れ込んでしまっていて、坊ヶ平のため池の水は空になってしまうというのが、私は結果的な問題になってくると思っております。ですから、2,000トンタンクを利用して、消火栓を利用してやるについても、だいたい小型ポンプでフルに水を出せば、1分間に10トン近くの水が出るそうですが、それだけをする、人力がかなり要ります。二人の筒先でポンプから水を放水したときに、だいたい1分間で4トンぐらいの水を放水される。消火にあたられる。そうすると、5台であたったときに、1分間で20トンの水が一気になくなる。ですから、今50トンの防火水槽があっても、約2分ちょっとで、その防火水槽の水は空になってしまいます。そこに50ミリの送水管から防火水槽にどんどんどんどん水を随時入れていても、最終的にはいつも空で、水口がいつも空回りをする状況になってしまう、そういうわけです。ですからこそ、やはり自然水利ではありませんけれど

も、それを補うための水利というものが、私は必要になってくると思います。そういう意味で、坊ヶ平のため池の水を利用する際に、これはもうまちづくりに影響してくると思うんですけれども、その点、どのように今後考えていくつもりがあるのか、考えていかんやんなと思っておられるのか、そのあたりについて、できれば総務課長のほうから一言お願いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 坊ヶ平の水の活用については、以前も議会の中で、地元の議員さんから御提案があったように記憶をしております。今おっしゃいますように、今の水路にただ流しただけでは、直接水利として活用することは難しいということにもなりますし、またそれを活用する消防団のほうで、どのくらいで活用する、その手順に入っていくかどうかという準備も必要になっていくと思いますので、今度16日には、今年の年末警戒に向けた消防団の幹部会議がございます。その中でそういう御提案もありましたし、今後どういうふうに活用していくかということを消防団にも考えていただくように御提案をしていきたい。それで活用が可能ということであれば、それなりにまた町としても対応をしていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

旧高森地区の地域消防、4分団から7分団まで、そして高森町役場の皆さんたちが入っておられる機動分団、それを集めても7台。そして、上色見と下色見のそれぞれの分団がお出でになられて、それで2台。そして、白水にある阿蘇広域消防本部からお出でになったとしても1台。そして10台。10台のポンプがそれぞれ揚げていけば、単純計算で少なく見積もっても1分間に40トンの水が要するというわけでございます。その方たちが40トンで、5分で火は消えない。やはり先ほど言われたとおり、2時間から2時間半かかるわけですから、やはり火災を鎮火するために必要とする時間、やっぱりその時間を逆算で計算して、それに対してどれだけの水が必要になってくるかということを分かっておられて、その水の確保というものを今後はしていただきたい。1カ所でも火災が発生したときには、100分、50分、それぞれ計算をしていただく。50分だったならば何トン要る、100分だったら、1時間40分ぐらいかかるんだったら、掛けて、もし消えるというような火災であれば、この程度要るというようなことを計算していただければ幸いかなと思っております。ちなみに5台で毎分4トン揚げたとしたときに、20トン掛かる

わけですね、５台で揚げて２０トン掛かります、１分間で２０トン揚げます。そうすると、２,０００トンタンクですと、１００分でその２,０００トンタンクの水はなくなります。ですから、当然、１０台で水を揚げるということになってくると、１時間かからないで城山にある２,０００トンタンクは空になるということであります。そういうことで、随時、高森の湧水トンネルから揚がってくる水は、毎分３２トンから３６トンです。１分間に３２トンから３６トン水が揚がるんですが、それを城山のタンクにポンプアップをしとるわけですが、当然どんどん使っている間はそのポンプが回るとは思うんですけども、私は当然足りなくなると思います。そのときこそ、やはり坊ヶ平の農業用水のタンクの利用というものも考えて、その対応できるような措置というものを今から準備しておいていただいたいというふうに思っておりますので、この火災対策について、今まで総務課長のほうからいろいろ対応、また聞かれたことについて答弁をいただきましたので、今の質疑・答弁の中で、町長、気付かれた点がありましたら一言述べていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） １０番 佐伯議員の御質問にお答え申し上げます。

まずは、小国町で被災に遭われた皆さまにお見舞いを申し上げたいというふうに思います。大変年末警戒も間近、小国の火災以降、いろんなところで問われている中で、本当に良い質問をしていただいているなというふうに思っております。問題定義といたしましては、非常に数字も明確になっておりますし、現在の環境も分かっておられての質問ですので、今後この城山で駄目だった場合、足りなくなった場合、坊ヶ平のこの水をどういうふうに活用するかということを、町としても当然考えていかなければいけません。じゃあどういうふうに考えるのか、単に消防団と話して、何かこうがいい、ああがいいではなくて、やはりそこにより実効的な形ができることをやらなければいけない時代が来ております。なぜかと申しますと、何をするにしてもマンパワーが不足してくる時代になってきておりますので、より短時間で最大の効果を発揮できるような、その話し合いというのをしっかりやっていかなければいけないと思います。このもう一つは、マンパワー不足もそうでございますが、今後やはり先ほど御質問がありました自主防災組織の方にもしっかり御協力いただければというところも必要だし、その前にこれだけ日本の人口が減っていく中で、こういう防火、防災、すべてに対して対応するには、行政だけでは厳しいという中で、消防団、自主防災のこの大事なところを、しっかり広報というところも同時に必要である。それと同時に必要なのは、やはりポンプにしる何にしる、管理

体制がどうかと。当然、消火栓のところに3本のホースが入っておりますが、実際使いものにならなかつたらどうしようもありませんので、若しくはその訓練、ここをしっかりと町としても今後、消防団に対して働きかけなければいけないし、行政もやっていかなければいけないと思っております。

あと、高森中学校、高校、これは旭通ですね、ここに関しても私も知っておりますので、ここも先ほどおっしゃったときに、ああそのとおりだというふうに思いました。

室内配電盤のこれは冬にもともと実は火災の原因になるんです。ほこりであつたり、静電気です。議員さんがおっしゃったように、確かに家が地盤が揺れていきますので、家が揺れているということを前提に、ここはやはりたかもりポイントチャンネルも使いまして、例えばイラストであつたり、若しくは職員が出て、地震後、見えないところで、こういう環境になっていることもありますので、やはり例えばチェックが必要です。ただし、チェックができる世帯はいいんですが、できない世帯、独居世帯あたり、お年寄りの世帯であつたらできないというふうに思いますので、そういう広報と同時に対策、例えばそこに何かの補填をする、補助をするというようなことも、今後具現化できるように考えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

4月の熊本地震において、それぞれやっぱり少なからず、皆さんそれぞれ財産に損失を受けていらっしゃる、これは自然災害で。しかしながら、こういうふうに火災で、またその上でというようなことがないように、私たちが一生懸命いろんなことを考えて、住民の皆さまの安全というものを確保していく義務があると思いますので、その点については行政に携わっている皆さん方においても、どうぞお互い勉強し合いながら進めてもらいたいと思っております。

それと、2番目なんですけれども、今後の本町の財政運営やその対策についてということで質問事項を準備しております。もう何人かの議員さんも復旧・復興による計画で、財政の話がちょこっとあつておりましたが、質問の内容については、熊本地震により県内の各被災自治体に予算が振り向けられるので当然であると思いますが、限られた財源から被災自治体がそれで運営されるということになってくると、高森町は国やら県から見れば、被災していない自治体のほうに振り分けられる側があります。そうなってくると、来年からの財源等についてもやはりちょっと我慢し

てくださいと言われることが多くなると思います。そのような中で、町長は熊本県なり、また東京のほうなりにどんどん上っていただいて、精力的に来年度の予算に向けて、弾込めをされておるところではあると思いますけれども、そのへんについて今後どのようにやっていこうと思われているのかというのは、町長にお聞かせいただきたい。

それと、直接、熊本県の財政のほうと話をされていらっしゃる財政担当の職員の方に、雲行きのにはどのような状況であるのかということ、まず担当職員の方にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課課長補佐（岩下 徹君） お疲れさまです。財政担当のほうにということで御質問でございましたので、10番の佐伯議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後の財源の見込みは、非常に厳しくなるということでお話があつてございます。私、財政担当といたしましても、今後まさに厳しくなるというふうに考えております。といいますのも、既に今の時点で本年度の予算でございますけれども、本12月の定例会におきまして、一般会計の補正予算で御提案をさせていただいておりますが、現時点で約3億3,700万円の財源不足ということが、今の時点でもうそういう数字が出ております。これは今回の定例会の財政調整基金からの繰入金の額で明示させていただいております。

もう1点、さらにまた来年度でございますけれども、平成29年度におきましては、総務省が概算要求しております地方交付税の総額が本年度からマイナス4.4%という数字で概算要求がなされております。一概に全国一律でマイナス4.4というわけではございませんけれども、これを単純に本町で計算をしてみますと、9,000万円から1億円のマイナスということを感じないといけません。ですので、議員おっしゃられるように、相当厳しい財政運営が強いられるというふうに考えております。特に地方交付税が9,000万円から1億円の減額ということでございますと、佐伯議員がいつもおっしゃられております経常収支比率、これに大きく影響してきます。地方交付税といいますのは、経常的な財源の中で一番大きなものでございますので、将来的には財政の硬直化がさらに進んでいくということが大きく、本当に懸念されるというところでございます。

そういった財政状況が将来的に厳しくなるという予測の中で、私、財政担当といたしましては、まず先ほど言われました被災自治体に予算が振り向けられるという部分を言われましたけれども、本町はそれほど大きな被害は受けておりませんけれ

ども、先ほどの別の議員さんからの御質問でございました、復旧・復興計画でございますが、本町も策定中でございます。ただ、この計画はある程度大きな被害を受けた自治体、そちらのほうに計画をされるということでございますけれども、本町もその計画を策定し、それをベースとした補助金等の財源の確保、これを積極的に図っていくということ。

それから、2点目にその補助金を併せて、特に有利な起債を積極的に活用していくということが大事かと考えております。

最後に、3点目でございますけれども、経常的な支出を抑えていくためには、通常の事務事業の見直し、これと併せまして、議員の皆さまにも御協力をいただいております公共施設の見直し、これをやはり積極的に進めていくことが大事ではないかというふうに財政担当として考えているところでございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

今回、12月の予算で補正予算が組まれておりますけれども、総額で歳入が58億円あるんですね。その中で地方債が5億4,800万円、そして地方交付税が20億円ある。そして、国庫支出金と県支出金が約16億円ぐらいあるんですね。私が1部・2部で考えると、第1部で町会議員をしていた頃、間8年ありますから、その頃にはこれだけの大きな予算というのは記憶には確かないんですけれども、ただ46億円、48億円のときはいつもありました。そのときには国庫支出金、県支出金がこれだけ特出して多いということはないわけです。あくまでもやっぱりその足りない部分については、町債であったり、58億円だったら、当時のレベルでいけば恐らく町債10億円ぐらい入れておかないと、恐らく58億円まで膨れないと思います。それが町債を5億5,000万円ぐらいで58億円の予算になるような収入の内訳の仕方というものは、非常に私としては今現在においてはよそがうらやむような歳入の状況ではないだろうかと考えておりますし、当時からすれば考えられないような財政の状況であります。

しかしながら、4月の地震でそのような状況が来年どうなってくるのかという不安はあります。今回の補正予算の中にも町長が旅費等を追加で入れていらっしゃいました。当然のことなんですね。やっぱり国の支出金、県の支出金をこれだけ多く持ってくるということは、それだけのやっぱり活動をしないと、恐らくこれだけのものは得ることが不可能だと思います。その中からやっぱり年間の町長の旅費、計算した中で、やはり当然不足をしてくるわけで、私は日頃から町長には言っている

わけなんです、これは町長に限らずなんですけれども、今、財政担当の岩下徹課長補佐のほうからお話がありましたけれども、やっぱり管理費を、やっぱり入ってくるのも一生懸命取ってこにゃいかんのだけれども、出すほうも少しずつやっぱり絞るべきところは絞らなければならない。その中で、今やっておる公共的施設の見直し等も当然しっかりやって、出す分を絞る。そうすることで限られた財源を有効に住民福祉のために使っていくということであると思います。ですから、非常に町長においては厳しいかじ取りを今から先やっていかなければならない。切るべきときには思い切って切らんと、とてもじゃないけれどもほかのところが立たなくなるわけですから、そういう決断を迫るような話を森田議員はされていらっしゃいました。私も心情的にはやっぱり今まで町が持っておる施設については、残せるものは残していただきたいと思うんです。しかしながら、それを残すことによって町の財政が非常に厳しいものになってくるのであるならば、切るべきときには切らにゃ仕方ないのかなと。それはしかしながら、町民の納得の上でですけれどもね、そういうふうに思っております。ですから、やっぱり町長が活動される、歳入を増やすように県や国に行かれる、その中で管理費も下げる、その中で私が考えるんですけれども、野尻の出張所がありますが、野尻の出張所のところの朋遊館も今回の公共的施設の中では例外ではなく考えなければならない施設なんですね。あそこに出張所があるんですが、1日にどの程度の来客数があるか分かりませんが、今現在、週に何回か町民バスで野尻地区の方たち、河原地区の方たちは、高森の役場まで下りてこられます。もしかしたら、町の業務というものは、それで可能じゃないだろうかなと、私は考えます。野尻地区の皆さんたちからすれば必要だと言われるかもしれないけれども、もしかしたらもう野尻の出張所は閉鎖してでも高森で対応できるんじゃないだろうかと、もしかしたら野尻の出張所を週に1回開設で対応できるんじゃないだろうかと。そうすることによって、野尻出張所の管理運営費が、私が願いですけれども、町長が自分の口から言えないと思うんですが、県庁の横あたりに高森出張所をつくる。あそこを高森町の発信基地にして、どんどん県との間を近くする。そして、県の支出金あたりを引っ張ってくる、そういうふうな作戦というのも、私は今から先考えていかなければ、よその町村がやったからやるといようなことじゃなくして、よその自治体がやっていないことを先にやっていくということは、私は一つは作戦であると思っております。そうすることによって、やはりあそこにアンテナショップをつくって、高森町の産品であつたり、あそこが高森町の産品だけで賄うのが無理であるならば、牛深と共同して、そこに直産品売場をつくって、

その2階に高森町の出張所をつくって、職員を配置して、県庁でおいしい話があるときには、その話を速やかに高森町に流して、そこを拠点にしてすぐ動くということ。そして、取った県の予算を高森町で住民福祉のために使うという、そのような政策も今後は必要になってくると思うんですけれども、その点、町長の口からそういうことは言いにくいかも知れませんが、今後の戦略について、どういうふうに思っておられるかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、議員は日頃から財政の運営に関して、大変厳しく御指摘いただいていることに関しましてお礼を申し上げます。一番お分かりだと思いますが、やはり熊本地震後、今日、熊日新聞のほうに特別交付税の配付が載っておりました。どこの自治体も被災したところは15億円だの20億円だの入ってきますが、もう一気にそれでも足りないという状況でございます。そういう中で、被災が少なかったところは、分かりやすく言いますと、なかなか事業が難しいんじゃないかということは、これは東日本震災時も懸念されていたことでありまして、実際、そのように感じるというふうに首長さんは言われている方が、東北の自治体、多うございます。そういう中で、当然、佐伯議員がおっしゃるように、だったなら何をやらなきゃいけないのかというところだというふうに思います。当然、行政として、事務方としては、現在策定中であります復旧・復興計画、これにもともとやりたかった、例えば事業であつたり、若しくは道路整備であつたりすることが、復旧・復興のこの計画づくりの中に入れ込むことによって、できる場合はやっていくと。そのことによって補助金等の財源の確保を図るということが一つと、先ほど申し上げましたように、有利な起債を使っていく。直営ではなく、例えばたかもりポイントチャンネルは熊本県内でも珍しい、過疎債のソフト枠を使っているというところでございます。そういうところをやっていくと同時に、我慢するところは節約をしていきなさいというのが佐伯議員のお考えだと思います。しかしながら、節約だけでは駄目だと、打って出るところは打って出るべきだというところでございまして、職員は、行政としては節約をしていく。ただし、私は政治の部分の部分を預かっておるわけでございますので、取りに行く姿勢というのはこれから今までと変わらぬように持ってまいりたい、持っていきたいと思います。ただ、取りに行くための環境の設定もそろそろ必要ではなかろうか、またそういう時代に本当に入ってきているのではないかというふうに考えております。私の次の世代の時代にはさらに人口が減ります。そういう中で、

首長は地元にもいつもいる、議員さんもいつもいなければいけない、そういう中でやはり議員がおっしゃったように、前例がないことにチャレンジするということは非常に大事なことだと思います。現在の湯の里荘再建についても前例がないことに、佐伯議員と一緒にチャレンジしているわけですが、先ほど例で申し上げられたように、熊本の出張所、私は近い将来は本当に必要になる、部分も必要になってくるのではないかというふうに思います。そのことが取りに行く姿勢であって、なおかつ熊本県との情報交換、スピードがある町政ができる環境というのは、やはりメールや電話よりも近くにあるべきではないかというふうに考えております。私は、日本が災害が多くなってきました。そういう中で財政に詳しい議員さんは多いと思いますが、私はそれぞれの自治体が、例えばはっきり申し上げますが、高森町と南阿蘇村、西原であったり、山都町であったり、阿蘇郡市のこの近隣の自治体が同じ事業をそれぞれ実施しているところがありますので、そこはやはり今後マクロの視点で、議員やはり見られるとするならば、その部分というのを成長戦略として、そのマクロの視点で見た成長戦略として妥当なのか。同じ事業をばらばらの自治体で同じときにやっていると、やはりそこで合わせる必要が出てくるのではないかと。隣接自治体同士のクラウド化、要は情報の交換と、同時にその情報交換するにあたって高森町が主導する、その中の中心になるためには、議員がおっしゃったように、より県であったり、国であったりする情報を、電話やメールではなくて、顔が見える範囲の中でface to faceで得られるような環境をつくる時代が来たというふうに考えております。

野尻の朋遊館につきましては別問題になりますが、私はやはりこの機能については出張所の中で賄えるもの、出張所以外でできること、より地域の方が「ああこれならええぞ」と、「より利便性もよくなった」、「私たちも何カ所も行かなくてよくなった」というようなことが可能であるとするならば、早急に手がけるべきではないかと。ただし、その中では野尻の朋遊館に関しましては、地元の活性化委員会もございますので、しっかり提案をして私のほうからも意見を諮ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

今、町長が言われたように、もう一生懸命努力されておるのは私は分かっております。ですから、役場の中に町長の顔がなくても、私は大丈夫であります。どんどん県や東京のほうで活動をして、高森町の住民のために、また阿蘇地域のために頑

張っていただきたいというふうに思っております。私は心の中では、あなたに国会議員になってほしいという気持ちをもっております。できれば、比例選挙区で九州ブロックあたりで衆議院議員にやっていっても、今の歳からやれば十分日本を動かす人材になるのではないかと考えております。いろんな経験、そして今のスピード、行動力、そういうふうな面からしても、大変期待をいたしております。これはあなたが決めることでありますし、後援会の皆さんがいらっしゃることでありますから、私が一議員として当選当初、野党議員というふうに僕にはちゃんと名札が付けてありますから、私があなたにそういうことを言うのは差し出がましいとは思いますが、私も、ここ2年間、あなたの活動を見ていて、私は率直にそう思いましたから、私の欠点は思ったことをそのまま言うことが、私の欠点であります。少しオブラートに包めばいいものを、そのまま言うからいろんな問題が起きるわけですが、私はあなたの力は評価しておりますから、今後とも高森町のために頑張りたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 2時20分より再開いたします。

—————○—————

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

—————○—————

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 皆さん、こんにちは。4番 興梠です。

通告しました熊本地震及び避難所について、最後に南阿蘇鉄道についてお伺いをいたします。よろしくお願いを申し上げます。

まず、4月に発生いたしました熊本地震についてお伺いをいたしたいと思っております。先日、熊本地震の関連死におきまして、本町では3の方が初の犠牲者と報道されました。まず、お亡くなりになりました皆さま方に対しまして、哀悼の意を表したいと思っております。それから、被災されました皆さまへお見舞いを申し上げます。

早、震災から8カ月が経とうとしておりますけれども、本町では熊本地震からの生活再建や今後のまちづくりの指針となる復旧・復興計画を策定中ですが、

本町はほかの市町村に比べますと、被害が少なかったとはいうものの、熊本市内への交通アクセスが遮断され、今になって現在その影響をひしひしと痛感させられております。

さて、今回の震災によります被害の状況は、何度か執行部のほうから説明を受けているところでありますけれども、改めて現在までの被害状況、それから復旧状況なり、進捗状況についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 4番 興枵議員の御質問にお答えをいたします。

まず、家屋の被害についてでございますが、被災後、駐在員さんを通じて聞き取りを行いました、当初は全壊が1戸という形で取りまとめておりましたが、その後、調査を行いました結果で、半壊1戸というふうに取りまとめております。その後、住宅の被災については、罹災証明書を発行いたしますということで、一部損壊として住家が108戸、非住家が85戸という被災の取りまとめをしております。当初、全壊・半壊というふうに、その部分で取りまとめをしておりましたのは、県への報告が急ぎます関係で、その部分だけを取りまとめておりました。

あとは町道につきましてですが、町道につきましては地震の被害は8路線でございます。現在、2路線につきましては復旧工事中でございます、6路線は工事が完了しております。

それから、農地等の災害につきましては、地震につきましては14カ所、そのうち12カ所につきましては多面的機能支払交付金の対象ということで、その交付金の中で復旧をしていただいております。残り2件につきましては、対象ではございませんので、町の公共的施設整備事業、いわゆる5割補助ですが、これで復旧をいたしております。復旧の事業ベースでいきますと541万2,000円という形になっております。

それから、最後に寺社等の被害につきましては、9件という報告を受けております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興枵壽一君。

○4番（興枵壽一君） 自席から失礼をいたします。

今お話を聞きますと、他町村が被害が多かったせいですか、先ほど言いましたけれども、本町では少ないような気がいたしますけれども、かなりの件数が上がっているようでございます。聞くところによりますと、JAの共済金の支払いにつきましても300件以上の支払いがあったというふうな話を聞いております。今お話の

中にもありましたように、公費で補助対象になるものと、ならないものの被害があるかと思います。農道、それから農地におきましても、災害として認定ができません。分につきましては、今話がありました多面的事業において対応されていると。これは営農団体のほうでされているかと思いますが、この多面的事業でなされた事業がどのくらい具体的にちょっとお話を聞きたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 4番 興梠議員の御質問にお答えいたします。

先ほど総務課長のほうから御説明がございましたように、全体件数としまして、現在までこちらのほうに報告が上がっている分につきましては、5割補助を除いた12件が多面的機能の支払交付金として対応されたということでございます。具体的に言いますと、農地でいきますと畦畔の決壊等によります、その法面の復旧ですね。それから、畦畔自体が決壊したということで、そこらへんにつきましてもやはり重機等を使われた、そして労役等にはその農家さんが出ていただいて対応していただいております。

あと大きなところでいきますと、芹口、草部のずい道でございますけれども、ここが落盤があっておりまして、それにつきましては地元の方で、その落盤等の除去は自分たちでされたということでございますが、現在、その落盤が起きた箇所につきまして、保護用のカバーを上付けて、それを固めるような工事は業者さんをお願いして、今していただいておりますというのが、それが約108万円程度かかる見込みでございます。これはまだ現在されておられますので、こちらのほうに正式な実績がいくらかということではまだ報告がおりませんので、変動する可能性はあるかと思います。

それと同時に、ここにまだ上がってきていない箇所も複合的に今されていることだろうと思いますので、それは工事自体が終了されてから、こちらに報告があるものと思っております。

ただ、今回の地震につきまして、農林サイドのほうとして、当初、阿蘇市あたりでもあっておることでございますけれども、公共的な災害復旧ということになりますと、国の査定を受けたり、あるいはその査定後に工事に出して、それから工事をしていただくということがありまして、どうしても春の植え付け期間には間に合わないということで、農家さん自らがこの多面的機能とか中山間の支払交付金を活用されて、自分たちの農地は自分たちで守るという意気込みの下で迅速に対応されまして、それをもって植え付け等にも最大限努力されて、支障がないところまでござ

着けていただいたと思います。農家さんの御努力に対しまして、私たちのほうからも大変感謝をしているところでございますし、こちらのほうで対応できるところと、できないところがあったということで、そのへんはうまく補完関係が成り立ったのではないかというふうに思っております。いずれにしましても、これからまたこういう災害等もあるかと思えますけれども、こういう有効な補助金等を活用していただいて対応していただけたら有り難いものと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興枺壽一君。

○4番（興枺壽一君） 今課長が言われますように、自分の農地は自分で守る、自主防災におきましても、自分の命は自分で守る、これは基本ですかね、これに基づきまして今後もいろんな事業がなされるかと思えますけれども、先ほどお話がありましたが、議会では議会報告会を先日行ってまいりました。その中で要望がございましたのが、小さい営農団体におきましては、多面的事業をこういった災害に急に使うと、どうしても年間計画の予算を使ってしまうといったことがあるということで、公費あたりの補助もいただきたいというような要望もございました。これについては答弁は要りませんので、そういう要望もございましたので、今後考慮していただきたいと思います。

次に、建物被害についてお伺いをいたしますが、建物の被害調査についてはどのようにして行われたのか、また被災直後に避難所あたりは応急危険度判定結果について、高森町が回られて結果を出されていると思えますけれども、どのような結果が出たのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） まず、家屋調査につきましてですけれども、先ほど若干申しましたけれども、被災直後は私どもが把握すべき数字としては、全壊・半壊という部分で思っておりましたので、駐在員にお尋ねをした部分については、最終的に半壊が1件ということで、それ以降の把握につきましては、罹災証明を発行するという形で上がった数字を実際の被災家屋の数字というふうに考えております。

その中で家屋被害調査につきましてですけれども、これにつきましてはTPC等で周知をいたしました結果、一般家庭からは29件の調査希望がありまして、それから高森保育園が1件、合計、家屋被害の調査ということで、被災建築物応急危険度判定士ということで、町内の免許を持っておられる3名の方に調査を御依頼して行ったところです。

町営住宅、それから公共施設につきましては、町営住宅は101件、それから公

共施設につきましては高森中学校の体育館、高森中央小学校の体育館、この体育館二つが危険という判定でございました。それから、色見生涯学習センター体育館は注意ということで、住宅についてはそれ以上の判定はあっておりません。大丈夫とまではいきませんが、注意という判定はいただいております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） ただいまの説明では、罹災証明を発行した件数が建物の被害ということで認識してよろしいんですかね。他町村が把握しているその建物の被害、それから県が出している件数についても罹災証明書の発行の件数なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 他市町村の一部損壊という部分がどういう扱いかというのは、ちょっと私どもも内容については把握をしておりますので、お答えはちょっとできないところです。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 危険度判定につきまして、危険が3件と言われたんですかね。この危険とされた建物につきまして、その後の追跡調査といいますか、それはなされておるのか。体育館等については、現在、修理をなされている途中でございしますが、ほかについてはどんな状況になっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 先ほど申しましたのが、高森中の体育館と高森中央小の体育館が危険、それから色見生涯学習センターの体育館が注意ということでございました。色見生涯学習センターについては、その後、経過を見守りましたけれども、状態が悪くなるということではなかったもので、その後の対応はしておりません。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 分かりました。

次に、コミュニティ施設等についてお伺いをしたいと思います。先ほど神社等にも被害があったというようなことでございますけれども、熊本県は市町村からの要望が多かった集落で所有・管理する集会施設や記念碑などのいわゆるコミュニティ施設等の地域の復旧等に復興基金を取り崩し充当・支援するとしております。当町において該当施設は、先ほど言われたとおりでありますけれども、こういったコミュニティ施設について、これも議会報告会でちょっと出た意見ですが、神社等にお

きましては人口減少とか高齢化に伴いまして、氏子あたりが減少しているということで、再興するのに大変な負担を強いられているということで、なかなか復旧について厳しい状況だというような話を聞いております。こういったコミュニティ施設の復旧に向けての熊本県のこの支援の内容ですね、これは該当するのか具体的に説明をお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 熊本地震の復興基金を活用した熊本県の12月補正対応ということになってまいりますが、この中で概要の中では地域コミュニティ施設の復旧支援ということで、資料ではだいたいコミュニティ施設の復旧に15億5,000万円の補正予算が組まれているようでございます。このコミュニティ施設の復旧については、9月の県議会で質問がなされておりました、その時点ではどのような制度設計ができるか、またその可否も含めて検討が必要となる。次期定例会で予算できるよう具体化に向けた検討を進めてまいるといふ県の説明があっておりますが、今回補正の予算が上程されておりますけれども、その概要の中で私たちが持っております資料では、はっきり神社等についてという表記がございませんし、予算が成立すれば、その概要について流れてくるものというふうに考えております。

また、被災した神社等が高森町の文化財であるということになりますと、文化財保護条例というのがございまして、その中に町の責務もございまして、それは何らかの手当をしていかないといけないのではないかというふうに思っております。

もし、公費での手当がない場合ですね、というふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興枳壽一君。

○4番（興枳壽一君） 新聞の中の記事におきましては、確か神社というような文言が入っていたかと思えます。恐らく該当するのではないかと思いますけれども、現実こうして神社等に被害が出ているということになれば、町の文化遺産、大変重要な町の宝であろうかと思えますので、先ほどお話がありました文化財産保護といいますか、条例といいますか、そっちのほうでの対応もよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、次に高森町への災害基金についてお伺いをしますが、全国各地から善意ある災害援助金をいただいております。このことに対しまして心から感謝を申し上げたいと思います。今回の震災に対しまして、どのくらいの援助金をいただいているのか、また今回の定例議会におきましても有効な活用事業として補正予算が計上されております。今後の活用計画等がございましたらば、御説明をお願いを申

し上げたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 高森町災害基金の現況でございますが、今定例会に提案をしております補正予算（第8号）までは、受け入れ、積み立てともに3,500万円という形で提案をさせていただいておりますが、13日までの受入額は3,950万円となっております。その中で既に予算化、また上程中のものを含めると、南阿蘇鉄道関連が1,120万円、火山灰対策が77万円、それから高SPOですけれども、これはいただいた方から高SPOにという形で指定をされておりますので20万円、それから草部の忠魂碑について、現在のところ100万円という計上をしております。今後の用途についてですけれども、一部損壊を受けられました家屋について、他市町村では見舞金を決定しているところですので、単価等についてはまだ具体的に決めている段階ではございませんので、金額的には申し上げることができませんけれども、災害の見舞金、それからその後どんどん今後出てくるであろう南阿蘇鉄道関連、それからその他県の災害基金に該当しない部分への手当等が出てくるかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 今後の活用ですか、一部損壊の家屋の見舞金ということで計画されているようでございます。この見舞金を受けるというか、見舞金を支払うときに先ほど、罹災証明書なり必要になってくるかと思っておりますけれども、罹災証明書が必要になると、かなりの制限が出てくるかと思っておりますけれども、できるだけ支払い等がしやすいような方向でお願いをしたいと思っております。

それから、公費対象外についても考え中ということですので、先ほどの神社等につきましても、できるだけ補助をお願いしたいと思っております。

続きまして、避難所につきましてお伺いをしていきたいと思っております。避難所の耐震性・耐久性、それから備品の整備状況についてですが、今回の地震におきまして防災ハザードマップに記載されております指定避難所にどのくらいの方が避難されて、その避難状況はどうだったのかお伺いをしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 避難所の避難者の状況ということでございますが、本震が発生いたしました4月16日が当然一番多うございまして、21時30分に集計した時点では1,786名の方が14カ所の避難所に避難されておりました。町といたしましては、高森総合センターへの避難が結構多うございまして、このときが4

80名でございましたので、高森地区におきましては総合センターに避難された方につきましては、防災組織の未組織の方がほとんどでございましたので、役場職員でいろんな形の対応をするということで、集中的に避難者の対応をしたところでございます。

他の施設につきましては、主要な部分は町職員が張り付いておりましたけれども、地元で対応できる避難所につきましては地元をお願いをして何とか避難所の運営ができたというところでございます。その中では消防団の皆さんに大変お世話になって、物資の運搬であったり、避難所の運営について大変お世話になったところです。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） お話ですと、かなりの方が自主避難をされたということです。今回の避難の仕方にはさまざまな形態があったかと思います。指定された避難所への避難、それから地域の集会所なり公民館への避難、それから車中への避難、いろいろ施設を使った避難があったかと思います。しかし、先ほどから話が出ております、大変気になりましたのが、指定された避難所、高森中学校、それから高森小学校の体育館、この二つが避難所として使用ができなかったという現状です。行政によりまして指定された避難所であれば、誰しものが安心して安全な避難場所というふうに確信しておるかと思います。また、高森の中学校・小学校といえば、一番の高森で人口の集中した避難所でもあり、その避難所の屋根が崩落したということになれば、大変重大なことと思われまます。安心・安全に対する疑念が生じたのではないかと思います。

今回、先ほどお話がありましたように、応急的な危険度判定はなされましたけれども、各避難所を指定された残りの12カ所ですか、この避難所におきまして、耐震性なり耐久性等は、その後、震災後調査なされたのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 本町におきましては、すべての建物について、耐震性そのものはクリアしているということで、27年の段階では取りまとめをしておりましたので、耐震性については問題はないというふうに考えております。ただ、今回、高森中学校、中央小学校の体育館につきましては、天井の部材が落下したということで、その部分については耐震性とはまた別物でございますので、その落下については想定ができていなかったということはいえると思います。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 今後はこういった指定避難所については、今回のことがございますので、地域住民の方は必ず指定された避難所に避難をされると思います。復興計画におきましては、役場庁舎の強震化というようなことが入っておりますけれども、こういった避難所におきまして、再度調査をいただきまして、安心して避難できますようお願いをしておきたいと思います。

それから、私は26年12月に避難所の件について一般質問をしております。そのときに避難所に最低限の施設、備品といいますか、そういったものが整備されているかというようなことで質問をしております。現在、どのような方針で、どのようなものが現在整備されているかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 今定例会にも備蓄倉庫の予算について計上させていただいておりますが、野尻・草部地区の6カ所の避難所に備蓄倉庫を設ける予定でございます。野尻・草部につきましては、何か災害が発生したときに、すぐには本町から物資を届けることができないことも予想されますので、そういう形で備蓄倉庫を設けるところでございます。

その内容につきましては、大々的に4月の地震のように停電が発生しますと、これはもうあのような形で復旧するしかないかなというふうに思いますが、通常の形でありまして、小型の発電機で賄い得ると思いますので、家庭用のガスボンベ、カセットガスで稼働いたします発電機をまずそこに置きたいというふうに考えております。

それから、急場をしのがなければならないということで、食料、水、それから毛布等を中に配備したいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 備蓄倉庫、それから食料、水、毛布、それから発電機等を整備いただくということで、大変有り難く思います。しかし、現在、AEDなり災害用の専用無料公衆電話等を設置がしてございます。こういった施設をせっかく整備していただきますならば、うまくその地区で活用されなければなりません。そのためにその整備された備品等の運用方法なり規定なり、それからそれを管理する責任者が必要かと思われます。こういった責任者等について、どのような考えでおられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 避難所、若しくは備蓄倉庫の管理運営ということになってまいりますけれども、先ほど芹口議員が御質問されたときに申しましたように、地域の防災組織がまだ全体で組織できていない状況でございますので、当然そちらのほうを精力的に組織化を働きかけた上で、地域の代表であります駐在員さん、それから防災組織の役員さんと協議しながら、当然その管理、それから管理責任者については定めてまいりたいと思います。

備品等の運用規定については、まだまだ未定の状態でございますので、組織の方々と相談しながら決めてまいりたいと。また決まりましたなら、いろんな形で周知をさせていただこうというふうに考えているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 先ほど言いましたAEDなり公衆電話につきましては、もう整備されてからかなり経つかと思います。先日、駐在員さんなり、それから防災会の会長にお聞きしましたところ、具体的な使用方法なり、何も聞いていないというようなこととお話されております。せっかくこういったものが常備されておりますので、そのあたりはしっかり周知徹底をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ要望ですが、避難所の運営規定といいますか、マニュアル、これについても模範となるようなマニュアル等がございましたならば、各自主防災のほうにお示しいただければと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に移らせていただきます。今回の震災におきましては、先ほど言いました災害義援金と、また全国各地から身に余る支援物資をいただいております。私の地元の山東部、山の上にも1軒1軒、心温まる支援をいただき感謝に堪えませんが、高森町としまして、当町としてはどのようなところから御支援をいただいたのか、またその支援物資についてどのようにして配布されたのかお伺いをしたいと思います。

それから、もう一つ、指定避難所、それから自主避難所というような区別ができるかと思いますが、この避難所に対する行政からの支援、この支援の内容が違いがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 先の地震にいただきました支援物資ですけれども、約140個人、団体の方から支援物資をいただいております。支援につきましては、日頃から申しておりますように、自治体であります福島県の相馬市、それから長野県の高森町をはじめ、自治体、それから他県の県等からいただいております。それから、民間団体からもいろんなところからいただいております。詳細については、か

なり多うございますので、割愛させていただきたいというふうに思います。

物資につきましては、高森町立体育館のフロア、テニスコートの部分がほとんど埋まるぐらいの物資をいただいております、量的には。その多くが水であったり、マットであったりという、ちょっと表現は悪うございますが、かさ張る分も結構あったというふうに思います。現在、体育館のテニスコートの部分は片付けないといけなということで、一応観覧席に上げておりましたが、大部分は約半分ほどは旧色見保育園、それから残りにつきましてはテニスコート以外の部分の会議室等に今保管をしているところです。ただ、体育館に今置いておりますのは、食料がかなりございますが、アルファ米ですね、お湯を入れて戻して食べる御飯ですけれども、これが相当量ございます。賞味期限がございますので、支援をいただきました団体も自分のところに備蓄をされておりましたものをいただいたものが相当ございますので、賞味期限が迫ったり、中にはもう既に期限が過ぎたものもありますので、なかなかそれをそのまま全体を皆さまにというか、備蓄倉庫に移すというのはちょっと簡単にはできない部分もございます。

それから、指定避難所とその他の区別ということですが、町が本震が発生した後は14カ所と言いましたけれども、その部分については全体的に町のほうから手当をさせていただいたというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 職員の皆さんは、震災後、大変だったと思います。自分も被災者という中で各地区の指定避難所、それから自主避難所にも個人宅にも支援物資を配布いただきました。本当に感謝を申し上げたいと思います。

それから、先ほど支援物資の中に少し余りがあるというようなお話ですが、防災組織等の自主訓練等がございしますが、そのときの訓練に使用させていただけないか。有事の際、こういうアルファ米の使用の仕方なり、できるかと思いますので、そういった方面にも回していただくように、どうかお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。南阿蘇鉄道についてですが、南阿蘇鉄道の被害につきましては、高森町、それから南阿蘇に果たしてきた役割を考えれば、何事にも耐え難く、言葉で言い尽くしようがございません。現在、南阿蘇鉄道全線復旧に向けまして、南阿蘇鉄道復旧支援チーム高森実行委員会が立ち上げられまして、さまざまなイベントを開催し、全国へ情報を発信しておられます。今までに支援等を行われておりますけれども、内容と今後のまた支援についてどのような計画がなされているのか、

また現在は高森町単独でこういったイベントなりを支援活動を行っておられると思いますけれども、沿線自治体との連携等については、今後どのようなお考えでおられるのか伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） こんにちは。ただいま質問がありました4番 興沼議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

まず、支援対策チームについてですが、本年7月に南阿蘇鉄道復旧支援対策チーム高森という名称で設立しております。構成員といたしまして、経済団体の役員、現在のところ5名です。それから観光団体の役員1名、それからまちづくり団体の役職員ということで1名、それから会長が必要と認める者といたしまして、現在、天草と高森で横軸連携実行委員会を行っております、その会長のほうを1名ですね。合計8名で構成されております。一応会長のほうは互選によりまして高森町商工会の吉良会長をお願いしております。事務局のほうは政策推進課のほうで行っております。なお、11月から会長が必要と認める者といたしまして、南阿蘇村の企画観光課後藤課長のほうに構成員として選任いただいております。

それから、イベントといたしましては、まず単発のイベントですね、これは1日限りのイベントといたしましては、7月31日に南阿蘇鉄道復活祭ファーストステージということで、この日から南阿蘇鉄道が一部区間開通いたしました。この日が約4,000名の来場がありました。それから9月11日、22日、24日、南阿蘇マルシェ特別編ということで、これはJR九州旅行のイベントでございまして、1日だいたい約100名、3回で約300名の来場があっております。ちなみに、この9月22日の日、NHK BSプレミアム「きらり！えん旅」という番組の収録がありまして、その補助も行っております。これは10月29日にテレビのほうで放映されております。それから、10月8日、これはちょうど阿蘇山の噴火した日なんですけれど、この日、南阿蘇鉄道秋のトロコマルシェということで、これはレールフェスタ九州という、九州の鉄道のイベントがありまして、その一環といたしましてイベントを行いました。これが600名の来場でございました。それから、11月27日、南阿蘇鉄道復活祭セカンドステージということで、この日からラッピング電車が走っております。ONE PIECEのラッピング電車ですね。この日が2,500名になります。ちなみに、ラッピング電車のほうが約半月で延べ800名の乗車があっております。町外等を問わず県外からもお越しいただいているということで、大変有り難く思っております。それから、12月4日、スマイ

ルフラワーズ、高森町に笑顔の花を咲かせましょうということで、これは湧水トンネルのほうで行いました、これが1,500名。このイベントについては、一応実行委員会のほうで支援というのを行っております。

それから、継続イベントといたしまして、高森駅の構内で南阿蘇鉄道資料展ということで、歴史でありますとか、現状でありますとか、あとNHKのほうから御協力いただきまして放映等をしておりまして、それを駅のほうに設置しております。これは常時、御覧いただけるようになっております。それから、南阿蘇鉄道沿線クイズラリー&体験ラリーということで、これは南阿蘇鉄道の10の駅、これは電車は走っておりませんが、訪れていただきたいという意味を含めまして、それを五つに分けて5問のクイズを出題、それから抽選によりましてプレゼントを行うようにしております。ほかに、エリアを高森地区、それから色見・上色見地区、南阿蘇地区の三つのエリアに分けて、参加店舗37店舗でキャンペーン商品等の購入いただきますとプレゼントという体験ラリーも行っております。ほかに復旧支援Tシャツの販売、これは高森町商工会青年部が製作しましたTシャツの販売も行っております。それから、白川第一橋梁及び立野橋梁が土木遺産になっております。その解説番組の収録の補助も行っております。これもTPCのほうで既に放映は済みでございます。

それから、実行委員会フェイスブックページによる支援関係の広報ということで、これは8月1日から実行委員会のフェイスブックによりまして、南阿蘇鉄道の支援を広報しております。ちなみに8月から11月までの4カ月間で約8万件のアクセス、だいたい1日600から700件のアクセスがっております。それから、南阿蘇鉄道が行っております施策に対しまして支援をしております。被災枕木のオーナー制度、これはもう368本、一応完売をいたしまして、これは枕木のほうにオーナーさんの名前を貼り付けるというやつですね。一応その販売は完売ということで終わっております。

それから、南阿蘇鉄道のホームページに、バナー広告を募集いたしております、一応10件を目標にしております。既に今2件契約をいただいております、このバナーについてはホームページを御覧いただければお分かりになるかと思います。

それから、今後予定しておりますのが、既に布設してあります枕木のオーナー、これをだいたい1カ所1万円ぐらいで販売を予定しております。それから、被災レール、これはもう被災に遭って使えなくなったレールを記念品用に加工いたしまして、一応500本販売を予定しております。ほかに南阿蘇鉄道が10駅ありますの

で、そのオープン、全線開通に合わせましてネーミングライツ、一応各駅の名前を販売してはどうかという案も出ております。それから、電車内のつり革、そのオーナー制度ということで、それにも個人の名前をということで販売を予定しております。

それから、今後開催予定のイベントといたしましては、今から冬になりますとなかなか観光客というのが少なくなるという現状がございますので、その減少対策のイベントといたしまして、湧水トンネル公園のイベントに合わせました復興イベント、先に説明しました12月4日でありますとか、今月の12月23日ももう一つイベントがありますので、そこへの支援。それから、ONE PIECEのラッピングの列車につきましては、先ほど申しましたとおり、既にたくさんの方がお見えになっていますので、これからも引き続き御乗車いただけるような感じのイベントであったり、情報発信を続けていきたいと思っております。

それから、明けて新酒まつりが例年行われております。これにつきましても復興イベントということで何かしらの協力をというふうに思っております。

それから、事業関連予算につきましては、委員会設立時に800万円、それから今回の補正で120万円ということで、一応920万円が今年度の予算というふうに計画をしているところでございます。

それから、これからの支援につきましては説明を申し上げましたんですが、沿線自治体との協力・連携ということで、先ほど申しましたとおり、南阿蘇村の課長については復旧支援対策チームに選任させていただいておりますので、来年度につきましては南阿蘇村の経済団体と、それから観光団体、これに委員としての協力を依頼しているところでございます。

それから、また29年度の予算につきましては、一応支援対策チームのほうから高森町及び南阿蘇村のそれぞれへ来年度の予算要望につきましては既に要望書を提出しておるところでございます。ですから、今後につきましては、とりあえず沿線町村が高森と南阿蘇だけではございますけれど、引き続き南阿蘇鉄道の復旧・復興に向けまして、それから全線開通に向けて、いろいろ協力をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 最後に、町長のほうにお伺いをしたいと思います。草村町長におかれましては、南阿蘇鉄道の全線復旧におきまして、時には高森町長として、また時には南阿蘇鉄道の会社の社長として、日夜奮闘させていることは御承知の事実

であります。先日、熊日新聞に掲載されました町長の記事を引用しますと、「地域での生活には鉄道が不可欠であるということを住民が実感した。全線復旧の方針を掲げている。また、東日本と同じような全面的な支援がないと復旧はできない。熊本地震においても法整備を求め、声を上げ続けていく。」というふうに述べられております。今までもポイントチャンネル等で何度も町民に向けて説明等をされておりますけれども、再度、南阿蘇鉄道の全線復旧に向けての町長の思い、それから考え等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4 番 興梠議員の御質問にお答えいたします。

議員も全線復旧に賛同していただいていると思っております。まず、この南阿蘇鉄道の全線復旧に向けて、私がよく表舞台に出ておりますので、今後、南阿蘇村であつたり、ほかの自治体が援助をしない場合にはどうするのかとか、多々言われる方もいらっしゃると思いますが、そもそも私からはっきり言わせていただきまして、高森町の町長が南阿蘇鉄道の社長というのを決められたのは、私の時代ではございません。ということと、もう一つは一方では大きな被災地の支援をしなければいけないと、きれいなことはよく聞きます。ですから、本気でやっているわけでございます。何度もこれも申し上げておりますが、5月11日に全線復旧をやるのかやらないのかと、その方向性でいくのかいかないのかというのを、臨時株主総会、南阿蘇村、西原村、山都町、大津町、各種株主の団体へ入りまして、熊本県庁もオブザーバーで入っていただきまして、5月11日に可決をして、それから以降、全線復旧に向かって進んでいるところでございます。そのときに決められたことは、現社長である高森町長がぜひ先頭に立ってやっていただきたい。なぜならば、南阿蘇村であつたり、西原村であつたり、大津町は、大変今それどころではないというところを明確に、そこを株主総会の中で決めて、今向かっているところでございます。過去も興梠議員、株主総会や理事会で決められたことを高森町はやってきたわけだと思いますので、私は過去の先輩とまったく同じことをやっているという認識でおります。

そういう中で、せっかくやるならば、当然、全線復旧に向けてやるということを株主で決めたということは、やらなければいけないということで、多くのことを打ち出しているわけでございます。

もう一つ、議員は御承知だと思いますが、先ほど総務課長がお答えになっていた災害復旧基金、これも震災後に条例も作らせていただきましたが、現在3,950万円というのが高森町にいただいております。例えば、半壊1戸、一部

損壊193戸の、例えばこの被害の基準を比べるわけにはいきませんが、ほか県内自治体が全国からいただかれている災害基金の金額を調べていただければ分かると思いますが、高森町は私はかなり多いほうではないかなと思っております。その根拠は数字と、プラスそれともう一つはやはり南阿蘇鉄道に対してへの支援をしたいといわれる団体であったり、若しくは自治体間というのが大変多かったというのも、これは事実でございます。私が大半受け取っているわけでございますが、高森のどこに使ってほしいですかと聞くと、鉄道がああやってなくなって、今厳しい状況で、子どもたちも通学ができない、また道路もそういう状態なんだろうということ、大半の方が言われるというところでございます。

そういう中で、920万円議会認めていただきまして、ファーストステージ、セカンドステージをやらせていただきました。費用対効果等は十分あると思います。しかし、現在の副社長であります南阿蘇村村長 長野村長に、サードステージ以降、要は平成29年以降は南阿蘇村も当然予算化をしていただいて、うちが920万円、約900万円予算化しておりますので、そういう中で南阿蘇村にも当然協力をしていただきたいということを申し上げて伝えているところでございます。

今後、非常に難しい状況でございます。なぜかと申しますと、東日本震災の法律というのは、議員一番御存じだと思いますが、やはり現状で言うなら4分の1しか補助がございません。仮に100億円とすれば、25億円が国で、残り75億円を南阿蘇鉄道若しくは沿線自治体で払うしかないというのが現行の災害救助法の中のことです。それを東日本時には国が2分の1、要は半額ですね。プラス残りも復興起債、復興税、復興基金の中でやるということになったわけでございますが、熊本地震の場合は御承知のように法律ができておりません。ですので、今後、最高の形をする、すなわち住民が鉄道が不可欠であると、南鉄に対しての愛着、やはり復旧をさせていただきたいというところはもう十分声も聞こえておりますので、法整備を求める一方で、やはり法整備が無理とするならば、補助率のかさ上げ、それと残りの分に関しましても県への負担のお願いと、残りの分に関してはやはり非常に高率な起債、要は復興特別債のようなところを使わせていただけることがベストな形ではないかなというふうに考えております。要は自治体の負担がないというところだというふうに考えております。そのためには、国は数字でございます。議員一番御存じですけど、財務省であったり、若しくは橋本審議員がいらっしゃる経済産業省も数字でございまして、今年度の南阿蘇鉄道の決算、上半期がもう出ております。来年年明けて3月の末には下半期が出ます。財務省の今の流れ、財源の流れ、国土

交通省の流れは、すべて今行っている調査費がいくら、調査していくらかかるのかというのが出た後にすごくスピードが速く動くと思います。そのときには多分一番問われるのが、この１年間、南阿蘇鉄道の沿線自治体の方は南阿蘇鉄道は必要ですよと言われながら、一体どのくらいの住民の理解であったり、周りからの協力があったのかという数字の部分は大変大きな材料になると思いますので、私が目指すのは平成２８年度の南阿蘇鉄道の上半期・下半期決算のベースで言うと、収支がゼロ、要はプラスマイナスゼロ程度で終わるような、そういう決算が出たときには、やはり国側も、ああこれはやはり多くの支援が入っているんだろうと。なぜかと申しますと、運行はできていないわけですから、一部区間しか。運行の収入が少ないというのは国も分かっておりますので、あとの部分で収入があるということは、やはり前向きに考えているということと、県民が押してくれている鉄道なんだなということが数字で出るのではないかとということで、今年のこの１２月までは社長として頑張らせていただいているところでございます。今後、ONE PIECEとキリンの午後の紅茶のCMも見晴台駅で使っていただきましたが、またスマイルフラワーズでも議員にもお世話になりました村上隆先生、枕木も全部完売いたしております。ホームページのバナーも大手企業が参加していただいておりますが、今後やはりサードステージ以降は、年明けてはやはり南阿蘇村も実行委員会に入っているところでございますので、予算措置もしていただいて、例えばの話、これは例ですけど、中松駅でイベントをする。そして、高森駅に乗って来ていただく、今と反対のやり方であったり、そういうこともやっていかなければいけない。と同時に、財源の確保に関しては、できる限り国土交通省、財務省と話をもちながら、東日本の三陸鉄道のようになれるように頑張ってもらいたい。そのためには、自治体のやはり議会議員さん、要は選挙で選ばれた民意を得られている議会の応援というのは、大変大きな力になりますので、今後ぜひ高森の町議会にもさらなる御協力と御理解をいただければというふうに考えております。

またもう一つ、これは答弁で不足しているところがございますが、議員が今日御質問の中で熊本地震について補足でございますが、要は半壊は一つと、罹災証明書を持って一部損壊を認めているというところでございます。直後はやはり駐在員さんに把握していただいたと、そのことによって全壊か半壊があるかということでやりました。それ以降は罹災証明書で判断しているということです。家屋調査も当然、家屋調査をお願いしたい人はどうぞということで広報をやっておりまして、２９件中、家屋に関してはゼロ、体育館が２件と、黄色が一つと、色見が１件ということこ

ろでございます。現在、議員がおっしゃったように、神社に関してもマスコミ等と新聞等ではよく名称が出てきますが、私が知り得る範囲では復興基金の中も、県も実は手探りの状態なんですね。やっぱりこれが使えたのか使えないのかというのを、熊本県が自由に市町村が使っていていいと言いながら、一つひとつ国にお願いというか、これは大丈夫なのか大丈夫じゃないのかという、県の職員さんも実は手探りの状態です。そういう中で被災が高森町は少なかったわけでありまして、私は職員には何でもどんどん出せと、例えば神社の被災であったり、例えばの話ですね。何でも出せと言いますが、やはり事務方ベースで言うと、県とそこは話し合っ、これは出していいのか、出してよくないのかということで、出さなかったり出したりしているというところが、議員さんから見ればちょっと不足しているところがあると思いますとおっしゃった、要はAEDと公衆電話、これはふるさと納税プラスNTT西日本との協定によってできたことです。ふるさと納税でAED導入、公衆電話に関してはこれはどの電話よりも公衆電話は切れることは大半がありませんので、公衆電話は優先されますので、NTT西日本のバックアップによってできたことでございます。ただし、ここが議員さんがおっしゃるように、行政が縦割りで私の指導不足でございまして、これを総務課がやるか、どこがやるか、何がやるかというところで、一気に導入しましたので、やはりまだ駐在員さんから見たら何も説明がないぞと。一方ではポイントチャンネルで説明しているというところでございますので、ここはしっかり今後、やはり私が思っていたような質問をしていただきましたのでやらせていただきたいと思います。

トランシーバーに関しては、災害救助法を適用していただきまして、このトランシーバーの機能は、山東部であったり、若しくは電波が届きにくいところも対応できるようなトランシーバーということで、これは災害救助法のときにうちがどうしても携帯電話も届かなかった、防災無線も危ないというところに導入したわけでございますので、県と国に御理解をいただいて、現在使わせてもらっているところでございます。

備蓄倉庫に関しては、本当に不安があられるかと、避難所に関してはあると思いますが、私はマニュアルの作り直しというのを指示しようと思っておりますし、総務課のほうもそう思われていると思います。なぜかと申しますと、やはりいつも一緒に連携してやっている南阿蘇村、西原村、やはり大きな被災を経験されまして、私たちが経験をしていないところが、今後マニュアルに入っていくと思いますので、そういうところはやっぱり勉強させていただきたいなというふうに考えております。

備蓄庫に関しましても、相馬市を見てまいりました。すべてワンストップ化です。相馬市の場合は、品物、時期、消費期限、すべて分かれております。そして、すべて自動化になって、横には運送車が置けるようになって、もうワンストップで運べるようになっております。いろんな海外からの支援であったり、大きな財団からの支援だったりでつくられたというふうに聞いてはおりますが、そういう備蓄庫の小さいバージョンも、今後の例えば復旧・復興計画の中で県が認めていただいて、若しくは国が認めていただくとするならば、普段は起債でしかできないところに補助金が入ってくるというようなことが可能になってまいるといふふうに、私自身は考えておりますので、できる限り町民の皆さんが安心して、何か食べる物も飲み物も最低限はあるなというところをしっかりと見せれるような環境整備にしていきたいと思いますというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） 最後に町長の南阿蘇鉄道の全線復旧に向けての決意なり、また思いをお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

先ほどお話がありましており、セカンドステージのONE PIECEラッピング列車につきましては、かなりのインパクトがあったかと思います。半月で800人以上の方が乗車されたと。その後におきまして、かなりの方が乗車されております。このことを見ますと、高森町民、それから南阿蘇村におきまして、全線復旧は町民総意であろうかと思っておりますので、町長におかれましては今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それから、議会としましては来年、視察研修、それから陳情等を計画しておりますので、我々も精一杯努力をしたいと思いますというふうな決意でおりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 興梠壽一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

3時40分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時30分

再開 午後3時40分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。3番 後藤です。

本年最後の一般質問者、また今回も最後の質問者となりましたが、皆さまにはお疲れのことと思いますが、もう少し時間をいただきたいと思います。

さて、今回の質問は、先に通告いたしておりますとおり、就学援助とスクールバスの高校生対応をとして、町の考えをお聞きいたします。

まずはじめに、就学援助についてお伺いいたします。この就学援助は、国の法律により、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対する教科書、図書費、学用品費、修学旅行費、通学に要する交通費、寄宿舎居住費、学校給食費、医療費及び日本学校安全会共済掛金を援助することとなっております。このことにより、本町の就学援助を受けておられる人数について、まずお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） こんにちは。3番 後藤議員からの一般質問にお答えいたします。

まず、就学支援を受けている人数はということで質問がっております。平成28年度におきましては確定しておりませんので、平成27年度の実績を申し上げます。小学校で19人、それから中学校で15人、そのうち修学旅行の小学生在が1人、中学生が6人ということになっております。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 自席から質問させていただきます。

ただいまの答弁によりますと、27年度においては34名の方が就学援助を受けておられるということでございます。では、この就学援助者を認定するためには、市町村の教育委員会は学校長または民生委員等が就学援助を必要とすると認める者について、教育的立場からの学校長の意見に基づき、要保護及び準要保護児童・生徒に係る世帯表を作成し、3月末日までに認定を終了することとなっておりますが、本町の就学援助者の認定はどうされているのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 自席から失礼いたします。

就学援助者の認定はどうされているかというこの質問でございます。高森町就

学援助に関する要綱によりまして、認定会議を開催し決定をいたしております。学校長の意見、職員等の調査結果及び民生児童委員さんの所見に基づき、当該年度の援助の対象者を決定しております。決定時期につきましては、6月の月上旬までには決定をするということにしております。これにつきましては、税の確定が5月から6月ということになっておりますので、6月上旬までには決定をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 認定にあたりましては、高森町就学援助に関する要綱により認定会議を開催して決定しているとのこととあります。ただ、認定の時期が先に述べました3月末日からしますと、6月上旬であるということからしますと、少し期間があるように思われます。その間の学校の対応は十分になされていると思いますけれども、郡内の他の市町村のこの認定時期の状況がお分かりであればお知らせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 郡市内の状況はという御質問だと思います。認定時期につきましては、阿蘇郡市内の状況を確認をいたしました。一番早いところで5月の月上旬、それから遅いところにつきましては6月の下旬までには決定をいたしております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいま各町村の状況をお聞きしましたが、早いところで5月、だいたい高森と同じように6月が多いと。当然、確定するには税の状況を見る必要がありますので、そういう事情を考慮すれば6月で仕方ないかなと思っておりますけれども、そういったことで認定されますと、奨学援助を受けることができることとなりますが、本町ではどのような費用を援助されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） どのような費用を援助しているかというような御質問でございます。援助の種類につきましては、要綱の中にうたわれております。学用品等の補助、それから新入学児童・生徒学用品等、それから修学旅行費、医療費、給食費となっております。現在、本町が援助しているのは、給食費の全額、それから修学旅行費の一部、これは半額になります、も援助をいたしております。以上です。

○議長（田上更生君） 3 番 後藤三治君。

○3 番（後藤三治君） ただいまの答弁によりますと、本町では給食費が全額、修学旅行費につきましては半額援助しているとのことですが、郡内の就学援助の状況をお分かりであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 郡市内の就学援助の状況ということのお尋ねでございます。郡市内の状況ですが、それぞれ要綱に従って援助されていると思います。まず、学用品費、それから新入学児童・生徒学用品費等、修学旅行費、医療費、学校給食費について援助を行っているというように確認をしております。ただし、金額につきましては市町村によって金額が違います。全市町村一律ではございません。以上です。

○議長（田上更生君） 3 番 後藤三治君。

○3 番（後藤三治君） 郡内の就学援助の状況について答弁いただきましたが、本町の場合、当該年度に小学6年生、中学校2年生の就学援助者がいない場合、あと残りは給食費だけの援助と、現在はなっているようです。私もこのことにつきまして、各町村の状況を調べてみましたけれども、多少差があるように感じております。特に郡内の市町村の状況を見ますと、各学年の就学援助者に対して学用品費、毎年、小学校であれば1万5,000円から、中学校であれば2万円程度の援助がなされております。隣村の南阿蘇と高森町をこの表から試算してみました。本町の場合、学用品費については小学校・中学校とも援助はございません。それから、給食費には、先ほど申しましたように、全額の援助をされております。それから、修学旅行費につきましては、半額という金額になっております。南阿蘇村におきましては、小学校1年生に対しましては入学祝い金と合わせて学用品費を払われていらっしゃるし、2年から6年までについては1万5,200円程度の毎月の援助をされております。それから、中学校に関しましても入学祝い金と合わせて、1年生には4万8,110円、中学生には2万6,790円という支出をされております。それから、給食費は本町と同じように全額です。それから、修学旅行費についても全額支給です。ちなみに、阿蘇郡内の状況を見ますと、ほとんどの市町村がこの学用品費を支給されておりますし、本町が半額である修学旅行費についても全額援助されております。

先ほど言いました南阿蘇と高森町の比較をしてみました。当然、小学1年に入りますと、9年間の義務教育を受けるということになります。総額にしまして20万

円ほどの差が出てきます。この金額が出てくるわけなんです、これは南阿蘇に限らず、ほかの郡内の市町村とも自ずとその差が出てきます。実際に私が今回この質問をするきっかけとなったのは、他町村から本町に転入された方、その中で前の町村で、やはりこの就学援助を受けておられた方が本町に来られても、要するに同じ条件です所以就学援助を受ける。その際に、前の町村からすると少し少ない金額というような情報を得ましたので、私なりに調べさせていただいたわけです。ただ、このことは私も以前役場におりまして、教育委員会職員としてこの就学援助事務を担当いたしておりました。そのときも現在、阿部事務局長から御答弁があったように、当時から給食費全額と修学旅行費半額だったように記憶しておりますし、それまで以前もそうであったように思っております。どうしてこのような差が生じているのか、どこに住んでいようと子どもを生み育てる環境に差があってはいけないと、私は考えております。特に草村町長２期目の政策集、挑戦６で「健康いきいき&子育て楽しいまちづくり」の目的に掲げられておられます。子どもも親も安心して住める町を実現するためにも、就学援助の見直しは必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 就学援助の見直しについての考えはという御質問だと思います。これにつきましては、平成１７年の三位一体の改革によりまして、準要保護者への国庫補助が廃止をされ、一般財源化されております。このことは一般財源ということで、交付税措置化されたということになっております。ただ、交付税措置された就学援助額というのは、なかなか輪郭が見えないということであり、予算化するのに苦慮をしているという状況であったというふうに思っております。

就学援助助成の認定基準につきましては、国レベルでの一定の基準というのは設けられておりません。就学援助制度の運用は自治体の裁量に委ねられていると。そのために認定基準や給付内容が自治体間で大きく異なっているというふうに思っております。

また、本町が学用品等については援助しておりませんが、就学援助とは別に新入学１年生の全員の児童に就学支援事業として、１人５万円を支給をいたしております。内容につきましては、ランドセル、それから現金支給、これは就学準備品の購入費用を払い戻しをするということにしております。それから、三つ目が就学支援券、これにつきましては小学校に納める教材費等の支払いに使用できるクーポン券を支給をいたします。これにつきましては、使用期間を６年間ということになって

おります。現在はこの三つの中から一つを選んで、5万円の支給を受けるということになっております。

先ほども言いましたように、就学援助制度の運用につきましては、自治体の裁量で決めることができるということになっておりますので、一律の基準がないために給付内容等について自治体間で大きく異なっているというふうに思っております。本町が援助しています修学旅行費の一部、半額の援助につきましては、郡市内の市町村と比較をしてみますと、少し差があるというふうに思いますので、今後見直しを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 前向きな答弁をいただきましたので、ありがとうございます。

この就学援助は、先ほど局長から言われましたように、以前は国の国庫補助として行われておりましたけれども、三位一体の改革で一般財源化され、地方交付税により補填されると。そういった関係で、財源が厳しい現況下では予算確保にも大変苦慮されていると思われませんが、先ほどほかの違う質問で町長がお答えになったように、これはどこの町村でも同じような事務をなされている案件でもありますので、できますならば他の町村とそう違わないように、どこにいてもやはり就学援助が受けられるようなシステムづくりに今後も努めていただき、子どもたちが笑顔で楽しい学校生活を送れるよう、皆さんとともに支援していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、スクールバスの高校生対応について質問いたします。まず、高校生対応といたしておりますが、この高校生は高森高校の生徒のことです。この高森高校問題につきましては、これまでもたくさんの先輩議員や、先の9月議会の一般質問で同僚議員から質問があり、町として助成内容や高森高校の存在意義をお聞かせいただき、同校を卒業した者といたしましては本当に有り難いことであると痛感いたしております。私たち同窓生も厳しい環境下ではありますが、今後も高森高校として存続できるよう努力してまいりたいと考えております。

そこで、今回提案したいことは、現在、児童・生徒の送迎用として運行しているスクールバス、これは地区は特定しております。色見・上色見方面から高森高校へ通学されている高校生のスクールバス同乗対応であります。この質問も高森高校生をお持ちの保護者の話を伺い、何とかならないものかと思いながら提案、質問を行うものであります。ここで保護者の話を紹介いたしますと、小中学校まではスクールバスで通学していたが、高校生になるとスクールバスが利用できず、毎日、自家

用車で送り迎えをしないといけない。また、夏場の日の長いときは自転車通学も苦にならないようだが、冬場の日の短いときは周りが真っ暗で何が起こるか心配でならない。特に雨の日や今後予想される降雪時期はさらに心配だなどの話を伺いました。そこでまず、今申しました方面から、現在スクールバスが運行している管内の高校生はどれくらいおいでなのかお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 自席から失礼します。

スクールバスの高校生の対応はということのお尋ねでございます。現在、スクールバスが運行している管内、高森町内と思います。高校生の人数はということでございます。現在、色見から4名、上色見から4名、合計8名の生徒が通学というか、高森高校のほうへ入学しております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの答弁では8名とのことであります。ただ、この数字は現在の数字であり、毎年変化することも予想されます。また、本来の目的で利用される児童・生徒の数にも左右され、多くの問題点もあることは承知いたしております。現在推進されています第二次高森町新教育プランでの目的に「子どもたちがふるさと高森に誇りをもつ教育ブランドを目指す」とされておられます。その取り組みの一つとして、幼・保・小・中一貫教育、さらには中・高一貫教育にも取り組んでおられ、その取り組みの早速の結果として、あの吹奏楽部の活躍につながったものと思っております。

いろいろと申し上げましたが、町内の子どもたちが高森高校へ進学しやすい環境を築くことから、対象地域の高校生のスクールバス対応は必要と考えます。そこで、現行のスクールバス運行状況を教育委員会事務局長へ、最後に高校生のスクールバス対応はできないのかについては教育長にお答えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 高校生のスクールバス対応はできないかという御質問と思います。まず、現状をお知らせをいたします。高森管内、高森、色見地区においては、現在4便のスクールバスを運行いたしております。洗川・村山線が37名、中原・前原線が28名、戸狩・中園線が32名、それから色見・山鳥線が33名の児童・生徒が利用しております。登校便につきましては、7時30分発でいずれも中学校経由小学校に通学をいたしております。また、下校便についてです

が、下校便につきましては、部活をする生徒、それからしない生徒もいますので、時間帯が変わってまいります。また、夏場・冬場で帰る時間等も違います。それから、水曜日になりますと一斉下校ということになりますので、座席にまったく余裕はないという状況でございます。また、学校行事等で午前中の運行であったりすることもありますので、毎月、運行時間の計画表を作成しまして運行しているという状況でございます。以上が現状でございます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 3 番 後藤議員の御質問にお答えいたします。

今、局長のほうからお答えしましたように、現状としては朝便についてはほとんど余裕がない状況でございますし、また午後の便につきましては、学校の状況等によって非常に変わっております。特に水曜日は一斉下校ですので、朝来た子どもたちがそのまま帰るという状況があるということを御理解いただきたいと思います。

まず、お答えについてですが、高森高校へ進学しやすい環境を築くという議員の本日の質問につきましては、まったく私も同感でありまして、これは大変大切であるというふうに思っております。スクールバスの対応につきましては、先ほど申しましたように、現状では、分かりました、じゃあ来年4月からできますよということとは即答できない。いわゆる状況があります。ただ、まったく否定するものではないと考えておりまして、今後の状況を、先ほどおっしゃいましたように、子どもたちの数の問題とか、いろいろと移り変わりがあると思いますので、今後の状況を見ていく必要はあるというふうに受け止めているところでございます。

高森高校の状況をちょっと高校のほうに尋ねましたところ、今回の熊本地震の影響によりまして、随分通学の方法等に改善というか、変更点がございまして、実は原付バイク通学規定が見直されております。山間部等からの道路状況を考慮して、通学区域は指定しないということになりました。昨年までは高森東中、蘇陽中、清和中については許可をいたすと。ところが、高森中、南阿蘇村内の中学校は不許可という規定がございまして、この震災以降につきましては、この通学区域を外しておられます。それで3点ほど、そこの規定があるんですけど、通学距離が学校から自宅まで原則2キロメートル以上である者は許可する。そして、南阿蘇村に現住所がある者は、原則、南阿蘇鉄道の最寄りの駅まで許可すると。また、特別な事情がある場合については、別途審議するという形で、この規定が見直されてきています。したがって、現状を見てみますと、原付バイクでの通学生が現在21名、かなり増えております。また、自転車通学生も14名ということで聞いておりまして、

先ほどお尋ねの色見方面の8人の状況につきましては、バイク通学が1名、それから自転車通学が4名、そして先ほどお話がありました送迎が3名と。送迎の3名につきましては、3年生が1名で、1年生が2名ということで、学校のほうに尋ねてみますと、1年生の途中で誕生日が来ますと、原付バイクの試験が受けられるということでございますので、そういった年齢等によってここあたりは少し変化するのではないかなということで、現状として高森高校も通学対策について動いておりますので、これも一つの視点として検討していかなきゃならないのではないかなというふうに感じているところでございます。

また、中・高の連携につきましては、吹奏楽の活躍と言っていただきまして、大きな力になっておりますが、9月の立山議員の御質問の中で、私、ICT教育のことをちょっと申し上げましたが、これも県教委を交えた推進体制づくりに、校長先生をはじめ、各方面と連携し、今積み上げをしております。先日は、その一つとして、草村町長にも関係者との会に顔を出していただいております。今後、またそういったところも見守っていただきたいと思います。今後とも高森高校の存続についてはしっかり受け止めて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 運行上の利用規程等から非常に厳しい状況、またスクールバスの時間帯や座席の余裕がない状況は十分承知いたしておりますが、高森高校の通学面での支援、さらには県立高森高校存続の一つの手段と御理解いただき、御検討いただきますようよろしくお願いしております。

本年も残すところ、あと半月となりました。この1年を振り返りますと、4月の熊本地震に始まり、災害等の多かった1年ではなかったかと思われされます。そんな中、草村町長をはじめ、職員の皆さまの昼夜惜しみない活動で、私たち町民もどれだけ安心して生活が送れたのか計り知れません。年末年始、十分休養を取られ、来る年が地震前よりも発展した高森町の復興、すなわち創造的復興の年となることを念じて、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時11分

1 2 月 1 5 日 (木)

(第 3 日)

平成28年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成28年12月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 議案第72号 工事請負契約の締結について

日程第4 特別委員長報告について

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	松 本 満 夫 君
政策推進課長	馬 原 恵 介 君	住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	佐 伯 実 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	たかもりポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君

農林政策課審議員	古澤要介君	教育委員会審議員	堺昭博君
総務課課長補佐	岩下徹君	総務課総務係長	岩下雅広君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐藤幸一君	議会事務局庶務係長	山田耕生君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

○議長（田上更生君） 日程第1、意見案第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提出者、6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

提出者を代表いたしまして、意見案第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についての趣旨説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しているところであります。

昨年行われました統一地方選挙において、全国の町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村で無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

日程第２ 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第２、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

—————○—————

議案第６２号 菅山辺地に係る公共的施設の整備計画について

議案第６２号、菅山辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） おはようございます。５番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第６２号、菅山辺地に係る公共的施設の整備計画につきましては、１２月８日に委員会を開会し、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、菅山辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第63号 河原辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 議案第63号、河原辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第63号、河原辺地に係る公共的施設の整備計画につきましては、12月8日に委員会を開会し、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、河原辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 6 4 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第 6 4 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5 番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第 6 4 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、1 2 月 8 日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 4 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 6 5 号 高森町税条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第 6 5 号、高森町税条例等の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5 番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第 6 5 号、高森町税条例等の一部改正につきましては、1 2 月 8 日に委員会を開会し、税務課より佐伯課長、荒牧課長補佐及

び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号、高森町税条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第66号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第66号、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第66号、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、12月9日に委員会を開会し、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長、堺審議員、後藤次長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第67号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第67号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました議案第67号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月8日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び各係長、税務課より佐伯課長、荒牧課長補佐及び各係長、生活環境課より松本課長、田上審議員及び各係長、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第67号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月9日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び各係長、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長、堺審議員、後藤次長及び各係長、住民福祉課より安藤課長、高崎課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第67号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月12日に委員会を開会し、農林政策課より後藤課長、古澤審議員及び各係長、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

また、農林政策課関連事業の広域鳥獣クラウドプロジェクト推進事業の現地調査を行い、担当者より事業の概要や捕獲実績について説明を受けました。委員からは、一部の箇所では捕獲のための餌が設置していないところや、稼働していない箇所も見られたため、本事業の意義や協力体制の確立に努められるよう要望いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第68号 平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第68号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第68号、平成28年度高森町国民健

康保険特別会計補正予算につきましては、１２月９日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６８号、平成２８年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第６９号 平成２８年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第６９号、平成２８年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） ６番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第６９号、平成２８年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、１２月９日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第70号 平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第70号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第70号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、12月9日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第71号 平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第71号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第71号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、12月12日に委員会を開会し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

また、建設課関連事業の簡易水道施設大村水源地の現地調査を行い、担当者より水源地の現状について説明を受けました。この地区の水道水は、地下ボーリングから汲み上げる平原水源地の水と、現地調査を行った大村地区の上流から流れる表流水を合わせて使用しているため、雨季時期や大雨の後などは水道水から濁りや砂等が頻繁に発生し、使用に困っている。このため、町に対し改善要望も出されているところであります。調査当日は、上色見地区の駐在嘱託員をはじめ6名の関係者が立ち会いをされ、協議を行った結果、取水口の変更や一部施設の変更等で改善される見込みがあることから、専門業者の意見も伺いながら対応されるよう要望いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第72号 工事請負契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第72号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第72号で御提案いたしております工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の契約は、本年4月に発生した熊本地震により被災しておりました町道大仲野・宮原線の災害復旧に係る工事請負契約でありまして、契約金額5,022万円、契約の相手方は阿蘇郡高森町大字草部1051番地2、有限会社佐藤建設、代表取締役 佐藤信也氏であります。契約の方法は、12月7日に行いました6社による指名競争入札の結果によるものでございます。ちなみに1社は辞退されております。

地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

なお、工事の詳細につきましては、後ほど建設課長から御説明申し上げます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） おはようございます。

今回の契約締結は、町道大仲野・宮原線の災害復旧工事に係る工事請負契約の締結でございまして、大仲野・宮原線は草部南部の国道325号線沿いの大仲野地区と、吉見神社があります宮原地区を結ぶ、延長約1.8キロの町道でございまして、先の地震により、土砂と大きな岩が道路脇の斜面より数個落石しております。道路を塞ぎ、通行不能状態でありますので、災害復旧事業として工事を行うものでござ

います。

工事の内容といたしましては、工事延長は42メートルで、道路を塞いでいる岩石を破碎し、土砂とともに運搬除去することと、道路脇斜面を安定させるため、落石防止用のネットを設置する災害復旧工事としております。

以上、御説明申し上げましたが、御承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第4、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） 7番 森田です。

地方創生特別委員会から報告します。

今回、特別委員会の会議がありませんでしたが、今後も引き続きTAKARA M O R Iをメインに検討し、新しい情報が入り次第、皆さまに報告していきたいと思

います。

以上、地方創生特別委員会からの報告といたします。

○議長（田上更生君） 災害対策特別委員長 本田生一君。

○災害対策特別委員長（本田生一君） おはようございます。8番 本田です。

災害対策特別委員会の報告をいたします。

災害対策特別委員会を１２月１３日に開催をし、政策推進課より高森町復旧・復興計画についての説明を受け、その内容について審議を行いました。

まず、本計画(案)につきまして、熊本地震からの早期復旧、また創造的復興を目指すため、計画の策定に向けたものであるとの説明と、作業の推進状況についての報告がありました。なお、この計画は、今後、町が復旧・復興に向けた取り組みを行っていく上での指針となるとのことでした。内容に関しまして、被災状況の表記やまちづくりの復旧・復興について、委員からも積極的な質疑や意見が出されました。今後は、現在公募を行っている住民からの意見と、本委員会からの意見とを取りまとめ、２月上旬に計画を策定する予定となっております。年明け１月２４日から２６日にかけて、岩手県の三陸鉄道への視察を予定いたしておりますが、その前段で災害対策特別委員会において事前研修を計画いたしております。

以上、災害対策特別委員会の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長 興柁壽一君。

○議会広報特別委員長（興柁壽一君） おはようございます。４番 興柁です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、１２月１４日に開催し、議会広報「絆」６５号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、１２月定例会初日の質疑、平成２８年度一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、町民の皆さまに分かりやすくお知らせする予定です。今回は２月７日の発送を目標としておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

—————○—————

日程第５ 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第５、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 本日の日程は、これで全部終了いたしました。

一言御挨拶申し上げます。

平成28年12月定例会、もうあと本年も残すところ2週間余りというようなところでございます。本年を振り返ってみますと、4月の熊本地震、それからその後の梅雨時期によります大雨の被害、夏場の高温と、そして10月の爆発的な阿蘇山の噴火というようなことで、非常にこの1年間、異常気象といたしますか、被害の大きかった1年で年が明けるわけでございます。その間、町長をはじめ、職員の皆さん方には、住民が安心して、そしてまた安全に暮らしていただけるような対策をいろいろな形で取り組んでいただきました。住民の皆さん方からも、皆さんに対する信頼というのは非常に大きいものがあったというふうに思っております。皆さん方のこの1年間の住民への対応等につきまして、心から議会といたしましても敬意と感謝を申し上げるところでございます。まだまだ復旧・復興には長い時間を要するということではございますけれども、今議会の中でいろいろ提案もされました災害の復旧・復興計画等につきましても、町民の皆さん方の幅広い意見を取り入れながら対策を講じていくというようなことでございます。なお、これからも議会、それから町長、職員の皆さん方と連携を密に図りながら、住民の安心・安全のために、そしてこの復旧・復興計画の策定を基に、創造的な復興、そしてそれを生かした高森町のまちづくりに努めてまいる必要があるのかなというふうに感じたところでございます。来年こそは、本当に皆さん方が安心して暮らしていけるようなまちづくりの、また新たなスタートを切るという思いの中からスタートしていかなければならない部分もあろうかというふうに思います。そのためには、正しい情報を住民の皆さん方としっかり共有しながら、そして住民の皆さん方の信頼を受ける形の、また議会でもありたいというようなことで、私たちもしっかり議会活動にも努めているところでございますので、どうぞまた職員の皆さん方もこれからもなお一層の御尽力・御努力も、また御協力もお願いをしたいというふうに思っております。どうぞ皆さん方にとりまして、新しい年が本当に希望のもてる、期待のもてる年になりますことを心から御祈念申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。

-----○-----

○議長（田上更生君） それでは、会議を閉じます。

平成２８年第４回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前１０時３８分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平 成 28 年 第 4 回 定 例 会

平 成 28 年 12 月 発 行

発行人 高 森 町 議 会 議 長 田 上 更 生
編集人 高 森 町 議 会 事 務 局 長 佐 藤 幸 一
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電 話 (0967) 62-1111